

令和7年 第3回

身延町議会定例会会議録

令和7年9月 2日 開会

令和7年9月11日 閉会

山梨県身延町議会

令和 7 年

第 3 回身延町議会定例会

9 月 2 日

令和7年第3回身延町議会定例会（1日目）

令和7年9月2日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 町長行政報告並びに議案の説明
- 日程第5 認定第1号 令和6年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 認定第2号 令和6年度身延町水道事業会計決算認定について
- 日程第7 認定第3号 令和6年度身延町下水道事業会計決算認定について
- 日程第8 報告第7号 令和6年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第9 議案第61号 身延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第62号 身延町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第63号 身延町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第64号 身延町勤労青少年センター条例を廃止する条例について
- 日程第13 議案第65号 身延町下部リバーサイドパーク条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第66号 身延町社会体育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第67号 身延町水道給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第68号 身延町下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第69号 身延町農業集落排水施設等条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第70号 身延町過疎地域持続的発展計画の変更について
- 日程第19 議案第71号 令和7年度身延町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第20 議案第72号 令和7年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第21 議案第73号 令和7年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第22 議案第74号 令和7年度身延町介護保険特別会計補正予算（第2号）

- 日程第23 議案第75号 令和7年度身延町水道事業会計補正予算（第2号）
日程第24 同意第3号 身延町教育委員会委員の任命について
日程第25 同意第4号 身延町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第26 同意第5号 身延町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第27 同意第6号 身延町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第28 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第29 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第30 請願第2号 学校の働き方改革・長時間労働是正の実現のための教職員定数改善と「カリキュラム・オーバーロード」の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書
日程第31 請願第3号 医療機関の事業と経営維持のための診療報酬の再改定を求める請願書

2. 出席議員は次のとおりである。（14人）

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 市川 司 | 2番 | 遠藤 公久 |
| 3番 | 深山 光信 | 4番 | 佐野 昇 |
| 5番 | 山下 利彦 | 6番 | 佐野 知世 |
| 7番 | 伊藤 雄波 | 8番 | 望月 悟良 |
| 9番 | 広島 法明 | 10番 | 野島 俊博 |
| 11番 | 田中 一泰 | 12番 | 渡辺 文子 |
| 13番 | 伊藤 達美 | 14番 | 上田 孝二 |

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 会議録署名議員（3人）

- | | | | |
|----|-------|----|-------|
| 4番 | 佐野 昇 | 5番 | 山下 利彦 |
| 6番 | 佐野 知世 | | |

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(22人)

町	長	望月 幹也	副 町 長	遠藤 基
教 育	長	馬場 泰	総 務 課 長	深沢 泉
会 計 管 理 者		笠井 和美	企 画 政 策 課 長	高野 修
交 通 防 災 課 長		天野 芳英	財 政 課 長	幡野 弘
税 務 課 長		伊藤 剛	町 民 課 長	曾谷 英輝
福 祉 保 健 課 長		松田 宜親	観 光 課 長	青嶋 浩二
子 育 て 支 援 課 長		遠藤 仁	産 業 課 長	若狭 秀樹
建 設 課 長		佐野 彰	土 地 対 策 課 長	深沢 暢之
環 境 課 長 ・ 上 下 水 道 課 長		笠井 健一	身 延 支 所 長	加藤 千登勢
下 部 支 所 長		望月 融	施 設 整 備 課 長	佐野 美秀
学 校 教 育 課 長		望月 俊也	生 涯 学 習 課 長	石部 直樹

6. 職務のため議場に参加した者の職氏名 (2人)

議 会 事 務 局 長 中 山 耕 史

録 音 係 青 柳 江 美

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（中山耕史君）

相互にあいさつを交わしたいと思います。

ご起立をお願いします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（上田孝二君）

議員各位ならびに町長をはじめ執行部各位には、令和7年第3回身延町議会定例会にご出席いただき、大変ご苦労さまです。

今年の夏は、例年以上に猛暑が続いており、望月町長をはじめ職員各位ならびに議員各位には、体調管理に十分注意していただきたく存じます。

こうした状況に鑑み、本定例会では、クールビズ推奨を含め、出席者の服装については過ごしやすいように対応してください。

また、全協でも申しましたが、本定例会は、私たちの任期内における最後の定例会となります。

議員各位には、任期中におかれましては、議会運営など多方面にわたり、ご理解、ご協力をいただきましたことを、議長といたしまして厚くお礼申し上げます。

さて、次期定例会では、新たな議会の各種体制が構築され、町民の負託に応えるべく、これまでの活動を糧に、より一層な努力を期待するものであります。

さて、本定例会に提出される諸議案は、いずれも重要な案件を有すものであります。議員各位には、慎重な審議ならびに円滑な議会運営に格段のご協力をお願い申し上げます。

それでは、出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第1号により執り行います。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、

4番 佐野 昇君

5番 山下利彦君

6番 佐野知世君

の3名を指名します。

日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月11日までの10日間にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月11日までの10日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告を行います。

本定例会に町長から提出されております案件は、認定3件、報告1件、条例改正9件、計画の変更1件、補正予算案5件、人事案件6件の計25案件となっております。

これらの説明のため、本日の説明員として、地方自治法第121条の規定に基づき、出席通知のありました者の職氏名につきましては、お手元に配布した資料のとおりです。

また、今定例会までに受理しました請願は、請願第2号および請願第3号の2件で、請願文書表のとおりとなります。

この2つの請願は、所管の教育厚生常任委員会へ付託する予定ですので、教育厚生常任委員会での審議をお願いします。

次に、9月定例会以降の議会関係の諸行事については、端末に掲載してあるとおりとなりますので、詳細な説明は行わず、資料による報告としますので、ご了承願います。

なお、本日午後より、予算決算常任委員会による現地調査を行います。

暑い中ではありますが、議員各位には熱中症など十分に注意を払いつつ、現地調査をお願いします。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4 町長行政報告ならびに議案の説明について

町長からの行政報告ならびに議案の説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

改めまして、おはようございます。

本日ここに、令和7年第3回身延町議会定例会の開会にあたりまして、提出いたしました案件の主なものについて、その概要をご説明申し上げますとともに、私の所信の一端を申し上げ、議員各位ならびに町民の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げる所存であります。

それでは、これより行政報告をいたします。

まず、令和7年度普通交付税についてであります。

令和7年度普通交付税の交付額が7月29日に決定され、総務省から公表がありました。

本町の普通交付税額は42億2,047万2千円で、令和6年度と比較して7,295万3千円、1.8%の増額となりました。

また、普通交付税算定における基準財政収入額は、令和6年度と比較して1,731万3千円、1.2%の増額、基準財政需要額については8,939万7千円、1.6%の増額となっております。

普通交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む住民にも一定の行政サービスができるよう財源を保障するため、一定の基準によって配分されますが、本町への配分額は、一般会計決算歳入額の約4割を占めており、財政の重要な柱となっております。

今後も地方の健全な財政運営が確保されるよう、安定的な交付税配分を期待するところであります。

次に、第三次身延町総合計画および身延町版総合戦略の策定についてであります。

町の最上位計画である第二次総合計画の計画期間が、令和8年度末に終了することに伴い、

令和9年度から10年間を計画期間とする、第三次総合計画の策定に向けて、去る7月7日に20名の委員からなる総合計画審議会を設置し、計画策定について諮問をいたしました。

計画策定にあたっては、審議会委員のみならず町民アンケートや町民ワークショップ等を通じて広く住民の声を聴くことにより、住民の皆さまの意向を十分反映させた計画を目指してまいります。

また、総合戦略につきましても同時期に策定が必要になることから、それぞれの計画の事業を相互に連携しながら推進できるよう、両計画の一体化についても検討を進めております。

素案ができましたら、議員の皆さまからもご意見を賜りたいと考えておりますので、お力添えをよろしくお願いいたします。

次に、早川町・身延町・南部町医療事務組合の設置についてであります。

このことについては、令和7年7月31日の第1回身延町議会臨時会でご議決いただきましたので、3町長の連名で山梨県に設置許可申請を行っていたところ、県から8月13日付けで、昨日、9月1日の設置許可を受けましたのでご報告をいたします。

今後は、議員の皆さまおよび町民の皆さまのご理解をいただきながら、峡南南部地域における医療再編を進めてまいります。

次に、「みのぶフェス」開催についてであります。

昨年まで実施しておりました「みのぶまつり」に代わるイベントとして、新たに「みのぶフェス」を開催する運びとなりましたので皆さまにご報告をいたします。

「みのぶフェス」は、あけぼの大豆の枝豆の収穫最盛期を狙い、富士川クラフトパークを会場としたメインイベントを10月18日の土曜日に開催をいたします。

イベントの主な内容は、あけぼの大豆の枝豆の直売、あけぼの大豆や味噌を使用した飲食の販売、その他身延町特産品の物販、ワークショップ等となっております。

併せて、10月には町内の道の駅やゆばの里、更にあけぼの大豆産地フェアなど、各所で様々なイベントが行われておりますが、「みのぶフェス」ではこうしたイベントを包括的に連携し、来訪者に「身延の秋」を存分に楽しんでいただけるよう、町内27カ所をスタンプラリーでつなぎ、周遊を促進いたします。

今年度から始まる「みのぶフェス」は、町の新たな魅力を発信する地域ブランドとして、毎年開催することとなります。開催を通じて町民の皆さまが一体となり、地域の活性化、交流人口の増加につながることを期待しております。

次に、令和7年第2回定例会以降の主な行事についてですが、お手元に配布したとおりでございますので、ご確認をいただきたいと思います。

さて、本議会定例会には、認定第1号 令和6年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定についてから、認定第3号 令和6年度身延町下水道事業会計決算認定についての認定関係3議案、報告第7号 令和6年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、議案第61号 身延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてから、議案第69号 身延町農業集落排水施設等条例の一部を改正する条例についてまでの条例関係9議案、議案第70号 身延町過疎地域持続的発展計画の変更について、補正予算案として、議案第71号 令和7年度身延町一般会計補正予算（第4号）から、議案第75号 令和7年度身延町水道事業会計補正予算（第2号）までの5議案を提案いたします。

また、人事案件として同意第3号 身延町教育委員会委員の任命について、同意第4号から同意第6号までの身延町固定資産評価審査委員会委員の選任について、ならびに諮問第2号および諮問第3号の人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについての6人事案件を提案いたします。

提出議案の中から、主なものについて申し上げます。

まず、認定第1号 令和6年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定についてから、認定第3号 令和6年度身延町下水道事業会計決算認定までについてであります。

全会計において黒字決算となっておりますので、ご認定をいただきたいと存じます。

次に、報告第7号 令和6年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてであります。

本町の令和6年度決算に基づく比率は、健全段階にあります。これに甘んじることなく、なお一層、財政健全化に努めてまいります。

認定第1号については会計管理者から、認定第2号および第3号については上下水道課長から、報告第7号については財政課長から、後ほどご説明を申し上げ、竹ノ内代表監査委員から意見書についてご報告をいただきます。

その他の議案につきましては、議事の中で説明を申し上げます。

提案いたしますいずれの議案につきましても、今議会定例会において、ご議決・ご同意をいただけますようお願いを申し上げます。行政報告および議案説明とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（上田孝二君）

町長の行政報告ならびに議案の説明を終わります。

本日、決算審査報告のため、竹ノ内代表監査委員に出席を要請しております。

ここで、竹ノ内代表監査委員をお招きしますので、しばらくお待ちください。

（ 入 場 ）

再開します。

日程第5 認定第1号 令和6年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について

日程第6 認定第2号 令和6年度身延町水道事業会計決算認定について

日程第7 認定第3号 令和6年度身延町下水道事業会計決算認定について

認定第1号から認定第3号までの認定関係を議題とします。

まず、認定第1号について、会計管理者から提案理由ならびに内容説明を求めます。

笠井会計管理者。

○会計管理者（笠井和美君）

先ほど町長からご提出いたしました、認定第1号 令和6年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について、ご説明させていただきます。

本件につきましては、後日開催されます予算決算常任委員会におきまして、ご審査をいただくこととなりますので、ここでは決算書付属資料を用いまして決算の概要を説明させていただきます。

それでは、決算付属資料の1ページをお開きいただき、令和6年度身延町会計別決算総括表をご覧ください。

最初に、一般会計の決算状況です。

歳入総額107億5,600万8,139円、歳出総額99億4,371万3,971円、歳入歳出差引額8億1,229万4,168円です。そのうち翌年度に繰り越すべき財源3,145万1千円を差し引いた実質収支額は7億8,084万3,168円です。

次に、2ページをご覧ください。

一般会計の歳入歳出につきまして、それぞれ款ごとの決算状況を一覧にしてあります。

歳入歳出とも、前年度の中学校新校舎建設事業、学校給食センター建設事業および健康増進施設建設事業等が完了したことに伴い、対前年度比は大幅に減少となっております。

歳入合計欄をご覧ください。

歳入合計は、対前年度比マイナス23.4%で、32億8,582万5,259円の減額となりました。

個々の科目のうち、歳入総額に占める構成割合の高いものにつきましてご説明いたします。

1款町税は、収入済額13億4,275万5,263円で、歳入総額の12.5%にあたります。個人町民税では定額減税があり、また固定資産税は評価替えの年度で対前年度比はマイナス3.5%、4,839万7,287円の減額でした。収納率は町税全体で96.6%、前年度を0.1%上回りました。収入済額は3,721万6,884円でした。

なお、町税全体で1,052万9,636円を不納欠損処分いたしました。

2款地方譲与税は、収入済額1億723万2千円で、歳入総額の1.0%にあたり、対前年度比は10.7%、1,038万円の増額でした。

7款地方消費税交付金は、収入済額2億8,763万3千円で、歳入総額の2.7%にあたり、対前年度比は3.6%、997万円の増額でした。

11款地方交付税は、収入済額47億5,232万2千円で、歳入総額の44.2%を占めております。対前年度比は3.7%、1億7,181万7千円の増額でした。

15款国庫支出金は、収入済額9億4,217万7,751円で、歳入総額の8.8%を占め、主にデジタル田園都市国家構想交付金、繰り越しを含む社会資本整備総合交付金があり、いずれも西嶋和紙・和紙の里活用推進事業の補助金です。対前年度比はマイナス40.8%、6億4,900万1,440円の減額でした。

16款県支出金は、収入済額4億5,479万1,746円で、歳入総額の4.2%を占め、対前年度比はマイナス3.4%、1,579万3,520円の減額でした。

19款繰入金は、収入済額7億6,462万2,984円で、歳入総額の7.1%を占め、主に教育施設整備基金、公共施設整備基金、まちづくり振興基金等からの繰り入れです。対前年度比はマイナス46.0%、6億5,114万3,522円の減額でした。

20款繰越金は、収入済額9億5,342万4,790円で、歳入総額の8.9%を占め、対前年度比はマイナス6.9%、7,111万2,292円の減額でした。

21款諸収入は、収入済額1億2,329万6,336円で、歳入総額の1.1%にあたり、主にデジタル基盤改革支援補助金、桜の里伐採補償費等によるものです。対前年度比は21.9%、2,214万1,798円の増額でした。

22款町債は、収入済額7億230万円で、歳入総額の6.5%を占め、主に過疎対策事業債の西嶋和紙・和紙の里活用推進事業等への充当、旧合併特例事業債の旧校舎解体工事等への充当です。対前年度比はマイナス74.4%、20億3,760万円の減額となりました。

続きまして、歳出についてです。

歳出合計欄をご覧ください。

歳出合計額は、対前年度比マイナス24.0%で、31億4,469万4,637円の減額となりました。予算現額に対する執行率は93.9%です。

一般会計の主たる施策の成果につきましては、本資料の3ページから14ページに掲載してあります。

それでは、歳入と同様、歳出総額に占める割合の高いものにつきましてご説明いたします。

2款総務費は、支出済額23億9,401万9,436円で、歳出総額の24.1%を占め、対前年度比は24.6%、4億7,229万3,348円の増額でした。主にデジタル都市国家構想事業の西嶋和紙・和紙の里活用推進事業の増額です。

3款民生費は、支出済額は20億692万1,409円で、歳出総額の20.2%を占め、対前年度比は1.1%、2,156万5,392円の増額でした。主に社会福祉費の各特別会計への繰出金や扶助費によるものです。

この民生費支出総額のうち、35.7%にあたる7億1,709万7,977円は、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、介護サービス事業特別会計、後期高齢者医療特別会計への繰出金です。

4款衛生費は、支出済額12億5,053万3,757円で、歳出総額の12.6%を占め、対前年度比は37.6%、3億4,164万5,732円の増額でした。

この衛生費支出総額のうち、飯富病院身延町負担金が3億1,963万8千円、峡南衛生組合負担金が2億194万8千円、公営企業会計水道事業への負担金及び補助金が4億37万4千円でした。

8款土木費は、支出済額9億5,053万5,079円で、支出総額の9.6%を占め、対前年度比は3.9%、3,609万5,825円の増額でした。

この土木費支出総額のうち、公営企業会計、下水道事業への負担金及び補助金は2億4,392万2千円でした。

10款教育費は、支出済額12億7,169万7,094円で、歳出総額の12.8%を占め、教育総務費には旧身延中学校校舎等解体工事が含まれ、対前年度比はマイナス73.0%、34億3,688万3,436円の減額でした。前年度の中学校新校舎建設事業、学校給食センター建設事業および健康増進施設建設事業が完了したことによるものです。

12款公債費、支出済額12億7,282万5,507円で、歳出総額の12.8%を占め、対前年度比は2.0%、2,543万3,292円の増額です。緊急防災・減災事業債、過疎対策事業債の償還、旧合併特例事業債の繰上償還によるものです。

以上が一般会計歳入歳出決算の概要です。

次に、特別会計についてご説明いたします。

本資料1ページにお戻りください。

それでは、決算総括表の国民健康保険特別会計の順に説明いたします。

国民健康保険特別会計は、歳入総額13億9,922万6,483円で、歳出総額13億3,527万3,513円、歳入歳出差引額、実質収支額とも6,395万2,970円です。

決算状況等については、本資料22ページに掲載してございます。

後期高齢者医療特別会計は、歳入総額4億9,604万717円、歳出総額4億9,443万

8, 200円、歳入歳出差引額、実質収支額とも160万2, 517円です。

決算状況等については、本資料23ページに掲載してあります。

介護保険特別会計は、歳入総額22億8, 639万5, 503円、歳出総額20億7, 342万5, 273円、歳入歳出差引額、実質収支額とも2億1, 297万230円です。

決算状況については、本資料24ページに掲載してあります。

介護サービス事業特別会計は、歳入歳出の総額それぞれ1, 069万9, 090円でした。

下部奥の湯温泉事業特別会計は、歳入総額797万3, 977円、歳出総額784万9, 121円、歳入歳出差引額、実質収支額とも12万4, 856円です。

次に、財産区関係の特別会計についてですが、12ある財産区特別会計それぞれの歳入総額、歳出総額、歳入歳出差引額、実質収支額については、それぞれ記載のとおりでございます。

一般会計および特別会計を合計しますと、収入総額149億6, 530万587円、歳出総額138億7, 008万4, 709円、歳入歳出差引額は10億9, 521万5, 878円で、翌年度に繰り越すべき財源として3, 145万1千円を差し引いた実質収支額は、10億6, 376万4, 878円でした。

なお、財産に関する調書等は、本資料の15ページから21ページに掲載してありますので、ご参照をお願いします。

以上、認定第1号の内容説明とさせていただきます。

ご審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（上田孝二君）

以上で、会計管理者の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

引き続き認定第2号、認定第3号について、上下水道課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

笠井上下水道課長。

○上下水道課長（笠井健一君）

私から認定第2号および認定第3号につきまして、提案理由および概要説明をさせていただきます。

認定第2号および認定第3号の2案件につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の審査に付し、その意見を付けて議会に認定をお願いするものであります。

はじめに、認定第2号 令和6年度身延町水道事業会計決算認定について説明を行います。

水道事業会計決算報告書の1ページをご覧ください。

収益的収入及び支出の主な内容は、水道料金収入および施設の維持管理等に要する経費で、収入は6億3, 817万9, 235円に対し、支出は6億2, 198万5, 804円となりました。

2ページをご覧ください。

資本的収入及び支出の主な内容は、建設改良費、企業債の借り入れおよび償還に係る経費で、主な収入は企業債、負担金等1億5, 499万8千円を収入しました。

主な支出は、建設改良に要した工事請負費や企業債の償還に要した経費で3億316万7, 166円を支出しました。

なお、資本的収入及び支出は、支出に対して収入が1億4, 816万9, 166円不足するため、引継金655万6, 327円および当年度分損益勘定留保資金1億4, 161万2,

839円で補填いたしました。

3ページをご覧ください。

令和6年度の収益的収支につきましては、損益計算書のとおりです。収益合計から費用合計を差し引いた当年度純利益は、1,988万4,672円となりました。

5ページをご覧ください。

令和6年度身延町水道事業剰余金処分計算書（案）となります。

令和6年度決算に伴う未処分利益剰余金1,988万4,672円につきましては、身延町水道事業及び下水道事業の剰余金の処分等に関する条例第2条第1項の規定に基づき、全額を減債積立金へ積み立てます。

また、令和6年度末における全ての資産、負債および資本の状況につきましては、6ページから7ページの貸借対照表のとおりです。

続きまして、認定第3号 令和6年度身延町下水道事業会計決算認定について、説明を行います。

下水道事業会計決算報告書の1ページをご覧ください。

収益的収入及び支出の主な内容は、下水道使用料収入および施設の維持管理等に要する経費で、収入は5億962万5,283円に対し、支出は4億7,432万873円となりました。

2ページをご覧ください。

資本的収入及び支出の内容は、企業債の償還に係る経費で、収入は他会計補助金の4,011万9千円でした。支出は、企業債の償還金に1億5,798万8,653円を支出しました。

なお、資本的収入及び支出は、支出に対して収入が1億1,786万9,653円不足するため、引継金1,204万3,213円および当年度分損益勘定留保資金9,400万2,784円および当年度利益剰余金処分額1,182万3,656円で補てんいたしました。

3ページをご覧ください。

令和6年度収益につきましては、損益計算書のとおりです。

収益合計から費用合計を差し引いた当年度純利益は3,636万1,897円となりました。

5ページをご覧ください。

令和6年度身延町下水道事業剰余金処分計算書（案）となります。

令和6年度決算に伴う未処分利益剰余金3,636万1,897円につきましては、先に説明いたしました水道事業と同じく、全額を減債積立金へ積み立てます。

また、令和6年度末における全ての資産、負債および資本の状況につきましては、6ページから7ページの貸借対照表のとおりです。

以上、認定第2号および認定第3号につきまして、概要説明をさせていただきました。

よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（上田孝二君）

以上で、上下水道課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

日程第8 報告第7号 令和6年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資本不足比率の報告についてを議題とします。

担当課長から報告ならびに内容説明を求めます。

幡野財政課長。

○財政課長（幡野弘君）

報告第7号について、報告いたします。

報告第7号 令和6年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、令和6年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率について、別紙のとおり監査委員の審査意見書を付して報告いたします。

2枚目をご覧ください。

令和6年度決算に基づく身延町健全化判断比率を報告いたします。

実質赤字比率は、普通会計の実質収支の赤字の程度を指標化し、財政運営の健全度を示す指標の一つであります。本町は赤字ではありませんので、比率の数値は入りません。

早期健全化基準は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第2条第1項に規定する基準値で、財政状況が悪化した状況において、自主的に計画的に財政の健全化を図るべき基準値として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率および将来負担比率、それぞれに定められた数値であります。

実質赤字比率の早期健全化基準は14.41%であります。本町はこの基準値に達しておりませんので、健全な状態であります。

連結赤字比率は、財産区を除く全ての会計を連結し、町全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の健全度を示す指標の一つであります。本町は赤字ではありませんので、比率の数値は入りません。

早期健全化基準は19.41%で、本町はこの基準値に達しておりませんので、健全な状態であります。

実質公債費比率は、町全体の公債費のほかに、峡南広域行政組合ならびに飯富病院などの一部事務組合や広域連合への負担金に含まれる地方債の返済額等も含めた公債費等の金額の大きさを指標化し、返済額の大きさの度合いを示すものであります。

令和6年度の決算に基づく比率は0.3%であります。令和5年度と比較しますと0.9%上昇いたしました。早期健全化基準は25%で、本町はこの基準に達しておりませんので、健全な状態であります。

将来負担比率は、町全体の地方債のほかに、峡南広域行政組合ならびに飯富病院などの一部事務組合や広域連合の地方債等も含め、町が将来、支払うことになる現時点での地方債等の残高の程度を指標化し、財政運営の将来負担の度合いを示すものであります。

本町は、令和6年度決算において、将来負担額に対して将来負担額に充当できる基金等の財源が上回っているため、将来負担額はマイナスとなるため、比率の数値は入りません。

早期健全化基準は350%で、本町はこの基準に達しておりませんので、健全な状態であります。

以上、本町の健全化判断に判断比率につきまして、報告いたします。

次に、令和6年度決算に基づく身延町資金不足比率を報告いたします。

資金不足比率は、公営企業の資金不足を企業規模と比較して指標化し、経営状況の健全度を示すものであります。

本町は、身延町水道事業会計、身延町下水道事業会計、身延町下部奥の湯温泉事業特別会計の3つの会計が対象となりますが、いずれの会計も資金不足が生じておりませんので、比率の数値は入りません。

経営健全化基準は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第23条第1項に規定する基準値で、経営状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的に経営の健全化を図るべき基準として定められた数値で20%であります。

本町の公営企業会計の資金不足比率は、いずれも経営健全化基準未滿であり、経営状況は健全な状態であります。

なお、令和6年度決算に基づく身延町財政健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見書のもと、今後の財政運営に当たりまして、施策事業の選択等による経営費の効率化、町債の発行、繰り上げ償還の工夫等、中長期的な財政計画に基づき、財政運営の健全化に努めてまいる所存でございます。

以上、報告第7号の報告とさせていただきます。

○議長（上田孝二君）

以上で、担当課長の報告ならびに内容説明が終わりました。

なお、報告第7号については、報告案件となりますので、これにて終結とします。

令和6年度身延町一般会計、特別会計および公営企業会計歳入歳出決算審査意見書、ならびに令和6年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見書が提出されておりますので、竹ノ内代表監査委員から報告を求めます。

竹ノ内代表監査委員。

○代表監査委員（竹ノ内強君）

それでは、認定第1号に係る「令和6年度決算」の審査の意見について、報告をさせていただきます。

ただいま、会計管理者および上下水道課長から、令和6年度決算につきまして、詳細な説明がありました。

重複するところもあろうかと思いますが、監査委員の立場で報告をさせていただきます。

この審査は、地方自治法第233条第2項および地方公営企業法30条第2項の規定に基づき、去る7月22日から7月25日までの4日間、広島監査員と共に、町長から提出されました各会計の歳入歳出決算書および付属資料が関係法令に基づいて作成されているか確認すると同時に、計数に誤りがないか、また、予算の執行状況、さらには基金の管理、運営が適正かつ効率的に執行されているか等に主眼を置き、審査を実施いたしました。

その結果につきましては、皆さま方のお手元の端末にて掲載させていただいた決算審査意見書のとおりとなりますので、よろしくお願いたします。

意見書は、全14ページとなります。時間の関係もございまして、主なところを抜粋して報告させていただきますので、ご了承をお願いいたします。

なお、金額の単位につきましては、四捨五入による万円単位とさせていただきます。

まず、本年の意見書の内容につきましては、これまでの内容から項目などを含め、様々な変更をしております。

表紙でも記載されておりますが、令和6年度決算より、これまで特別会計にて区分しておりました「水道事業」および「下水道事業」関係の会計が公営企業法に基づく法適用の会計となつ

たことから、本年度より、この2つの会計を「公営企業会計」と定義し、意見書の表題に特別会計と分離し、「公営企業会計」と表記いたしております。

これにより、これまでありました「全体総括」などの項目としての報告を見直し、「一般会計」、「特別会計」および「公営企業会計」の区分で、それぞれ概要など会計状況を報告する様式としております。

それでは、それを踏まえまして、まず意見書の4ページをご覧ください。

令和6年度の一般会計の予算現額は合計105億9,055万円で、これに対する決算額は歳入総額が107億5,600万円で、収入率は予算に対して101.6%、調定に対しては99.5%となっております。

次に、6ページをご覧ください。

一般会計の歳出総額は99億4,371万円で、執行率は93.9%、歳入歳出差引額は8億1,229万円となり、一般会計は黒字決算となっております。

次に、8ページをご覧ください。

特別会計においては、全17会計の歳入総額は42億929万円となり、歳出総額が39億2,637万円で、差引額2億8,292万円となっております。

全ての特別会計で黒字決算となりました。

引き続き、公営企業会計であります。

10ページ、11ページをご覧ください。

まず、水道事業会計および下水道事業会計ですが、令和6年度より公営企業会計へ移行し、はじめての決算となります。

各会計は、適切に処理され、適正な運営がされておりました。

しかし、今後としまして、本町の人口減少に伴う給水人口、排水人口の減少を鑑みますと、今後の収益低下が懸念され、料金の適正化や経費節減対策など、取り組むべきことが多いと感じたところです。

12ページにつきましては、各会計の繰入金の状況となります。

13ページでは、財産に関する調書を掲載しております。

14ページ、基金の運用状況につきましては、中学校解体工事や飯富病院への負担金支出などの緊急対応により、基金の取り崩しなどが行われ、6億6,870万円減少し、一般会計および特別会計における令和6年度末の基金現在高は、75億1,907万円となっております。

令和6年度決算の特徴としまして、歳入歳出ともに対前年度比においては、約20%以上の減少となりました。

これは、前年度の大規模建設事業の実施により、令和6年度の決算規模が減少したためと考えられます。

しかし、各会計の状況を鑑みますと、町の人口減少による影響は多く、行政サービスに係る様々な経費を考慮すると、厳しい財政環境下に置かれる可能性もあるため、職員には、これまで以上の行政経営に対する意識の向上と各種料金の見直しを含めた対応を続けていくことが必要と考えられます。

ここで、各課や各施策については、ヒアリングを通じて様々な部分を職員からお聞きさせていただきました。

詳細な内容につきましては、本日ここでは申しませんが、おおむねにつきまして、3ページ

に「第5 審査の意見・指摘事項」として記載させていただいておりますので、ご覧ください。

続きまして、報告第7号 令和6年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率について、報告させていただきます。

詳細な説明は、財政課長から説明がありましたので、重複する点があるかと思いますが、監査委員の立場で報告をさせていただきます。

令和6年度決算に基づく財政健全化審査を実施した結果、町長から提出されました関係書類等は、全て法令等に基づき作成されておりました。その結果が、皆さま方のお手元の端末にて配布してあります財政健全化審査意見書に掲載してあります。

「(1) 健全化判断比率の状況」のとおり、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定された各比率は、早期健全化基準をそれぞれ下回っております。

今後も施策・事業の選択等による経費の節減、町債の発行・繰上償還の工夫等、中・長期的な財政計画に基づき、財政運営を行っていただき、引き続き、財政の健全化に努めていただきたいと思います。

最後に、毎月実施しております監査と併せまして、近年、職員一人ひとりが常日頃から努力しているところを感じております。

これからも職員の皆さまが、各々担当する業務はもちろんのこと、町政全般について創意工夫の努力を重ねていただき、身延町総合計画の将来像であります「安らぎと活力あるひらかれたまち～生まれてよかった、育ってよかった、住んでよかったと思える町を目指して～」、町民が安心して暮らせる、よりよいまちづくりの実現に向けて、職員が一丸となって邁進することを望むものであります。

以上で報告を終わります。

○議長（上田孝二君）

竹ノ内代表監査委員から審査意見書の報告が終わりました。

ここで、竹ノ内代表監査委員は退席となります。

竹ノ内代表監査委員におかれましては、大変お忙しい中をご出席いただきまして、厚く御礼申し上げます。

議事の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は10時20分といたします。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時19分

○議長（上田孝二君）

時間前ですが、休憩前に引き続き、議事を再開したいと思います。

日程第 9 議案第61号 身延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第10 議案第62号 身延町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第11 議案第63号 身延町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

総務課所管の議案を一括に議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

深沢総務課長。

○総務課長（深沢泉君）

それでは、議案第61号 身延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

議案説明書をご覧ください。

まず、提案理由ですが、令和7年4月25日に「人事院規則10-11の一部を改正する人事院規則」等が公布され、令和7年10月1日から施行されることに伴い、妊娠、出産等についての申出をした職員等又は3歳に満たない子を養育する職員が子の年齢に応じた柔軟な働き方を選択できるようにするため、身延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する必要が生じました。これが、この議案を提出する理由であります。

背景等ですが、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等の措置が義務化になりました。

内容ですけれども、①妊娠・出産等の申出をした職員に対する意向確認。

これは、本人または配偶者が妊娠・出産等を申し出た場合に、育児休業制度の情報提供等に併せて出生時両立支援制度の情報提供・個別の意向確認等を行うことを義務として規定するものです。

②3歳になる前の子を養育する職員に対する意向確認。

これは、3歳に満たない子を養育する職員に対して、育児期両立支援制度の情報提供・意向確認等を行うことを義務として規定するものです。

③聴取した職員の意向についての配慮。

これは、上記の①および②により意向を確認した事項への配慮をしなければなりません。

施行期日ですが、これは令和7年10月1日から施行するものです。

続きまして、議案第62号 身延町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

これも議案説明書をご覧ください。

提案理由ですが、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律が令和7年10月1日から施行されることに伴い、身延町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する必要が生じました。これがこの議案を提出する理由であります。

背景等ですが、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、地方公務員の部分休業制度の拡充を行うものであります。

部分休業とは、小学校就学の始期に達するまでの子の育児のために勤務しないことを認める制度のことです。

内容ですけれども、部分休業について、現行の1日につき2時間を超えない範囲内の形態に加え、1年につき条例で定める時間（77時間30分）を超えない範囲内の形態を設けることとし、職員はいずれかの形態を選択可能とすることができます。ただし、条例で定める特別の事情が生じた場合は、形態を変更可能といたします。

現行は、1日につき2時間の範囲内で勤務しないことが可能ですが、その場合、勤務時間の始め又は終わりに限り承認可能でした。

改正後は、①1日につき2時間の範囲内で勤務しないことが可能で、勤務時間の始め又は終わりに限り承認可能とする取り扱いは廃止となりました。

②1年につき77時間30分の範囲内で勤務しないことが可能で、1日勤務しないこととすることも可能です。

職員は、①②のいずれかを選択して取得することが可能です。

なお、施行期日は令和7年10月1日から施行するものです。

続きまして、議案第63号 身延町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

これも議案説明書をご覧ください。

提案理由ですけれども、公職選挙法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、身延町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する必要が生じました。これが、この議案を提出する理由であります。

内容等ですけれども、第8条は、選挙運動用ビラの作成の公費負担額および支払手続について定めておきまして、同条中選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価「7円73銭」を「8円38銭」に改正するものです。

第11条は、選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続について定めており、同条中選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価「541円31銭」を「586円88銭」に改正するものです。

なお、施行期日ですけれども、公布の日から施行するものです。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（上田孝二君）

以上で、担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

日程第12 議案第64号 身延町勤労青年センター条例を廃止する条例について

日程第13 議案第65号 身延町下部リバーサイドパーク条例の一部を改正する条例について

日程第14 議案第66号 身延町社会体育施設条例の一部を改正する条例について

生涯学習課所管の議案を一括に議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

石部生涯学習課長。

○生涯学習課長（石部直樹君）

それでは、議案第64号 身延町勤労青年センター条例を廃止する条例について、ご説明します。

議案説明資料をお願いいたします。

提案理由を申し上げます。

勤労青年センターの供用を廃止するため、身延町勤労青年センター条例を廃止する必要が生じた。これが、この議案を提出する理由であります。

背景等について、説明いたします。

勤労青年センターは、身延町の勤労青少年ならびに町民の余暇活動の場および仲間づくりの機会を与え、その健全な育成と福祉の増進を図るため昭和53年度に設置され、体育館のほかグラウンドが隣接しており、室内競技・室外競技ができる施設で、これまで地域のスポーツ振興に貢献してきました。しかしながら、施設も築45年が経過している中で、平成30年度までは富士川倶楽部が指定管理をしていましたが、その後は施設の老朽化や損傷が激しく大規模

修繕が必要な状況であり、現在は貸し出しを中止しています。

このような状況から、このたび施設を廃止することとしました。

令和7年9月30日付けで同条例を廃止し、普通財産に移行するものです。

施行期日は、令和7年10月1日とします。

続いて、議案第65号 身延町下部リバーサイドパーク条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

提案理由を申し上げます。

下部リバーサイドパーク内に設置されている足湯施設の供用を廃止することに伴い、身延町下部リバーサイドパーク条例の一部を改正する必要が生じました。これが、この議案を提出する理由です。

背景等について、説明いたします。

下部リバーサイドパーク内に平成23年1月に設置された黄金の足湯は、下部奥の湯高温源泉をかけ流しで使用し下部温泉郷を訪れる多くの方に利用され好評を得ていました。また、アニメゆるキャン△の聖地にもなり、県内外から多くのファンが訪れていました。

しかしながら、令和6年度に給湯管の漏水が確認され修繕も検討したところですが、修繕費が高額であることと、近隣のヘルシースパサンロードしもべの湯にも同温泉を使った足湯があることから、令和7年4月14日をもって施設の利用を終了することとしました。

これにより、身延町リバーサイドパーク条例から足湯施設を削除する必要が生じました。

なお、黄金の足湯の建屋については、撤去・解体はせず、来場者の休憩所としての再利用を検討しております。

次に、改正内容についてご説明します。

第4条第3号、足湯施設を削除します。

施行期日は、令和7年10月1日とします。

続いて、議案第66号 身延町社会体育施設条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

提案理由を申し上げます。

旧身延北小学校体育館解体に伴い、身延町社会体育施設条例の一部を改正する必要が生じました。これが、この議案を提出する理由です。

背景等について、説明いたします。

旧身延北小学校体育館は、昭和54年に設置され、築45年が経過しています。施設の老朽化も著しく、ルーデンススポーツクラブが中央市に移転した後は、貸出を停止し解体を検討していました。令和7年度予算で解体費用をお認めいただいたため、現在解体作業を進めています。

なお、底地については借地であるため、解体後は地主に返却することとなります。

次に、改正内容についてご説明いたします。

こちらは、新旧対照表をご覧くださいと思います。

身延町社会体育施設条例、別表第1（第2条関係）から旧身延北小学校体育館の項を削除します。

別表第2（第6条関係）の体育館の表から旧身延北小学校体育館の項を削除します。

施行期日は、令和7年10月1日とします。

以上で、議案第64号から議案第66号までの説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

以上で、担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

日程第15 議案第67号 身延町水道給水条例の一部を改正する条例について

日程第16 議案第68号 身延町下水道条例の一部を改正する条例について

日程第17 議案第69号 身延町農業集落排水施設等条例の一部を改正する条例について

上下水道課所管の議案を一括に議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

笠井上下水道課長。

○上下水道課長（笠井健一君）

それでは、議案第67号 身延町水道給水条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

議案説明書をご覧ください。

提案理由を申し上げます。

災害その他非常の場合における給水装置の復旧工事を行う者を確保するため、身延町水道給水条例の一部を改正する必要性が生じた。これが、この議案を提出する理由でございます。

背景といたしまして、令和6年1月に発生した能登半島地震では、多くの家屋で給水装置等が破損したことや、給水工事事業者自身が被災したことにより、工事を行うことができる給水工事事業者が不足したことにより、宅内配管の復旧が遅れることとなりました。

これを踏まえ、災害その他非常の場合における給水装置の復旧が円滑に実施されるよう「水道法」の第16条の2第1項に定められた、給水装置工事に関する事項が通達されたため、本町でも改正を行うものです。

内容といたしまして、身延町水道給水条例の一部を改正する条例。

身延町水道給水条例の一部を次のように改正します。

第9条第1項にただし書きを加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長又は他の市町村長が同項の指定をした者が給水装置工事を行う必要があると認めるときは、この限りではない。

施行期日は、公布の日から施行する。

以上でございます。

続きまして、議案第68号 身延町下水道条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

提案理由といたしまして、災害その他非常の場合における排水設備の復旧工事を行う者を確保するため、身延町下水道条例の一部を改正する必要性が生じました。これが、この議案を提出する理由であります。

背景といたしまして、令和6年1月に発生した能登半島地震で、多くの家屋で排水設備等が破損したことや、指定工事店自身が被災したことにより、工事を行うことのできる指定工事店が不足し排水設備等の復旧が遅れることとなりました。

これを踏まえ、地方自治法に基づく国の技術的助言である「標準下水道条例」が改正され、

被災地での排水設備等の工事が円滑に実施されるよう、本町でも改正を行うものです。

内容といたしまして、身延町下水道条例の一部を改正する条例。

身延町下水道条例の一部を次のように改正する。

第7条第1項に次のただし書きを加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りではない。

施行期日は、公布の日から施行する。

以上でございます。

続きまして、議案第69号 身延町農業集落排水施設等条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

提案理由といたしまして、災害その他非常の場合における排水設備の復旧工事を行う者を確保するため、身延町農業集落排水施設等条例の一部を改正する必要性が生じた。これが、この議案を提出する理由でございます。

背景といたしまして、令和6年1月に発生した能登半島地震で、多くの家屋で排水設備等が破損したことや、指定工事店自身が被災したことにより、工事を行うことのできる指定工事店が不足し排水設備等の復旧が遅れることとなった。

これを踏まえ、地方自治法に基づく国の技術的助言である「標準下水道条例」が改正され、被災地での排水設備等の工事が円滑に実施されるよう、本町でも改正を行うものです。

内容といたしまして、身延町農業集落排水施設等条例の一部を改正する条例。

身延町農業集落排水施設等条例の一部を次のように改正する。

第9条第1項に次のただし書きを加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りではない。

施行期日は、公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

以上で、担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

日程第18 議案第70号 身延町過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

高野企画政策課長。

○企画政策課長（高野修君）

それでは、議案第70号 身延町過疎地域持続的発展計画の変更について、説明させていただきます。

新旧対照表と併せてご確認ください。

提案理由につきましては、身延町過疎地域持続的発展計画に基づく事業の実施にあたり、身延町過疎地域持続的発展計画の一部を変更する必要性が生じました。これが、この議案を提出する理由であります。

背景等につきましては、総務省等から発出された通知「過疎地域持続的発展計画等の変更の取扱いについて」により、「事業の追加又は中止」や「大幅な事業量の増減」等、計画全体に及

ばす影響が大きい場合については、あらかじめ知事との協議を行った後、議会の議決を必要とするためであります。

なお、県との協議につきましては、7月18日に異議のない旨の回答を得られております。

内容につきましては、46ページ、10集落の整備、(2)その対策の、「定住を促進するため、各種助成制度の実施及び住宅用地の造成分譲を推進する。」を、造成分譲の後に「等」を付け加え、「定住を促進するため、各種助成制度の実施及び住宅用地の造成分譲等を推進する。」に変更します。

また、47ページ、(3)計画の表中の9集落の整備(3)その他に、事業内容「町有住宅外装改修事業(相又団地)」および事業主体「身延町」を追加するものです。

以上、2点を変更させていただきます。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長(上田孝二君)

以上で、担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

日程第19 議案第71号 令和7年度身延町一般会計補正予算(第4号)

日程第20 議案第72号 令和7年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

日程第21 議案第73号 令和7年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

日程第22 議案第74号 令和7年度身延町介護保険特別会計補正予算(第2号)

以上4議案は、一般会計および特別会計の補正予算案でありますので、一括して議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

幡野財政課長。

○財政課長(幡野弘君)

議案第71号から議案第74号までの令和7年度身延町一般会計および特別会計補正予算について、概要書により説明させていただきます。

概要書をご覧ください。

議案第71号 令和7年度身延町一般会計補正予算(第4号)につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,583万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ94億6,718万円といたします。

第2表 地方債補正について、説明いたします。

第2表 地方債補正のとおり、地方債の追加および限度額を変更いたします。

地方債の追加につきましては、公共施設等適正管理推進事業債6,740万円を追加し、施設整備事業費に2,230万円を充当し、旧身延北小学校体育館運営管理費に4,510万円を充当いたします。対象は、旧原小学校屋外プール解体工事および旧身延北小学校体育館解体工事であります。

農地・農林漁業施設災害復旧事業債に470万円を追加し、農林水産業施設災害復旧事業費に470万円を充当いたします。対象は林道折八古関線災害復旧工事であります。

公共土木施設等災害復旧事業債500万円を追加し、公共土木施設災害復旧事業費に500万円を充当いたします。対象は町道大崩線災害復旧工事であります。

地方債の変更につきましては、緊急自然災害防止対策事業債に920万円を増額し、補正後

の限度額を3,350万円といたします。

林業土木事業費に500万円を充当し、道路橋梁新設改良事業費に420万円を充当いたします。対象は、林道三石山線法面改良工事および町道八日市場市街8号線道路改良工事であります。

歳入予算について、補正額の主な理由について説明いたします。

15款2項1目総務費国庫補助金は、社会保障・税番号制度システム整備費補助金107万3千円を増額し、戸籍住民基本台帳費へ充当いたします。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金837万4千円を増額し、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金費へ充当いたします。この臨時交付金は、5月27日、閣議決定により追加された交付金であります。

2項2目民生費国庫補助金は、地域生活支援事業費等補助金50万円を増額し、障害福祉費へ充当いたします。

子ども・子育て支援交付金13万6千円を増額し、学童保育費へ充当いたします。

保育対策総合支援事業費補助金59万6千円を増額し、特定教育・保育施設費へ充当いたします。

2項7目災害復旧事業費国庫補助金は、公共土木施設災害復旧事業費補助金1千万円を増額し、公共土木施設災害復旧費へ充当いたします。

16款2項1目総務費県補助金は、地域少子化対策重点推進事業費補助金35万円を増額し、デジタル田園都市国家構想事業費へ充当いたします。

子育て世帯住宅取得支援事業費補助金45万円を増額し、デジタル田園都市国家構想事業費へ充当いたします。

2項2目民生費県補助金は、認知機能低下予防補聴器装用推進事業費補助金41万円を増額し、高齢者福祉費へ充当いたします。

放課後児童健全育成事業費補助金13万6千円を増額し、学童保育費へ充当いたします。

2項9目災害復旧事業費県補助金は、林業施設災害復旧事業費補助金975万円を増額し、農林水産業施設災害復旧費へ充当いたします。

17款1項1目財産貸付収入は、旧久那土中学校貸付料116万8千円を増額いたします。これは、令和7年度分旧久那土中学校賃貸借料であります。

1項2目利子及び配当金263万7千円を増額いたします。これは各基金の利子であります。

18款1項1目一般寄附金は500万円を増額し、ふるさと応援基金費へ充当いたします。

1項2目指定寄附金54万円を増額いたします。

山梨県甲斐市の株式会社OZKからいただきましたご寄附50万円は、児童福祉総務費へ充当いたします。

身延町常葉の旧身延町小中学校統廃合問題を考える会からいただきましたご寄附4万円は、常葉保育所費および学童保育費へ充当いたします。

21款3項1目雑入は、新型コロナウイルスワクチン接種助成金2,241万円を減額いたします。これは、一般社団法人新薬未承認薬等研究開発センターからの助成金の減額であります。

22款町債8,630万円を増額いたします。町債の補正につきましては、「第2表 地方債補正」で説明したとおりでございます。

歳出予算について、補正額の主な理由について説明いたします。

1 款議会費について、説明いたします。

1 項1 目議会費、細目1 議会事務費、備品購入費（庁用器具費）4 万5 千円を計上いたします。ボイスレコーダー1 台の購入費であります。

2 款総務費について、説明いたします。

1 項1 目一般管理費、細目4 法制事務費、備品購入費（庁用器具費）4 1 万8 千円を計上いたします。LGWAN自治体用端末、ノートパソコン1 台の購入費であります。

6 目施設整備費の財源組替は、公共施設等適正管理推進事業債の追加による財源の組み替えで、原小学校屋外プール解体工事に充当いたします。

1 2 目デジタル田園都市国家構想事業費の財源組替は、山梨県の地域少子化対策重点推進事業費補助金の補助率が2 分の1 から3 分の2 に増加したことに伴う財源組替であります。

細目1 2 結婚・出産支援事業、負担金、補助及び交付金（補助金）9 0 万円を増額いたします。これは、山梨県の子育て世帯住宅取得支援事業補助金、補助率2 分の1 を財源とする子育て世帯住宅取得支援事業補助金であります。

1 4 目物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金費、細目8 子育て世帯物価高騰生活支援臨時給付金事務費4 2 万2 千円を増額いたします。これは、5 月2 7 日、閣議決定により追加された臨時交付金を財源として実施する身延町子育て世帯物価高騰生活支援臨時給付金事業の事務費であります。

細目9 子育て世帯物価高騰生活支援臨時給付金事業費、負担金、補助及び交付金（補助金）8 8 8 万円を増額いたします。この補助金は、5 月2 7 日、閣議決定により追加された臨時交付金を財源として実施する身延町子育て世帯物価高騰生活支援臨時給付金であります。内容は、1 8 歳以下の児童一人につき1 万2 千円を保護者、または養育者へ給付するものであります。

3 款民生費について、説明いたします。

1 項4 目高齢者福祉費、細目2 高齢者福祉事業費、負担金、補助及び交付金（補助金）8 2 万円を増額いたします。山梨県認知機能低下予防補聴器装用推進事業費補助金、補助率2 分の1 を財源とする高齢者補聴器購入費助成金であります。

5 目介護保険費、細目1 介護保険特別会計繰出金7 0 万7 千円を増額いたします。介護保険特別会計への繰出金であります。

7 目障害福祉費、細目2 障害福祉事業費、負担金、補助及び交付金（その他の負担金）1 0 0 万1 千円を増額いたします。山梨県市町村総合事務組合への障害者福祉システム改修費負担金であります。

償還金、利子及び割引料（過年度還付金）4 8 2 万4 千円を増額いたします。令和6 年度の障害者自立支援医療給付事業、療養介護医療給付事業等の超過交付に伴う返還金であります。

2 項1 目児童福祉総務費、細目2 児童福祉総務事業費、委託料（その他業務委託料）4 9 万7 千円を増額いたします。非常通報システム保守業務の委託料であります。

償還金、利子及び割引料（過年度還付金）5 3 万4 千円を増額いたします。令和6 年度の子ども・子育て支援施設整備交付金確定に伴う返還金であります。

財源組替は、株式会社O Z Kからいただいた指定寄附金5 0 万円を充当したことによる財源組替であります。

3 目常葉保育所費、細目2 常葉保育所運営費、需用費（消耗品費）2 万1 千円を増額いたし

ます。旧身延町小中学校統廃合問題を考える会からいただいた指定寄附金により、子ども用消耗品を購入いたします。

7目特定教育・保育施設費、細目1特定教育・保育施設費、負担金、補助及び交付金（補助金）89万5千円を増額いたします。

国庫補助金、保育対策総合支援事業費補助金、補助率2分の1を財源とする大野山保育園への保育業務ICT化推進モデル事業補助金であります。

9目学童保育費、細目2学童保育運営費、需用費（消耗品費）2万1千円を増額いたします。旧身延町小中学校統廃合問題を考える会からいただきました指定寄附金により、子ども用消耗品を購入いたします。

4款衛生費について、説明いたします。

1項2目予防費、細目4予防接種事業費、委託料（分析・検査委託料）1,080万円を減額いたします。一般社団法人 新薬未承認薬等研究開発支援センターの助成金がなくなったことから、インフルエンザと新型コロナワクチン接種の対象人数と助成率の見直しを行い、減額するものであります。

3項1目水道総務費、細目1小規模水道運営費、負担金、補助及び交付金（補助金）147万8千円を増額いたします。これは、小規模水道整備事業補助金2件分であります。

細目2水道事業公営企業会計繰出金4,002万3千円を増額いたします。水道事業公営企業会計への繰出金であります。

6款農林水産業費について、説明いたします。

1項3目農業振興費、細目2農業振興事業費、需用費（修繕費）30万6千円を増額いたします。塩之沢交流公園ブローポンプ修繕と湯町ホテル公園駐車場修繕費であります。

4目農業土木費、細目2農業土木事業費、需用費（修繕費）276万円を増額いたします。飯富地内農道開田縦3号線側溝蓋修繕、中山地内農道源藤2号線舗装修繕、和田地内農道和田原4号線舗装修繕、3路線の修繕費であります。

2項2目林業土木費、細目2林業土木事業費、工事請負費510万円を増額いたします。林道三石山線法面改良工事費であります。緊急自然災害防止対策事業債を充当いたします。

8款土木費について、説明いたします。

2項1目道路橋梁維持費、細目1道路橋梁維持管理費、工事請負費132万円を増額いたします。町道下町、カニ谷線道路照明工事費であります。

2目道路橋梁新設改良費、細目1道路橋梁新設改良事業費、工事請負費428万7千円を増額いたします。町道八日市場市街8号線道路改良工事費であります。緊急自然災害防止対策事業債を充当いたします。

5項1目住宅管理費、細目1住宅管理事務費、委託料（その他業務委託料）17万8千円を増額いたします。固定資産評価鑑定業務委託費であります。

細目12坂下団地管理費、補償、補填及び賠償金71万6千円を増額。細目13船原団地管理費、補償、補填及び賠償金17万9千円を増額および細目14梅平団地管理費、補償、補填及び賠償金53万7千円を増額につきましては、いずれも移転補償費であります。

9款消防費について、説明いたします。

1項1目非常備消防費、細目3消防団施設管理費24万2千円を増額いたします。消防車両4台分の車検に伴う経費であります。

1 0 款教育費について、説明いたします。

2 項 3 目教育委員会学校管理費の財源組替は、国庫支出金、医療的ケア看護職員配置事業費補助金の決定による財源組替であります。

4 項 3 目図書館費、細目 3 図書館管理費、備品購入費（庁用器具費）5 万 6 千円を増額いたします。集じん機 1 台の購入費であります。

5 項 2 目金山博物館費、細目 2 金山博物館事業費、報償費 5 2 万 8 千円を増額いたします。これは茅小屋、内山金山遺跡発掘調査に係る委員報酬であります。

6 項 2 目体育施設費の財源組替は、公共施設等適正管理推進事業債の追加による財源組替であります。旧身延北小学校体育館解体工事費に充当いたします。

1 1 款災害復旧費について、説明いたします。

1 項 1 目農林水産業施設災害復旧費、細目 1 農林水産業施設災害復旧事業費、工事請負費 1, 5 0 0 万円を増額いたします。これは、林道折八古関線災害復旧工事費であります。林業施設災害復旧事業費補助金および農地・農林漁業施設災害復旧事業債を充当いたします。

2 項 1 目公共土木施設災害復旧費、細目 1 公共土木施設災害復旧事業費、工事請負費 1, 5 0 0 万円を増額いたします。これは、町道大崩線災害復旧工事費であります。公共土木施設災害復旧事業費補助金および公共土木施設等災害復旧事業債を充当いたします。

1 3 款諸支出金について、説明いたします。

1 項基金費 1 千万 3 千円を増額いたします。

1 2 目教育施設整備基金費、細目 1 教育施設整備基金費、積立金 2 4 0 万 7 千円のうち 2 3 6 万 6 千円につきましては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 2 2 条に基づき、文部科学省から空き校舎の有償貸与の承認条件として示される補助金相当額を基金へ積み立てるものであります。対象は、旧下部小学校校舎の貸付に係るものとなります。

また、1 8 目ふるさと応援基金費、細目 1 ふるさと応援基金費、積立金 5 0 0 万円につきましては、一般寄附金 5 0 0 万円の積立金であります。

その他につきましては、それぞれ基金の利子の積立金であります。

次に、議案第 7 2 号を説明いたします。

議案第 7 2 号 令和 7 年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 7 6 万 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 5 億 1, 8 2 2 万 1 千円といたします。

歳入予算について、補正額の理由について説明いたします。

4 款国庫支出金、1 項 3 目子ども・子育て支援事業費補助金 4 7 6 万 3 千円を増額いたします。

歳出予算について、補正額の理由について説明いたします。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費、細目 1 一般管理費、負担金、補助及び交付金（分散処理システム負担金）4 7 6 万 3 千円を増額いたします。この国民健康保険システム改修負担金は、子ども・子育て支援金制度システム改修に係る負担金であります。

次に、議案第 7 3 号を説明いたします。

議案第 7 3 号 令和 7 年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 2 6 万 5 千円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 2, 0 7 4 万 5 千円といたします。

歳入予算について、補正額の理由について説明いたします。

6款1項2目子ども・子育て支援事業費補助金126万5千円を増額いたします。

歳出予算について、補正額の理由について説明いたします。

1款総務費、1項1目一般管理費、細目1一般管理費、負担金、補助及び交付金（分散処理システム負担金）126万5千円を増額いたします。この後期高齢者医療システム改修負担金は、制度改正に伴うシステム改修負担金であります。

次に、議案第74号を説明いたします。

議案第74号 令和7年度身延町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ151万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22億7,334万3千円といたします。

歳入予算について、補正額の理由について説明いたします。

1款1項1目第1号被保険者保険料、現年度分特別徴収保険料70万7千円を減額いたします。

7款1項3目低所得者保険料軽減繰入金70万7千円を増額いたします。

8款1項1目繰越金151万9千円を増額いたします。

歳出予算について、補正額の理由について説明いたします。

2款保険給付費、1項1目居宅介護サービス給付費の財源組替は、繰入金（低所得者保険料軽減負担金）の増額による財源組替であります。

5款諸支出金、1項1目第1号被保険者還付金、細目1第1号被保険者還付金、償還金、利子及び割引料（還付金）151万9千円を増額いたします。これは、第1号被保険者に対する過年度保険料還付金であります。

以上で、議案第71号から議案第74号までの概要の説明とさせていただきます。

ご審議をよろしく願いいたします。

○議長（上田孝二君）

以上で、担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

日程第23 議案第75号 令和7年度身延町水道事業会計補正予算（第2号）

水道事業会計の補正予算案を議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

笠井上下水道課長。

○上下水道課長（笠井健一君）

議案第75号 令和7年度身延町水道事業会計補正予算（第2号）につきまして、内容を説明させていただきます。

3ページをご覧ください。

第2条、令和7年度身延町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入の予定額を第1款水道事業収益4,002万3千円増額し、6億5,130万3千円に補正するものです。

7ページをご覧ください。

第2項営業外収益の詳細につきましては、他会計補助金、基準外維持費繰入金が不足したことにより4,002万3千円を増額するものです。

3ページにお戻りください。

次に、収益的支出の予定額を第1款水道事業費用4,002万3千円増額し、6億5,130万円に補正するものです。

8ページをご覧ください。

第1項営業費用の詳細につきましては、1目原水及び浄水費の修繕費が当初の見込みより不足したことにより224万円を増額するもの、また2目配水及び給水費の修繕費が当初の見込みより不足したことにより、3,778万3千円を増額するものです。

以上で、議案第75号の内容説明を終わります。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（上田孝二君）

以上で、担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

日程第24 同意第3号 身延町教育委員会委員の任命について

日程第25 同意第4号 身延町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第26 同意第5号 身延町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第27 同意第6号 身延町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第28 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第29 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

以上の同意および諮問6議案は、総務課所管の人事案件でありますので、一括して議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

深沢総務課長。

○総務課長（深沢泉君）

それでは、同意第3号 身延町教育委員会委員の任命について、ご説明いたします。

議案説明書をご覧ください。

提案理由ですけれども、令和7年11月18日に委員の任期が満了するので、その後任委員を任命する必要が生まれました。については委員の任命にあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意が必要でございます。これが、この議案を提出する理由であります。

背景等ですけれども、現教育委員の井上敬典氏の任期が令和7年11月18日満了となるため、新たに委員を任命する必要が生まれました。

委員の任命にあたっては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項に、「委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。」と規定されております。

新たに任命しようとする方は、渡辺勝氏、住所、生年月日は記載のとおりです。

人となりについては、記載のとおりですのでご確認ください。

なお、任期は令和7年11月19日から令和11年11月18日までです。

続きまして、同意第4号 身延町固定資産評価審査委員会委員の選任について、ご説明いたします。

議案説明書をご覧ください。

提案理由ですけれども、令和7年11月18日に委員の任期が満了するので、その後任委員を選任する必要が生じました。ついては委員の選任にあたり、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意が必要でございます。これが、この議案を提出する理由であります。

背景等ですけれども、現委員である秋山和子氏の任期が令和7年11月18日に満了となるため、新たに委員を選任する必要が生じました。

委員については、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は、固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、町長が選任すると規定されております。

選任しようとする方は、秋山和子氏、住所、生年月日は記載のとおりです。

人となりについては、記載のとおりですのでご確認ください。

なお、任期は令和7年11月19日から令和10年11月18日までです。

同意第5号 身延町固定資産評価審査委員会委員の選任について、ご説明いたします。

こちらにも議案説明書をご覧ください。

提案理由は、同意第4号と同じでございます。

背景等ですけれども、現委員である柿島利巳氏の任期が令和7年11月18日に満了となるため、新たに委員を選任する必要が生じました。

選任しようとする方は、柿島利巳氏、住所、生年月日は記載のとおりです。

人となりについては、記載のとおりですのでご確認ください。

任期については、令和7年11月19日から令和10年11月18日までです。

同意第6号 身延町固定資産評価審査委員会委員の選任について、ご説明いたします。

議案説明書をご覧ください。

提案理由は同意第4号および同意第5号と同じでございます。

背景等ですけれども、現委員である高野恒徳氏の任期が令和7年11月18日満了となるため、新たに委員を選任する必要が生じました。

新たに選任しようとする方は、望月由香里氏、住所、生年月日は記載のとおりです。

人となりについては、記載のとおりですのでご確認ください。

任期については、令和7年11月19日から令和10年11月18日までです。

続きまして、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、ご説明いたします。

議案説明書をご覧ください。

提案理由ですけれども、令和8年3月31日に委員の任期が満了するので、その後任委員の候補者を推薦する必要が生じました。ついては、その後任委員の候補者を法務大臣に推薦するにあたり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める必要がございます。これが、この議案を提出する理由であります。

背景等ですけれども、身延地区の松野拓氏の任期が令和8年3月31日に満了となるため、新たに委員を推薦する必要がございます。

委員の推薦については、人権擁護委員法第6条第3項に、「委員は、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護に理解のある方の中から、議会の意見を聞いて候補者を推薦する。」と規定されております。

推薦しようとする方は、松野拓氏、住所、生年月日は記載のとおりです。

人となりについては、記載のとおりですのでご確認ください。
任期については、令和8年4月1日から令和11年3月31日までです。
諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、ご説明いたします。

議案説明書をご覧ください。

提案理由は、諮問第2号と同じでございます。

背景等ですけれども、中富地区の渡辺美幸氏の任期が令和8年3月31日に満了となるため、新たに委員を推薦する必要がございます。

推薦しようとする方は、渡辺美幸氏、住所、生年月日は記載のとおりです。

人となりについては、記載のとおりですのでご確認ください。

任期については、令和8年4月1日から令和11年3月31日までです。

以上、6議案、人事案件ですけれども、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（上田孝二君）

以上で、担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

ここで暫時休憩とします。

再開は11時30分とします。

休憩 午前11時24分

再開 午前11時30分

○議長（上田孝二君）

休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

それでは、これから質疑を行います。

質疑については、同種類の議案については、その都度同意を求めて、一括して質疑を行います。

一括質疑となった場合には、ご発言の際に質疑をしたい議案番号と質疑の内容について、明確に示していただくようお願いいたします。

なお、常任委員会への付託については、付託議案表のとおり、常任委員会へ付託を予定していますので、質疑は大綱のみに留めてください。

また、人事案件の議案については、委員会付託を省略する予定となっておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、質疑に入ります。

はじめに、認定第1号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で、認定第1号の質疑を終わります。

次に、認定第2号および認定第3号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で、認定第2号および認定第3号の質疑を終わります。

次に、議案第61号から議案第69号までの9議案については、条例改正案のため一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第61号から議案第69号までの9議案については、一括して質疑を行うことに決定しました。

それでは、質疑ありませんか。

(なし)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で、議案第61号から議案第69号までの質疑を終わります。

次に、議案第70号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で、議案第70号の質疑を終わります。

次に、議案第71号から議案第75号までの5議案については、一般会計および特別会計ならびに企業会計の補正予算案のため、一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第71号から議案第75号までの5議案については、一括して質疑を行うことに決定しました。

それでは、質疑ありませんか。

(なし)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で、議案第71号から議案第75号までの質疑を終わります。

次に、同意第3号から同意第6号までおよび諮問第2号・諮問第3号の6案件については、人事案件であるため、質疑を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、同意第3号から同意第6号までおよび諮問第2号・諮問第3号の6案件については、質疑を省略します。

それでは、お諮りします。

定例会資料7ページの委員会付託議案表のとおり、認定第1号から認定第3号、議案第61号から議案第75号までおよび請願第2号、請願第3号の計20案件を常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、委員会付託議案表のとおり常任委員会に付託します。

お諮りします。

定例会資料8ページの委員会付託省略議案表のとおり、報告第7号、同意第3号から同意第6号までと諮問第2号および諮問第3号の計7案件については、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、委員会付託省略議案表のとおり、常任委員会への付託を省略します。

以上で、本日の議事日程は終了しました。

このあと、午後、予算決算常任委員会の現地調査が予定されておりますので、よろしく願いします。

それでは、本日は、これをもちまして本会議を散会といたします。

ご苦労さまでした。

○議会事務局長(中山耕史君)

相互の礼をもちまして、終わりたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

お疲れさまでした。

散会 午前11時37分

令和 7 年

第 3 回身延町議会定例会

9 月 3 日

令和7年第3回身延町議会定例会（2日目）

令和7年9月3日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 休会の決定

2. 出席議員は次のとおりである。（14人）

1番	市川 司	2番	遠藤 公久
3番	深山 光信	4番	佐野 昇
5番	山下 利彦	6番	佐野 知世
7番	伊藤 雄波	8番	望月 悟良
9番	広島 法明	10番	野島 俊博
11番	田中 一泰	12番	渡辺 文子
13番	伊藤 達美	14番	上田 孝二

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(22人)

町	長	望月 幹也	副 町 長	遠藤 基
教 育	長	馬場 泰	総 務 課 長	深沢 泉
会 計 管 理 者		笠井 和美	企 画 政 策 課 長	高野 修
交 通 防 災 課 長		天野 芳英	財 政 課 長	幡野 弘
税 務 課 長		伊藤 剛	町 民 課 長	曾谷 英輝
福 祉 保 健 課 長		松田 宜親	観 光 課 長	青嶋 浩二
子 育 て 支 援 課 長		遠藤 仁	産 業 課 長	若狭 秀樹
建 設 課 長		佐野 彰	土 地 対 策 課 長	深沢 暢之
環 境 課 長 ・ 上 下 水 道 課 長		笠井 健一	身 延 支 所 長	加藤 千登勢
下 部 支 所 長		望月 融	施 設 整 備 課 長	佐野 美秀
学 校 教 育 課 長		望月 俊也	生 涯 学 習 課 長	石部 直樹

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名 (2人)

議会議務局長 中山 耕史

録音係 青柳 江美

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（中山耕史君）

相互にあいさつを交わしたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（上田孝二君）

本日は大変ご苦労さまです。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第2号により執り行います。

日程第1 諸般の報告を行います。

本日の説明員として、地方自治法第121条の規定に基づき出席通知のありました者の職氏名につきましては、先の会議で一覧表として配布したとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 一般質問。

通告1番、深山光信君の一般質問を行います。

深山光信君の質問を許します。

登壇してください。

深山光信君。

○3番議員（深山光信君）

通告に従い、一般質問をいたします。

より多くの人があいつでも社会体育施設を利用でき、体と心の健康づくりができることを願って、身延町社会体育施設の利用について質問します。

身延町社会体育施設条例施行規則第4条（利用の許可をしない日）に基づき、社会体育施設では現在、「月曜日」が利用できない日として定められています。この運用は、施設の維持管理や職員の労務管理など、一定の合理性があると理解はしていますが、一方で、町民の利用ニーズに合わない側面もあるのではないかと考えております。

例えば、週末にスポーツ大会や地域イベントを行った団体が、翌日の月曜日に後片付けや清掃などをしたいという声、あるいはシフト勤務や定休日の関係で、平日の月曜日が休みの方にとっては、社会体育施設を利用できないというケースもあります。

現在「月曜日」を利用の許可をしない日としている根拠やその理由について伺います。

○議長（上田孝二君）

石部生涯学習課長。

○生涯学習課長（石部直樹君）

お答えします。

本町では、社会体育施設だけでなく社会教育施設である、中富総合会館、各地区公民館、身延町総合文化会館、町立図書館も条例・規則で月曜日を休館としています。

木喰の里微笑館および湯之奥金山博物館については、社会教育施設であると同時に観光施設という側面もあることから、一週間で最も人が動かない水曜日を休館日としています。

社会体育施設を、「月曜日を利用の許可しない日」と制定している根拠は、土曜日、日曜日に大勢が施設を利用する中で、施設の維持管理や職員の負担軽減のため施設の清掃、メンテナンス、修繕を計画的かつ効率的に行うことを目的とし休日明けの月曜日を休館・休業日としています。

以上です。

○議長（上田孝二君）

深山光信君。

○3番議員（深山光信君）

峡南地域では、富士川町が月曜日、年末年始を休業日としています。隣町の市川三郷町、南部町では、休業日や休場日は、年末年始以外は定められておらず、早川町では条例に休業日や休場日はありませんでした。市川三郷町の職員の話では、職員が配置されていない社会体育施設の休業日等は、基本的にはないとのことでした。

身延町においても職員が配置されていない社会体育施設に、利用の許可をしない日を設ける必要がないのではないかなと思います。お伺いします。

○議長（上田孝二君）

石部生涯学習課長。

○生涯学習課長（石部直樹君）

お答えします。

生涯学習課では、各施設の職員の配置の有無にかかわらず、3名の生涯スポーツ担当職員が、グラウンド、体育館、テニスコート、弓道場など多数の社会体育施設を一括で管理しています。

休業日を設けることで、職員の負担軽減をしつつ利用者に不便をかけることなく、修繕やメンテナンス計画が立てやすくなります。

また、全ての施設の休業日を月曜日とすることで施設を効率的に管理できるため、職員の配置の有無に関係なく休業日は必要であると考えます。

以上です。

○議長（上田孝二君）

深山光信君。

○3番議員（深山光信君）

町民の誰もが平等に、そして柔軟に社会体育施設を利用できる環境を整えることは、町民の「健康増進」や町、町民の「地域コミュニティの活性化」にもつながると考えます。

スポーツ健康増進施設のしもべの湯は、身延町スポーツ健康増進施設条例第6条（休館日）では、無休としている。

以上により、月曜日の利用の許可をしない日について、規則の見直し等を検討する考えはないでしょうか。

○議長（上田孝二君）

石部生涯学習課長。

○生涯学習課長（石部直樹君）

お答えします。

身延町スポーツ健康増進施設しもべの湯は、運営を民間事業者であるヘルシースパサンロード身延湯の杜にお願いしており、同社との契約の中で休館日を設けず無休としています。

ただ年に一度、奥の湯高温源泉の施設点検日は温泉の供給が止まるため、臨時で休館日となりますが、この休館日を利用して、設備メンテナンスや修繕を集中的に行っています。

身延町が直営で運営する社会体育施設および社会教育施設とは、運営に対する性質が異なることから、議員のおっしゃる「月曜日の許可しない日」の撤廃については、現状は規則を変更する予定はございません。

しかし、身延町社会体育施設条例施行規則第4条第2項に、「前項の規定にかかわらず、管理者は特に必要があると認めるときは、同項の日を変更することができる。」とありますので、必要に応じて担当までご相談いただければと思います。

以上です。

○議長（上田孝二君）

深山光信君。

○3番議員（深山光信君）

再質問いたします。

社会体育施設条例施行規則は平成16年9月13日に施行され、20年が経ちました。20年前に、同じような質問をしても同じような答弁になるように思えます。

現在、身延町の人口は20年前より約7千人、少なくなりました。高齢化率も50%を超え、社会体育施設を利用する人や団体は、かなり少なくなっていると思います。これからさらに利用数は減っていきます。施設は利用されることに価値があると思います。

施設が活発に利用されることは、利用者の、町民の健康増進が図られ、地域の賑わいを生み出し、交流の場となる。

今までも何度か月曜日に利用できないか相談に行ったことがあります。「必要に応じて担当までご相談いただければ」との答弁であります。今までと対応は変わるということでしょうか。

○議長（上田孝二君）

石部生涯学習課長。

○生涯学習課長（石部直樹君）

お答えします。

社会体育施設の貸出の対応は、今までどおり変わることはありません。

繰り返しになりますが、身延町社会体育施設条例施行規則第4条第2項において、月曜日の貸出について柔軟に対応することができますので、担当にご相談いただく中で申請書を提出いただければと思います。

以上です。

○議長（上田孝二君）

深山光信君。

○3番議員（深山光信君）

また、相談に伺いたいと思います。

先日、8月8日に子ども議会がここで開かれました。子どもたちの質問の中に、人工芝のグラウンド、あるいはウェーブプールなど体育施設をつくってほしいという質問がありました。

また、夏休みにプールが使えなかったので、子どもたちがすごく寂しい思いをしているわけです。そういった中で、社会体育施設がより多くの人に使われることを願っております。ぜひ、前向きに検討していただければと思います。

以上です。

○議長（上田孝二君）

深山光信君の一般質問を終わります。

引き続き一般質問を行います。準備のためしばらくお待ちください。

それでは、再開いたします。

次は通告2番、山下利彦君の一般質問を行います。

山下利彦君の質問を許します。

登壇してください。

山下利彦君。

○5番議員（山下利彦君）

通告に従いまして、一般質問を行います。

1つ目ですが、地域活性化のための耕作放棄地対策について、質問いたします。

現在、身延町において進行する人口減少や高齢化に伴い、耕作放棄地の増加が地域の大きな課題となっています。耕作放棄地は、単に使われていない土地にとどまらず、地域の景観や生活環境への影響、防災・鳥獣害被害の拡大など、複合的な課題を引き起こしています。

しかし、耕作放棄地は地域活性化における資源でもあり、その対策は農業の再生と同時に雇用の創出、観光や地域保全、地域のコミュニティの再構築など、多方面に影響する可能性を持っています。

地域の未来を支える農業を持続可能なものとするには、若者や企業の新規参入を積極的に受け入れ、利益の出る農業経営が可能となる仕組みをつくっていくことが必要であります。持続可能な「儲かる農業」は、自治体の具体的な支援体制と経営環境の整備により、若者や企業が安心して参入し、地域に根差していくことで実現していくものと考えます。

以下、身延町の現在の取り組み状況と今後の耕作放棄地対策を含む農業政策について、一般質問をします。

1つ目ですが、耕作放棄地の現状認識について、伺います。

身延町の耕作地における耕作放棄地の割合と面積、および増加傾向など、現状の把握と分析状況について伺います。

○議長（上田孝二君）

若狭産業課長。

○産業課長（若狭秀樹君）

お答えします。

「耕作放棄地」は、「農林業センサス」において「以前耕地であったもので、過去1年以上作付けをせず、ここ数年の間に再び作付けをする考えのない土地」と定義されています。

また、同じような定義で「荒廃農地」や「遊休農地」もあります。

「荒廃農地」は、町や農業委員会の1筆ごとの現地調査において「現に耕作されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が困難になっている農地」を指します。

また、「遊休農地」は、農地法上の用語で「現に耕作の目的に供されておらず、かつ引き続き

耕作の目的に供されないと見込まれる農地」または「周辺の農地と比較して利用の程度が著しく劣っていると認められる農地」を指します。「1号遊休農地」と「2号遊休農地」に分類されます。

町では、「耕作放棄地」の面積は把握しておりませんが、「1号遊休農地」として、「現に耕作されておらず、かつ、引き続き耕作されないと見込まれる農地」を、農業委員会で毎年確認しています。なお、耕地面積が面積調査、1号遊休農地が利用意向調査によるものです。

令和5年、耕地面積は386ヘクタール、1号遊休農地は19.1ヘクタール、割合は4.9%です。

令和4年、耕地面積は393ヘクタール、1号遊休農地が17.6ヘクタール、割合は4.5%です。

増減は、耕地面積がマイナス7ヘクタール、1号遊休農地がプラス1.5ヘクタール、割合についてはプラス0.4%です。

耕地面積は年々減少しておりますが、一方、遊休農地については年々増加している現状となっております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○5番議員（山下利彦君）

耕作放棄地、あるいは遊休農地と呼び方は別として、耕作を放棄した農地が耕作面積のわずかに約5%という答弁ですが、飯富などは農地全体の半分近くが耕作放棄地の状態とみれば、あまりにも少ない数字です。農業委員会からの正しいデータが集積されているのか、甚だ疑問が残ります。

次に、2問目に移ります。耕作放棄地対策の具体策について、伺います。

農業委員会などと連携して実施している耕作放棄地再生事業は現在あるのか。例えば、再生利用の手法として、地元農家への貸付、企業・団体への農地貸出などが考えられるが、実施状況はどうなっているのか伺います。

○議長（上田孝二君）

若狭産業課長。

○産業課長（若狭秀樹君）

お答えします。

農業委員会では農地法に基づく遊休農地対策として、先ほど数値を説明させていただきましたが、農地の利用状況調査と遊休農地の意向調査を行い、農地利用の適正化を図っています。

荒廃農地再生のための支援事業ですが、県の「やまなし担い手サポート農地整備事業」があり、実施主体が町や農地中間管理機構等となりますが、農業経営規模の拡大や荒廃農地の解消に活用が可能な事業となります。

農地の貸し借りについては、農地中間管理機構、いわゆる農地バンクを利用した貸借、または農地法第3条による貸借のいずれかの方法になっておりますので、まずは農業委員会へご相談いただくこととなります。

令和6年度に農業委員会で審議した農地の貸し借りによる申請件数ですが、農地法第3条、許可申請で、主に管理が困難となった農地を借り受けて営農を拡大したいとする受付件数が

43件、営農拡大のための農地バンクを利用した利用権設定の申請件数が11件です。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○5番議員（山下利彦君）

先ほどの答弁の中で、管理が困難な農地を借りて営農を拡大したいという受付件数が43件、営農拡大のための農地バンクを利用した利用権設定の申請件数が11件と、予想以上に多いと考えますが、これは身延町のことですか。この申請された件数があれば、耕作放棄地などがどうして増え続けるのか、再質問はしませんが、申請件数の疑問が残る答弁のように感じます。

次に3つ目の質問ですが、予算的措置について伺います。

耕作放棄地再生に関して、草刈り委託費、機械導入支援など、令和6年度、令和7年度に計上された予算額と内訳は。

また、国、県の交付金・補助金の活用状況について、具体的な制度名と活用額、さらに活用に対して支援相談体制の状況を伺います。

○議長（上田孝二君）

若狭産業課長。

○産業課長（若狭秀樹君）

お答えします。

耕作放棄地の再生につきまして、令和6年度、令和7年度の予算計上は特にありません。

先ほどの県の制度「やまなし担い手サポート農地整備事業」を活用することが考えられますが、ここ数年の活用実績はありません。

山下議員ご質問の具体的な現行制度につきましては、荒廃農地を解消する場合、先ほどの制度のメニューの中に「機構借受農地整備事業」があり、実施主体は町や農地中間管理機構となり、中間管理機構が農地中間管理権を取得した農地が対象で、補助率は10アール当たり40万円以内となります。

また、「企業的農業経営推進支援モデル事業」では、実施主体が町や農地中間管理機構、土地改良区、農協等となります。企業的経営面積が1ヘクタール以上を対象とし、補助率は事業費の50%以内となります。

具体的な要望が団体や企業等からあった際に、町でも県と協議し、事業が該当となった場合は、補正予算での計上で対応する見込みです。

なお、耕作放棄地等、農地の適切な管理については、基本的には所有者にお願いすることになりますが、農業委員会でも相談を受けた後に、現地確認を行ってから所有者に適切な管理をするように通知しています。また、農業に関する各種相談については、産業課の窓口で随時お受けしています。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○5番議員（山下利彦君）

耕作放棄地については、町として現地確認を行い、所有者には適切な管理をするよう通知していると言いますが、実際、耕作放棄地は全町的に増えている状態です。

また、数年、交付金・補助金の活用実績はないとの答弁ですが、具体的な要望が団体や企業から申請が増えるためにも、行政は現行の支援制度や国、県の補助金事業の内容の情報を常に積極的に、継続的に提供すべきだと考えます。これは、町の耕作放棄地に対する捉え方が重要だと考えます。このまま拡大していいと考えるのか、あるいはこのままでは駄目だと歯止めをかけるという考えかどうか、これによって行動は大きく変わってくると思います。

次に移ります。4番目の質問ですが、他地域の先進事例について、伺います。

全国の先進事例として、体験型観光農業や若者世代や企業の関心が高まっているスマート農業は省力化・高収益化の手段として重要であります。

ドローンやセンサー技術の導入支援、データ共有による効率的なスマート農業導入の推進についてなど、今後の展望について伺います。

○議長（上田孝二君）

若狭産業課長。

○産業課長（若狭秀樹君）

お答えします。

ロボット、AI等の情報通信技術を活用した「スマート農業技術」により、農作業の効率化、身体負担の軽減、農業の経営管理の合理化による農業の生産性向上の効果が期待されています。

本町でも、DXP事業（デジタル・トランスフォーメーション・プラットフォーム）の共同企業体からの提案を受けて、ドローンやAI、センサーを活用して、農作業の生育状況や鳥獣被害の見える化、防除支援等に取り組んでいくため、本年6月4日に「地域農業におけるDXP事業の推進に関する協定書」を締結し、西嶋地区をはじめ矢細工の圃場などを実証実験の場所として選定し、取り組みを開始しております。

具体的には、ドローンを用いて上空から農地とその周辺をモニタリングすることにより、農作物の生育状況や野生動物の行動を確認・解析し、獣の通り道にワナを仕掛けることにより、効率的な鳥獣害の防除対策が期待できます。

また、土壌センサーによる水分量・温度・栄養状態等をリアルタイムに把握し、AIによる分析で、収量や品質の安定、農業者の負担軽減が期待できます。

協定期間は3カ年ですが、契約期間終了後も引き続き事業の継続が可能か、DXP事業者と協議をしてみたいと考えます。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○5番議員（山下利彦君）

先ほどの答弁から、本町ではDXP事業の共同企業体と協定書を締結し、スマート農業導入への取り組みをすでに開始している。これにより、農作物の収穫量や品質は安定し、農業者の負担軽減も図られて、さらにドローンにより野生動物の行動確認や分析により効率的な鳥獣害の防除対策も期待できる。身延町の農業の将来の見通しは明るいとの答弁内容と聞かせていただきました。

しかしながら、鳥獣害防除対策においても、庭にシカの親子2匹が入ってきたとか、大豆を全てシカに食べられたとか、稲穂はほとんど鳥にやられたなどの声をよく聞きます。ぜひ、さらにきめ細かな検証を続けてもらいたいと思います。

次に移ります。5番目、若者や企業の参入支援について、伺います。

若者の定住・移住促進を視野に入れた「農業と暮らし」の政策として、空き家バンクと土地バンクの連携や地域の受け入れ支援体制、住環境や就業環境を包括的に整える仕組みについて、どのような構想があるのか伺います。

○議長（上田孝二君）

若狭産業課長。

○産業課長（若狭秀樹君）

お答えします。

本町では、総合計画・総合戦略に基づき、移住・定住を促進するために、「移住・定住祝金」や「定住促進祝金」「空き家バンク」等の各種支援策を展開し、住環境・就業環境についても具体的な要望をお伺いし、担当課でそれぞれ連携しながら対応しています。また、定住後の子育て環境についても「子育てしやすいまちナンバー1」を掲げ、充実した子育てしやすい環境づくりにも力を入れています。

特に、令和5年の農地法改正により、農地法第3条許可の面積要件が廃止され、譲受人・借受人の50アール以上の耕地面積要件が不要となりましたので、個人等が農地を取得しやすくなりました。移住で新規に農業をしたいという希望者には朗報だと思っております。

また、町内に農地を持たない農業に興味のある方には、リンケージ農園で野菜づくりを体験していただくことで、身延で田舎暮らしをするきっかけになればと思いますので、多くの方にご利用いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○5番議員（山下利彦君）

「子育てしやすいまちナンバー1」を目指す町の環境の中で、農地法の改正により個人が農地を取得しやすくなり、またリンケージ農園での農業体験もできるなど、身延町で田舎暮らしを始めるには、非常に良い環境であるという答弁内容でした。

ぜひ、今後も一つひとつきめ細かな検証をお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。6番目、初期投資・設備導入への支援について伺います。

新規参入や持続可能な農業維持のための初期投資（整地、設備、資材）は大きな負担となります。また、成果に応じた交付金（水田活用交付金、地域資源活用交付金）や農業用施設・設備のシェア利用など、これらの相談窓口の設置体制や利用状況について伺います。

○議長（上田孝二君）

若狭産業課長。

○産業課長（若狭秀樹君）

お答えします。

新規就農に関しては、「新規就農者育成総合対策事業」で「経営開始資金」の補助制度があります。年間150万円を最長で3年間、国が補助する制度ですが、年齢等一定の交付要件があります。令和6年度については、2人の方が交付を受けています。また「やまなし新規就農アシスト事業」で、農業用機械等をリースで導入する場合にリース料を軽減する県の補助制度があります。こちらについては、令和7年度に1人の方が交付を受ける見込みです。そのほか各

種補助制度の相談は、随時産業課の窓口でお受けしています。

また、あけぼの大豆拠点施設において、あけぼの大豆の生産を行う場合に、農機具の貸し出しも行っております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○5番議員（山下利彦君）

個人・企業の新規参入を促すためにも、国や県の各種補助金の情報は常に継続して発信提供していただきたい。さらに、あけぼの大豆だけを対象とする農機具の貸し出しをほかの農業にも適用させ、共有できるものなど、初期投資に関して身延町独自の支援体制づくりの充実を考えていただきたいと思います。

次に、7番目の農地の集積・貸借の円滑化について、伺います。

若者や企業が農業に参入する際、農地の確保が大きな壁となっています。身延町における農地中間管理機構（農地バンク）の活用状況と、担い手と農地のマッチング促進に向けた農地所有者との交渉支援や農地情報（地図上での休耕地管理や未登記農地の整理）の見える化など、借り手が安心してスタートできる環境づくりの現状を伺います。

○議長（上田孝二君）

若狭産業課長。

○産業課長（若狭秀樹君）

お答えします。

2番目の質問でもお答えしましたが、令和6年度に農業委員会で審議した農地の貸し借りによる申請件数ですが、農地法第3条許可申請で、主に管理が困難となった農地を借り受けて営農を拡大したいとする受付件数が43件、営農拡大のための農地バンクを利用した利用権設定の申請件数が11件です。

農地の確保に向けた交渉支援については、農業委員会で行っておりますので、産業課窓口にご相談をいただければと思っております。

なお、農地情報の見える化については、農地法に基づき、農業委員会で毎年、農地の利用状況を調査し、遊休農地の所有者等に対する意向調査を実施しています。意向表明どおり実施されない場合については、農地中間管理機構との協議を勧告し、県知事の裁定により、同機構が農地中間管理権を取得できるよう措置がされます。また、所有者が不明の遊休農地については、公示手続きにより対応することになります。遊休農地の地図上での表示については、導入・更新等の費用の問題もありますので、今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○5番議員（山下利彦君）

農地確保に向けた交渉支援および農地の利用状況、所有者の意向調査など、全て農業委員会で行っているのであれば、農業委員会の電話番号を表示するなど、情報が手軽に分かる提供体制にすべきではないのかと考えます。

また、遊休農地の地図上の表示こそが農地の集積対策において最も重要であり、借り手が安

心してスタートできるものと考えます。

しかし、毎年変わるわけでもないのかかわらず、先ほどの答弁にある導入更新の費用の問題があるなどという考えで、停滞は即座に解消し、実りのある対応をぜひお願いいたします。

次に移ります。8番目、販路拡大について伺います。

農産物の生産だけでなく、販路の確保が経営安定には不可欠です。

ふるさと納税を活用した販売促進、地元飲食店や観光業者との連携、さらには「道の駅」での販売など、町の具体的な販路拡大施策について考えを伺います。

○議長（上田孝二君）

若狭産業課長。

○産業課長（若狭秀樹君）

お答えします。

ふるさと納税を活用した販売促進、地元飲食店や観光業者との連携については、農産物のしつかりとした商品化や安定した供給が必要だと思われまます。

道の駅等での販売については、各施設で農産物の個別の出品・受付が行われておりますので、詳細については道の駅にご相談をいただければと思います。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○5番議員（山下利彦君）

私は、あるべき行政の販路拡大支援とは、単なるイベント開催的な支援や一時的な補助金にとどまらず、農業者が持続的に売れる仕組みを構築できるように後押しすることだと考えます。

安定した販路の確保として、学校給食、福祉施設、病院、公共イベントなどに地元農産物を導入し、安定需要を確保することなどと考えます。

また、地産地消の制度化の中で、6次産業化として地元農産物を何%使用などの数値目標も販路拡大の一つです。

しかしながら、先ほどの答弁の中には、「儲かる農業」につながる販路拡大における行政の農業振興策がまったく示されていないことに対し、非常に残念に思います。

最後の質問に移ります。身延町の農業ビジョンについて、伺います。

令和7年7月19日の山日新聞に「農林水産省の発表は令和7年度の主食米の生産について、38道府県が前年度実績より作付面積を増やす意向だと発表した。しかし山梨県は前年度から横ばいだった。」との記事が掲載されました。

町の農業を未来につなぐには、農地の維持と活用、そして何よりも「人の力」が必要不可欠です。若者が農業に夢と希望を持って参入できるよう、制度の整備、地域の受け入れ体制づくり、そして定住・定着支援を強化すべきだと考えます。

農業ビジョンは、この身延町をどのような形にしていくのか。耕作放棄地が年々増えていく環境をどのように捉えているのかということです。

今後、若者・企業の農業への参入促進などを含めた農業に対する、どのようなビジョンを描いているのか伺います。

○議長（上田孝二君）

若狭産業課長。

○産業課長（若狭秀樹君）

お答えします。

議員さんもお存じのとおり、本町の総面積のうち、森林の面積が約80.5%を占めており、耕地面積は（令和5年面積調査で）386ヘクタールで、総面積の約1.3%と非常に少ない状況です。

本町においては、限られた農地で町民の皆さんが本当に頑張って耕作をしてくれていると認識しております。地域計画を策定している集落に対しては、令和6年度に中山間地域等直接支払制度事業費補助金を18集落組織に、多面的機能支払交付金推進事業費補助金を7集落組織に交付しております。

担い手不足で、交付金事業を取りやめる集落もある現状ですが、地域組織の新規立ち上げ支援、また本年度に新たな取り組みとして、地域組織のネットワーク化も進めておりますので、町でも引き続き、地域組織を中心にサポートしながら、農業政策が衰退しないように取り組んでまいりたいと考えております。

新規参入にあたっては、既存の補助事業等を周知・活用していただく中で、積極的に受け入れ支援等を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○5番議員（山下利彦君）

本町において、農業従事者の高齢化と後継者不足は深刻な課題であり、農地の荒廃や地域の営農基盤の弱体化が懸念されています。

農業を持続可能な産業として再生させるためには、若者や新規参入者にとって挑戦したい、続けたいと思える環境を整備することが不可欠です。

農業ビジョンを求めた質問に対する答弁は、耕作放棄地対策にはまったく触れることもなく、補助金交付組織のサポートや新規参入者に対しての支援を行っていくとの答弁ですが、これがビジョンなのか、町長にビジョンを求めても返答がありません。ビジョンのないところに積極施策は存在しません。

ある、たとえがあります。玄関を見るだけで、そこに住む人がどんな人で、どんな生活をしているのか一目で分かると言われます。家が古いとか新しいとかではなく、その環境状況からです。それは町の環境を見れば、その町の力が一目瞭然に分かるものと同様だと私は思います。

先ほどの答弁内容のような受け身ではなく、積極的政策としての農業振興ビジョンを作成し、その中核に若者の参入促進を据え、未来を担う世代が誇りを持って農業に取り組める農業環境の実現を強く求めて、1問目の一般質問を終わります。

それでは、大きい項目2項目に移ります。

峡南南部医療体制の指定管理者制度による公設民営化について、質問いたします。

現在、峡南医療圏は、人口減少と高齢化の進行に伴う医療需要の変化、そして医師・看護師不足や経営収支の悪化などの課題が顕在化しています。

そのような中、峡南地域の医療提供体制の持続的な確保と住民に対する安定した医療サービスの提供を目的に、峡南南部3町で一部事務組合を設置し、指定管理者制度を導入し、公設民営化による新たな医療体制を令和9年4月をめどにスタートさせる計画です。

従来の病院の直営方式では、財政的・運営的な課題が指摘されてきましたが、本制度により従来の課題がどのように解決でき、本当に地域医療の持続可能性を確保できるのか、以下の観点から一般質問を行います。

1つ目ですが、病院の直営運営における課題について。

身延町長が代表理事を務める「地域医療連携推進法人みなみやまなし」による公設民営化を含む医療提供体制の概要は、飯富病院、身延山病院、南部町、早川町、身延町が参加主体メンバーとして参加し、「医療連携に関する基本協定」に基づく「公設民営化による管理運営方法」が検討されてきました。

そこで、現在までの各医療機関の直営運営において、財政負担、人材確保、経営効率といった観点でどのような課題があったと捉えているのか、説明を求めます。

○議長（上田孝二君）

松田福祉保健課長。

○福祉保健課長（松田宜親君）

お答えをいたします。

財政負担の観点につきましては、すでに本年6月議会において山下議員の一般質問に対する答弁の中で「飯富病院も身延山病院も共に損益は赤字基調となっている」と申し上げました。

特に飯富病院については、令和6年度以降、身延町と早川町が決して少くない額の基準外繰出により資金ショートしないよう手当てしていることはご存じのことと思いますが、この状況が今後常態化すると、いずれ2町の財政運営に大きな影響が出てくると思われま

す。人材確保の観点につきましては、例えば看護師不足により、病棟閉鎖あるいは病床削減といった措置を取らざるを得ない現実があることについてもご存じのことと思います。このことは、病院経営を困難としている要因の一つですが、病院機能の維持・継続という運営の面からは、病院関係者からは「人員不足により毎日綱渡りの状態」であるとか「だいぶ疲れ切った状況の中で仕事をしている」とか、悲痛な声も届いております。山下議員も飯富病院の元事務部長としてご苦労されたと想像するところですが、人材募集してもなかなか応募がないというのが実態です。

次に、これも再三お話ししてきたことと思いますが、同規模・同機能の2病院が、人口減少が進展するこの地域に今後も変わらず存続し続けることができるのかと考えたときに、共倒れは最悪のケースであり、そうならないよう、また峡南南部地域に必要な医療を今後も確保できるよう、お互い役割分担する中で機能と人材を集約して医療資源を最大限有効活用するという経営の効率化についての考え方がありました。

以上が答弁となりますが、最後に補足させていただきます。

ご質問では、「各医療機関の直営運営における課題」ということで「直営運営」という前提条件が付けられているのですが、ただいまの答弁につきましては、必ずしも直営運営に限ったものとは言えないということです。

医師・看護師等の不足、人口減少や少子高齢化の急速な進展による医療需要の変化といった経営環境の変化等を背景に、おそらく全国の、特に中小規模の多くの病院が、どのような形態であろうと、似たような課題を抱えているのではないかと想像するところでございます。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○5番議員（山下利彦君）

質問において、私の質問の言葉足らずが原因なのか、長く丁寧に答弁してもらいましたが、私の質問内容というのは、各病院の直営から一部事務組合をつくり、公設民営化の経営形態に変更するにあたり、身延町長が代表理事を務める峡南地域医療連携推進法人みなみやまなしにおいて、財政的に赤字になった原因・課題はどこにあったのか。看護師不足など人材確保において職員が不足してしまった原因・課題について、どのように捉えているのかという質問です。この点は2問目につながるわけですがけれども、時間がありませんので再質問は行いません。

私の言葉足らずで、答弁と質問の内容が食い違ってしまったということは非常に残念ですが、再質問は行いません。

次に、指定管理者制度による課題解決の要因について伺います。

指定管理者制度による公設民営化が、経営効率の向上、財政負担の軽減、医師・看護師等の人材確保、地域ニーズに即した医療・介護・福祉サービスの質の向上などの点において、どのような改善につながると考えているのか、説明を求めます。

○議長（上田孝二君）

松田福祉保健課長。

○福祉保健課長（松田宜親君）

お答えをいたします。

本年6月議会での山下議員の「僻地医療への対応について」という一般質問に対し、公設による「経営基盤の安定化」と民営による「より自律的・弾力的な経営」などを目指している旨、指定管理者制度による公設民営という経営形態についてお答えをしたとおりです。

議員もご存じのとおり、平成19年12月に「公立病院改革ガイドライン」が、続いて平成27年3月には「新公立病院改革ガイドライン」が、さらに直近では令和4年3月に「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」が国から公立病院設置者等に示され、公立病院の経営強化の取り組みにより、持続可能な地域医療提供体制を確保するよう要請されてまいりました。これらガイドラインでは、公立病院の経営形態の見直しについても検討するよう求められており、指定管理者制度に関しては「民間的な経営手法の導入が期待される」とする一方で、この制度の初期の効果をあげるためには、適切な指定管理者を選定することなどの留意点も示されております。

指定管理者制度を導入すれば、議員がご質問の中でいくつか挙げられた事柄も含めて、現在の病院経営を取り巻くあらゆる課題が全て克服でき、収支も黒字化できるなどとは申し上げられませんが、新一部事務組合が取り組む病院事業には、公立病院としての役割とともに、今まで以上に「経営」という視点を意識していかなければ、この地域の厳しい環境の中で持続的に医療を提供することはかなわないものと認識をしております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○5番議員（山下利彦君）

この2問目の質問は、先ほども申しましたが、1番目の裏腹の意味です。問題点を把握し、

一つひとつ問題点を改善するためには、どうしても公設民営化が必要だという答弁なら聞けるわけですが、先ほどの答弁では、全国のへき地医療の状況も、地域の具体的な状況も十分加味したものとは言えない。国の公立病院改革プランにおいて、経営形態の見直しを求められているから、今回の公設民営化への経営形態の変更の提案になったなどという答弁に聞こえました。到底納得できるものではありません。こんな容易な考えで誰が責任を取るのか。

時間がないので再質問は行いませんが、あまりにも、人から言われてこうするんだということではなくて、問題点をもっと突き詰めて改善できるものと私は考えています。

○議長（上田孝二君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

山下議員、言いたい放題ですね。ここへ来るまで、われわれがどれだけ苦勞してきているかというのを全然理解していないではないですか。

もともと病院の事務長でいらっしやって、飯富病院があれだけぼろぼろになってきている。あなた、そのときに何をしてきたんですか。修繕をもっと計画的にしてくれば、今の老健のほうだって、10億円も投資しなければ直らないような状態にならなかったはずですよ。

われわれ、今、3町の町長、そして両病院のスタッフ、みんなで議論してきて、公設民営、別にこれは国から言われたからやっているわけではありません。みんなの議論の中で、そこへ行き着いているということを忘れないでください。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○5番議員（山下利彦君）

ありがとうございました。

次に、3問目に移ります。指定管理者と各医療機関幹部（院長・事務長）の関係性について伺います。

指定管理者の下での、病院の院長や事務長などの管理職の位置づけや権限のあり方、自治体との連携体制について明確にされているのか、説明を求めます。

○議長（上田孝二君）

松田福祉保健課長。

○福祉保健課長（松田宜親君）

お答えします。

本年第2回定例会において、伊藤達美議員からの一般質問「飯富病院の統合に向けての諸問題について」の中で、「民間団体が指定管理者となった場合の病院職員への説明」というご質問を受け、これに対し、「飯富病院、身延山病院、南部町の診療所の職員はいったん退職し、本人の希望により改めて指定管理者の職員として雇用契約を結ぶこととなります。」と回答いたしました。

すなわち、現在の管理職も指定管理者の職員となれば、その組織の人事体制の中に組み込まれるわけですから、位置づけや権限等について、町がお答えできる内容ではございません。

また、自治体との連携体制は明確になっているかのご質問ですが、指定管理候補者が選定されていない段階ですので、現在お答えできる内容を持ち合わせておりません。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○5番議員（山下利彦君）

答弁ありがとうございました。町が答える内容はないという答弁ですので、次に移ります。

4問目ですが、制度導入後の医療の公共性の担保について伺います。

医療機関の公的性格を維持しつつ、民間の柔軟性を生かす運営について、町としてどのようなガイドラインや基準を設ける予定か。また、制度導入後の評価・監査体制や住民への情報公開・説明責任について、どのように対応する方針か説明を求めます。

○議長（上田孝二君）

松田福祉保健課長。

○福祉保健課長（松田宜親君）

お答えをいたします。

ただいまのご質問につきましては、今後、新一部事務組合において協議していく内容ですので、現時点でお答えできる内容を持ち合わせておりません。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○5番議員（山下利彦君）

町が答える内容はないという答弁であるために、次に移ります。

職員の身分・雇用条件の変化について伺います。

制度導入により職員の雇用形態の変化、雇用の継続や待遇への影響が懸念されます。既存職員の処遇に関する調整が課題だが職員の不安にどのように対応しているのか、また最終報告のベッド削減による余剰人員33名の提示について、医療従事者との協議はどのように行われたのか説明を求めます。

○議長（上田孝二君）

松田福祉保健課長。

○福祉保健課長（松田宜親君）

お答えをいたします。

まず「職員の処遇に関する調整と不安への対応」についてのご質問ですが、本年6月議会の伊藤達美議員からの一般質問に対する答弁の中で、「雇用条件は、実際に指定管理者が選定され、そこの協議がなされなければ待遇の差異があった場合の対策も含めて具体的に示すことはできない。指定管理候補者を選定し、雇用条件等について十分詰めた上で、職員に対しては個別の面接等を通じて指定管理者との雇用契約について意向確認をしていきたいと考えている」と回答をしております。今回のご質問につきましても、同様の回答とさせていただきます。

次に「余剰人員33名の提示について、医療従事者との協議はどのように行われたのか」とのご質問ですが、やはり6月議会での山下議員の一般質問に対し、この33人という人数について「コンサルタントの最終報告にある33人という数値は、飯富病院と身延山病院のその時点での職員数とコンサルタントが描いた再編統合後の2病院の医療提供体制に必要な職員数を単純に比較した数値であり、実際には再編統合時期の前後における定年退職等の自然減があり、

一方で新規雇用の可能性もある。報告書では、自然減を考慮すると、むしろ医師、看護師は不足するという想定も示されている。」とご説明しています。

統合再編の前提として「33人削減」を協議決定した報告書ではないことを、再度繰り返しご確認いただきたいと思います。

以上です。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○5番議員（山下利彦君）

指定管理者との雇用契約において、意向確認をする内容のため、町が答える内容ではない。また、最終報告書の33人削減も協議決定した報告書ではないということですので、次に移りたいと思います。

最後の質問です。他地域の先進事例と教訓の活用について。

他自治体での指定管理者制度の導入事例をどのように調査・検討し、今回の制度設計に反映していくのか、説明を求めます。

○議長（上田孝二君）

松田福祉保健課長。

○福祉保健課長（松田宜親君）

お答えをいたします。

このたびの医療再編の取り組みは、人口減少が著しい複数の小規模自治体が、経営形態の見直しも含め、公と民の医療機関の再編統合を目指すという、あまり他に例を見ないものであると、コンサルタントの最終報告書の概要版に記されております。

したがって、他地域の事例が私どもの例にぴったり当てはまるとは必ずしも言い切れませんが、参考にできる事例があれば、新たに設立された一部事務組合を中心に調査・検討してまいります。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君。

○5番議員（山下利彦君）

峡南南部3町で一部事務組合を設置し、指定管理者制度を導入し、公設民営化による新たな医療体制をこれから進めると。

今回も町の関係事業に対して、指定管理者に全幅の信頼を寄せ、前例のない組織再編も国の公立病院改革プランの指摘が基本にあるようです。組織再編効果も今後の一部事務組合で調査検討するなどありますが、方向性を決めた峡南地域医療連携推進法人みなみやまなしでの十分な検討をすべき事案であり、あまりに見切り発車過ぎるのではないのでしょうか。

そもそも、今まで身延町の事業で指定管理者制度を採用することで改善された事業は、どれだけあるのでしょうか。

脚下照顧という言葉があります。足元をよく見つめていただくことを切にお願いしまして、一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（上田孝二君）

山下利彦君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開は10時20分といたします。

休憩 午前10時02分

再開 午前10時15分

○議長（上田孝二君）

時間前ですが、全員おそろいですので一般質問を再開いたします。

次は通告3番、遠藤公久君の一般質問を行います。

遠藤公久君の質問を許します。

登壇してください。

遠藤公久君。

○2番議員（遠藤公久君）

通告に従いまして、ただいまより一般質問を行います。

本日は、大項目4項目につきまして質問をさせていただきます。

まず、町外中学校に通学する生徒の支援について伺います。

本町は、子どもに対する支援は「子育て支援日本一」を目指すだけの施策になっていると私は考えます。

中学校に進学しますと、身延中学校に町外から通ってくる生徒がいる一方、町外の中学校に勉強のためであったり、あるいはスポーツのため、また例えば近隣の公立中学校であったり、甲府近郊の私立中学校に通っている生徒も過去にはいましたし、現在も少数でありますけれども、いる現実があります。

そこで、保護者の負担軽減を目的に行われている現在の取り組みについて、確認も含め質問させていただきます。

中学校入学支度金につきましては、中学生1人につき8万円が支給されるものであります。身延小中学校等入学支度金支給要綱によりますと、支給要件は、基本的に進学する学校は町外、町内を問わず、保護者、生徒が身延町に住所を有していることとなっております。私立、公立を問わず、町外中学校に進学する生徒にも支給されるとの認識で間違いはないでしょうか、伺います。

○議長（上田孝二君）

望月学校教育課長。

○学校教育課長（望月俊也君）

お答えします。

入学支度金の支給要件は、身延小中学校等入学支度金支給要綱第3条に、児童生徒およびその保護者が本町に住所を有し、かつ、入学後も継続して本町に住所を有することが見込まれることと規定されているとおり、住所要件を満たせば、町外の中学校に進学する生徒も私立、公立を問わず支給されます。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○2番議員（遠藤公久君）

次の質問です。

上記の、今申しました入学支度金と児童手当などは、町外中学校に、小学校も含めてですが、通学することになりましても支給されています。一方、身延町小中学校修学旅行費補助金交付要綱により、修学旅行費用小学生6万円、中学生12万円が支給されております。また、身延町学校給食補助金交付要綱により、給食費は小学生1食350円、年200食と換算しますと約7万円、中学生は1食400円、やはり200食と換算しますと8万円が支給されております。ほかにも補助教材費は、小学生の限度額が8千円、中学生の限度額が1万2千円、児童生徒チャレンジ応援助成金、その他、スキー教室などの校外学習の費用なども補助や支給がされております。

これらは町内小中学校に在籍する児童生徒が対象になっており、保護者、生徒または児童の住所地が町外であっても、補助対象になっているとの認識で間違いはないでしょうか。また、現在、町外住所地の補助対象者は何名いるのか伺います。

○議長（上田孝二君）

望月学校教育課長。

○学校教育課長（望月俊也君）

お答えします。

修学旅行費、学校給食費等の各種補助金等は、それぞれの補助金交付要綱等に基づいて補助等をしており、児童生徒が身延町立学校に在籍することが要件となっております。

したがって、本人や保護者の住所に関係なく、身延町立の小中学校に在籍している児童生徒が補助等の対象となりますので、町外の住所地から身延町内の小中学校に通学している児童生徒も補助等の対象となります。

なお、現在の町外住所地の補助対象者は、小中学校合わせて5人です。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○2番議員（遠藤公久君）

学校の行事への補助金は通学者の保護者が対象であり、住所地は問われておりません。そのことに対しては、身延町内の学校への町外者の呼び込みおよび流入人口等の施策として否定するものではありませんし、町立学校の活性化や教育環境の維持の観点からも、一定の合理性を持つものと考えます。

しかしながら、町外中学校に様々な目的や事情があり通学する町内に住所を有する子どもやその保護者への支援は、入学支度金の支給と児童手当以外は行われていないようではありますが、いかがでしょうか。

○議長（上田孝二君）

望月学校教育課長。

○学校教育課長（望月俊也君）

お答えします。

町外の中学校に通学する町内在住の児童生徒およびその保護者への本町独自の支援は、入学支度金になります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○2番議員（遠藤公久君）

すみません、今、私、質問を抜かしてしまったんですけども、現状、町外中学校に通学している生徒は何名いるのか、お答えいただけますか。

○議長（上田孝二君）

望月学校教育課長。

○学校教育課長（望月俊也君）

お答えします。

現在、町外中学校に通学しています生徒は10人です。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○2番議員（遠藤公久君）

ありがとうございます。子育て支援は町の未来を担う大切な施策であるからこそ、制度設計の正確性と透明性が求められていると考えます。町民税納税者であっても、町外の中学校に子どもが通学した時点で、児童手当以外の補助や支援が行われていない現状に対して、町の子育て支援からの疎外感は、保護者や子どもにとっては非常に大きなものと考えます。

そこで、修学旅行の旅行費用の補助、各種検定の補助など、町外の中学校に通う生徒の保護者も対象にすべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（上田孝二君）

望月学校教育課長。

○学校教育課長（望月俊也君）

お答えします。

修学旅行費、各種検定料等への補助等は、町立の学校が主体となって実施している行事や事業への補助等であり、町立の学校に在籍することで、こうした費用に対して学校設置者として教育環境をできるだけ充実させようとする責務に基づく考えによるものです。

また、これらの補助等は、身延中学校に進学することのメリットとして捉えていただき、ぜひ地元の身延中学校を進学先に選択し、中学校生活を過ごすことで、町への愛着を育み、将来の定住を検討していただける可能性にもつながる取り組みと考えています。

したがって、以上の観点からの施策となりますので、ご質問の補助等に関しては、身延中学校に在籍することが補助等の対象要件と考えます。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○2番議員（遠藤公久君）

再質問になります。

先ほども申し上げましたが、町の施策については、正確性、透明性、そして平等性が求められるのではないかと考えます。修学旅行全額補助や給食費全額補助などは、学校行事や事業への補助であり、学校設置者として教育環境をできるだけ充実させる責務に基づくものとの回答でありました。

しかしながら、これら施策は保護者への経済的援助・支援の意味合いが強い施策ではないのかと私は考えます。町民にとって重要なのは「身延町に住んでいる」という事実であり、町独自の施策は「町民ファースト」で行われるべきと考えます。

町外の保護者5名が恩恵を受けることに対しては否定しませんけれども、それらの一方、町外中学校に通う10名の生徒の町内在住保護者には恩恵がない現状には、平等性の観点が欠けているのではないかと考えてしまいます。町外の学校に通っていても、町からの援助・支援を受けられることに対して、身延町の町民でよかったと感じ、強い愛着が生まれるのではないのでしょうか。これらの施策に対して「町民ファースト」、「平等性の確保」の観点からどのように考えているのか伺います。

○議長（上田孝二君）

望月学校教育課長。

○学校教育課長（望月俊也君）

お答えします。

先ほどの答弁のとおり入学支度金は、町民であれば町外の学校に進学する児童生徒も私立公立を問わず支給されます。入学支度金は、学校に入学する際に各家庭で制服などを新たに揃えるのに決して少なくない金額を用立てる必要があります、このことに対する町民である子育て世帯への経済的な支援策であります。おっしゃるとおり「町民ファースト」「平等性の確保」という観点到った施策と考えます。

一方、学校の設置者としては、町立小中学校の教育環境を充実させる責務があるとともに、子育て世代をはじめ町民の皆さんが、子どもを地元の公立小中学校で学ばせたいと思えるよう学校教育を充実させる使命を担っているものと捉えています。また、郷土を愛し、「ふるさと・みのぶ」を担う人づくりという観点到った教育を充実させることも町立小中学校に期待したいところです。

児童生徒数が急激に減少している現状にあつて、子育て世代に手厚いこれらの施策を身延町立の小中学校に進学するメリットとして捉えていただき、町立の小中学校に進学していただきたいという学校設置者としての考えをご理解していただきたいと思ひます。

なお、町外からの通学者5人につきましては、個別の事情や教育的配慮の観点から受け入れている現状があり、町内在住の児童生徒と同様に補助等の対象としているところです。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○2番議員（遠藤公久君）

修学旅行は、児童生徒にとって教育課程の重要な一環であり、保護者にとって大きな経済的負担を伴う行為でもあります。

子育て世代の経済的支援という観点からすれば、町民であることを第一条件として補助対象を定めることが本来のあり方ではないのかと私は思ひます。

町外の学校を選択する理由は、学校の統廃合の当時は学校が南部にあり、通学距離の問題等があり、多くの方が近隣の中学校に通っていたという事実も承知しておりますし、現在は町の中央部に立派な中学校が建っております。それらの立派な中学校があっても、進学先の特色や部活動の選択など、家庭ごとに様々な事情で町外の学校を選択しております。

それらはいずれも教育の多様化や子どもの成長を尊重した選択であり、町民であるということとは変わりません。現在の制度設計では、町内の学校に通っているか否かという点で線引きされているため、それらの恩恵を受けられない人たちには不公平感や疎外感を生み、ひいては町の施策に対する信頼を損ねるのかもしれない。

おっしゃるとおり、少子化が進む中で、町外の学校を選択するということは、学校の設置者としては非常に苦しい側面もありますけれども、逆に町外の学校に選択する過程を支援していくことが、身延町に住んでいてよかったという町民の思いを生むのではないかと思います。

合併して20年が経ちます。教育支援と保護者町民の経済的支援を切り分けて制度設計を再度することも一つの選択肢ではないのかなと思っております。

次の第2項目に移らせていただきます。マイナンバーカードの当町における現状と課題について伺います。

マイナンバーカードは、2016年から交付が本格化し、特にコロナ禍の特別定額給付金のオンライン申請や保険証の一体化、マイナポイント事業の推進により普及しました。

発行日から電子証明書の有効期限は5年、カード本体の有効期限は10年であり、それらの有効期限のピークが2016年からの10年目、また、2020年9月にスタートしたマイナポイント事業のピークから5年目の2025年、これらの2025年から2027年にかけて更新のピークを迎えるのではないかと伺われております。

マイナンバーカードは、成人の場合は取得後10回目の誕生日までに更新が必要であり、そのほか5年に一度、カード内の電子証明書の更新が必要となります。

未成年の18歳未満については、カードの本体更新は取得後5回目の誕生日、2022年3月31日までに交付申請された20歳未満の方のカードも、発行から5回目の誕生日となっておりますが、マイナポイント事業によりカードを取得した未成年者は、カード更新の手続きのピークを今、迎つつあります。

有効期限である誕生日の3カ月前から更新の手続きが可能ですが、通知書が送付されてきても見逃してしまう方もかなりいまして、私もそうだったんですけれども、そこで現状の更新手続きに対する窓口対応について伺います。

○議長（上田孝二君）

曾谷町民課長。

○町民課長（曾谷英輝君）

お答えします。

個人への通知は国からの通知のみになりますが、町でも広報紙等でのお知らせを積極的に行い、また、窓口で本人確認の際にマイナンバーカードを提示された際には、有効期限を職員が確認し、有効期限が近い方、過ぎてしまっている方には、お声掛けをして更新を促しております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○2番議員（遠藤公久君）

カードの政策自体がいろいろな期限があって、私自身も勉強しているうちに何だか分からなくなってしまうような状態です。これは当然、町に問題がないんですけれども、困ると町民の方は町の窓口に来て、どうなっているんだという厳しいお言葉もあるかと思います。

ここは確認させていただきたいと思いますので、電子証明書に関するの通知は、国から満了日の3カ月前から送付されてきますが、目立たなかったり、3カ月も余裕があり、後回しにして失念してしまうことがよくあります。私もそれに近い、ぎりぎりのところで更新の手続きをしました。

電子証明書のみ有効期限の超過の場合は、対面の本人確認書類として使いますが、コンビニ交付やe-Taxなどのオンラインサービスは利用できなくなり、利便性は著しく損なわれます。

そこで、当町の今年度の更新手続きの実数と更新期限超過数の把握について伺います。

○議長（上田孝二君）

曾谷町民課長。

○町民課長（曾谷英輝君）

お答えします。

今年度の更新手続き件数は、8月13日受付分までで357件になります。更新期限を過ぎている方の確認・把握はしておりません。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○2番議員（遠藤公久君）

手続き上の問題もあり、更新期限を過ぎている方の確認・把握は非常に煩雑で難しいということで、していないかと思えますけれども、次の質問にまいります。

県内でも人口が多い甲府市は、更新の窓口を10カ所開設などの新聞報道も見られましたが、当町の人口規模であれば、現体制でも対応可能かと考えます。

しかし、スムーズな更新作業やカードの更新忘れによる使用不可防止の観点から、更新期限を迎える方々の見込み数の把握や、その対象者に対しての町独自のアナウンスや広報への掲載、回覧など多層的な周知や行動喚起について、今後の取り組みについて伺います。

○議長（上田孝二君）

曾谷町民課長。

○町民課長（曾谷英輝君）

お答えします。

更新期限を迎える予定者のリストは、事前に示されておりますので把握はしております。対象者へは国からの個人通知がありますので、町が個人へ直接通知は行いませんが、広報紙等を使った積極的な周知活動を行ってまいります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○2番議員（遠藤公久君）

更新の手続きの書類は国からいきながらも、それらの更新は町でしなければならなくて、忘れた人のクレームであったり、いろいろな問題というのは、地方にもかなり来ているのかなと考えます。

次の質問になります。

マイナンバーカードの本体の更新にあたっては、スマホ申請、パソコン申請、郵便申請などで行いますが、写真撮影や暗証番号などの設定は、高齢者や障がいを持たれる方、移動困難者にとっては大きな負担となります。煩雑な再更新の手続きは、面倒だからということでカードの返納にもつながり、行政サービスの断絶にもつながります。

2022年12月定例会において、カードの取得率向上の取り組みについて質問いたしました。当時の答弁においても、町独自の郵送によるカードの受け取りや申請者のサポートなど、きめ細やかなフォローアップ体制が示されました。

今回の更新時期のピークにおいても、高齢者や障がいをお持ちの方、移動困難者へのフォローアップとして、訪問支援、福祉施設との連携、代理申請の活用など様々な支援策が考えられますが、当町の現在の支援方法と今後の支援体制の強化について伺います。

○議長（上田孝二君）

曾谷町民課長。

○町民課長（曾谷英輝君）

お答えします。

町では新規の申請、カード本体の更新の際に、申請者の方のご事情に配慮し、希望に沿ってご自宅や施設へ訪問し写真撮影から申請のサポートまで、できる限りの支援を行っております。今後も引き続き、きめ細やかな対応を心がけてまいります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○2番議員（遠藤公久君）

身延町独自の親切な取り組みというのは、小さい町であるからこそ行き届いたものができるかと思しますので、今後も続けていただきたいと思えます。

次の質問にまいります。

マイナンバーカードの一体化、いわゆるマイナ保険証の移行に伴い、従来型の保険証の75歳以上が加入する後期高齢者医療や当町の国民健康保険も7月末で有効期限を迎え、以後はマイナ保険証か資格確認書が従来の保険証の代わりとなりました。

共済組合、協会けんぽ、健康保険組合なども有効期限の記載がなければ12月1日をもって使用できなくなるということです。

厚生労働省は、病院窓口での混乱を避けるために、保険証に記載されている番号から保険資格が確認できた場合に限り、有効期限が来ても来年3月までは保険診療を適用し、窓口での10割負担を求めずに通常の負担割合とする暫定ルールを設けました。

また、基本的に資格確認書はマイナ保険証を持たない人に発行し、75歳以上の方々につい

ては、全員に来年8月末までできる資格確認書を発行しました。

これ以外にも資格情報のお知らせが送付され、資格確認書と思い込んで病院受診をしようとする人も現れ、混乱に拍車をかけているという報道も見られました。

当町では、希望者に対して資格確認書の発行を行っていると思いますけれども、発行の件数、申請方法、交付日数についての現状を伺います。

○議長（上田孝二君）

曾谷町民課長。

○町民課長（曾谷英輝君）

お答えします。

国保の被保険者で、マイナ保険証の利用登録が済んでいる方には、「資格情報のお知らせ」という通知が届いております。全ての希望者に「資格確認書」の発行を行うわけではなく、施設入所者の方やマイナ保険証での受診が困難と思われる要配慮者の方には申請に基づき「資格確認書」の発行を行っております。

一般の方から申し出があった際は、マイナ保険証の「利用解除申請」をしていただいた上で「資格確認書」の発行をしております。

令和6年12月2日以降の要配慮者の方の発行件数は22件です。一般の方の解除申請は20件ありまして、そのうち今回の年次更新で「資格情報のお知らせ」が届いてから申請されたものは11件になります。

交付日数は、基本的には即日発行をしております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○2番議員（遠藤公久君）

資格確認書を高齢者の方には一律で発行したわけですがけれども、それによって、逆にマイナンバーカードを使わなかったり、マイナンバーカードをやめようとおっしゃっている方が出て、市町村にはしわ寄せが来ているのではないかと思います。当然、当町でもそういう方が窓口に来ているようでありましてけれども、次の質問にまいります。

資格確認書の発行や申請方法、「資格確認書」と「資格情報のお知らせ」などの違いについて、明確かつ丁寧な情報発信が町として必要ではないかと考えます。これまでの周知方法と今後の対応について、お伺いします。

○議長（上田孝二君）

曾谷町民課長。

○町民課長（曾谷英輝君）

お答えします。

広報みのぶでは、令和5年、広報11月号でマイナンバーカードを使った受診方法、令和6年、5月号では保険証の廃止、マイナ保険証、資格確認書について、同じく10月号ではマイナ保険証の使用勧奨について、同じく11月号ではマイナ保険証の使用登録方法、メリットについて、令和7年、2月号ではマイナンバーカードがなくても病院受診ができる旨、同じく6月号で後期・7月号で国保の年次更新のご案内記事を掲載し、啓発を行ってまいりました。

また、令和5年・令和6年・令和7年の年次更新時には、保険証・資格確認書等と一緒にマ

イナ保険証の啓発や資格確認書・資格情報のお知らせに関するパンフレットを同封してきました。

今後とも被保険者本人にとって、より便利でメリットのあるマイナ保険証を推奨していきたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○2番議員（遠藤公久君）

今、マイナ保険証、マイナンバーカードも含めて、その利便性というものをやはり知ってもらう、そして進めていくという、その考えについては私も同意しますし、ぜひそうしていただきたいと思います。

安易に資格確認書を進めることによって、またそれが人づてに伝わって混乱を招くのではないかと思いますので、窓口の対応については、そのように進めていただけたらと私自身は考えます。

次の質問に移ります。

「資格情報のお知らせ」の使用については、カードの読み取り機がない病院の受診に際し、マイナ保険証と一緒に提示するといったレアケースの使い方の説明があります。しかし実際、一番の利用は、修学旅行など万が一のときの備えとして、保険証のコピーを子どもに持たせていたが、マイナ保険証ではコピーを取ったところで情報が分からないですし、マイナ保険証本体を子どもに持たせますと紛失のリスクがあるとして、「資格情報のお知らせ」のコピーだけで、教師、保育士などの同伴を条件に受診可能となっているとのこと。

これらの「資格情報のお知らせ」の学校行事での使用について、学校、保護者と正しい情報共有ができているのか、その対応について伺います。

○議長（上田孝二君）

望月学校教育課長。

○学校教育課長（望月俊也君）

お答えします。

修学旅行等の学校行事に、児童・生徒本人がマイナ保険証を持参することが、紛失リスクの恐れ等から持参することが容易ではない場合の対応について、数日間の限られた使用であること、かつ、学校教員等の管理監督の下での使用が想定され、なりすましが起こることは想定され難いことを踏まえ、「マイナポータルに表示される被保険者資格情報のPDFファイルをあらかじめダウンロードしたもの、またはその印刷物」や「資格情報のお知らせまたはその写し」を医療機関に提示するといった方法により、保険診療を受けることも妨げられないとの通知が厚生労働省から出されております。

この保険証の取り扱いの移行に伴う医療機関受診について整理した通知を受けまして、すでに修学旅行等を実施した中学校においては、資格情報のお知らせまたはその写し等を修学旅行等で医療機関を受診する場合に持参するものとして、保護者へ今年4月に文書により周知しております。小学校においても10月の合同修学旅行を控えておりますので、保護者には各学校から医療機関の受診に関する留意事項として、文書により周知することになっております。

制度の移行期であり、保護者には心配事項と思いますので、制度の内容が確実に保護者へ伝

わるように学校とも情報共有し、対応してまいります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○2番議員（遠藤公久君）

今の学校教育課長の答弁であります。ほぼ対応もできていて、今後についても安心できるのかなと思います。

マイナンバーカードについては、国の施策であり、非常に混乱が生じていまして、それらが全部、自治体の窓口の職員の方にしわ寄せがきています。今年度、来年、さらにマイナポイントに啓発されてカードを申し込んだ方、お子さんのカード等もいろいろ出てきますので、窓口の混乱が見られるかと思えますけれども、今おっしゃっていただきました対応を引き続き注意深くしていただきたいと思えます。

次の質問にまいります。しだれ桜の里づくり事業について伺います。

毎年、区長会に案内があります苗木配布事業は、平成28年度より町内全域にしだれ桜を植栽し、観光の拠点づくりおよび観光誘客を目的として、身延町しだれ桜里づくり事業の一環として行われております。平成29年9月20日に告示されました、身延町しだれ桜の里づくり事業苗木配布要綱に基づくものです。

平成29年度から令和6年度までの8年間に717本のしだれ桜の苗木を配布し、植栽および育成管理を推進してきたと区長会配布資料にあります。区および町内に所在地を置く法人が配布対象者であります。

そこで、717本の配布の総事業費はいくらか。また、過去5年の配布先数や配布の内訳について伺います。

○議長（上田孝二君）

青嶋観光課長。

○観光課長（青嶋浩二君）

お答えいたします。

しだれ桜苗木配布事業につきましては、「身延町しだれ桜の里づくり事業苗木配布要綱」に基づき行っております。

これまでの苗木の配布事業にかかる費用については、平成29年度から令和6年度までの8年間で730万9,345円となります。

また、過去5年間の配布先数と配布本数は、延べ25の区へ228本、7の法人へ79本、合計307本を配布しております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○2番議員（遠藤公久君）

配布は現在でも行われているとの認識であります。

次の質問になります。

要綱の第7条4項に苗木の植栽が完了したときは、速やかに完了届を提出すること、8条に完了届が提出されたあと、植栽状況を確認し、必要に応じて申請者に対して管理方法について

指導するものとあります。

同条2項は、町長は、完了届をしだれ桜管理台帳として保管し、適正な管理に努めるものとする」とあります。

また、第9条には、申請者の責務として、苗木を移植する場合、植栽した苗木が滅失または枯死したとき、町長にその旨を連絡しなければならないとあります。

そこで、植栽した717本の現在の管理について、第9条に該当する連絡は過去にあったのか、また、717本から届け出があった移植や滅失、枯死を除いた現存する本数についての実態調査は行われているのか、伺います。

○議長（上田孝二君）

青嶋観光課長。

○観光課長（青嶋浩二君）

お答えいたします。

「身延町しだれ桜の里づくり事業苗木配布要綱」第9条に該当する届け出につきましては、過去に枯れてしまったので、再度、苗木をいただきたいと連絡があり配布した経過がございます。また、この条項には該当しませんが、しだれ桜が病気にかかったようだと町へ連絡があり、町でそのしだれ桜を確認し、効果がある薬剤を紹介した例がありました。

現存する本数についての実態調査につきましては、数カ所は確認しておりますが、717本全てに関しては確認をしておりません。今後は申請書をもとに本数を確認し、現状把握に努めてまいります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○2番議員（遠藤公久君）

717本の現状を調べるというのは非常に大変ですけれども、然るべき本数で、クラフトパークに5,200本、これらを入れて6千本、1万本を目指しているという中であるならば、その700本を配布したものが、どれだけ苗木が根付いているのかということも管理をしていくべきだと思いますので、今後、それについてはよろしくお願いします。

次の質問にまいります。

植栽された桜が「地域のシンボルとなっている」、「観光資源になっている」など単なる苗木の配布事業にとどまらず、継続的に地域に根付く事業となっているのか。また、本事業である「しだれ桜の里づくり事業」への地域住民の継続的な関心と「身延町しだれ桜の里づくり事業」が町民の理解を得る事業になっているのか伺います。

○議長（上田孝二君）

青嶋観光課長。

○観光課長（青嶋浩二君）

お答えします。

しだれ桜苗木配布事業は、平成29年度から始まり、これまでに町内に717本のしだれ桜が植栽されました。これらの桜は単なる花木としてではなく、地域の景観を形成する重要な要素となっております。

身延山久遠寺周辺、しだれ桜の里事業を進めている富士川クラフトパークなどで、しだれ桜

が咲き誇る時期には多くの観光客が訪れております。そうした方々も地域に咲くしだれ桜を見ていることと思います。

また、これまで事業開始当初から、地域住民の方々が主体となって桜の維持管理や植栽活動に取り組んでいただいておりますし、しだれ桜をきっかけとして、地域コミュニティ活性化の一翼を担っているのではないかと考えております。

しだれ桜が身延町の豊かな自然と文化を象徴する存在として、未来へ引き継がれていくよう願っております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○2番議員（遠藤公久君）

しだれ桜の配布事業が、町全体をしだれ桜一面にしようという事業の啓発につながっていくよう、私自身も願っておりますし、やはり先ほども言いましたけれども、配布した苗木の管理も含めて、そのへんをもう一度、住民の方と話をしながら、この事業の意義などについて考えていただけたらと思います。

次の質問にまいります。学校における校務のDX化推進について伺います。

校務のDX化については、2023年第2回定例会において、株式会社テクノミックス社の安心メールアプリについての拡張性と普及について提案し、質問をいたしました。

また、2024年6月定例会において、「GIGAスクール構想から4年ほど経過し、一人一台端末環境や電子黒板の導入など、本町では実現いたしました。いわゆる教育の現場でのデジタル化環境は、着実に進捗しております。しかし、時代は急速に変化を続け、生成AIの登場と進化によりデジタル化は当たり前であり、それらを有効に利用し、効率化し、変革をもたらすDX化が学校現場にも、教育にも求められてきております。」との質問に対し、「校務のDX化は、教育現場における校務の効率化と教育現場で働く教員の働き方改革実現のために、本町でも様々な取り組みを行っております。校務を効率化し、時間と作業の無駄を削減することで、本来注力すべき教育の質の向上に専念することができます。」との回答が学校教育課長からありました。

実際、私も子どもを学校に通わせている保護者の視点から見ましても、身延町内3小学校1中学校において、それぞれ校務のDX化においてもGIGAスクール構想にとどまる学校と、学校のDX化に進化する学校に二極化している傾向が見られるのではないかと感じております。

学校によっては、ペーパーレス化に取り組みデジタル化を試みている学校と、旧態依然と印刷物、配布物が多い学校と二極化しているなどというのが私の実感です。

現在の町内3小学校1中学校の現状に対する学校教育課としての分析と今後の対応について伺います。

○議長（上田孝二君）

望月学校教育課長。

○学校教育課長（望月俊也君）

お答えします。

校務のDX化は、ICTによりデジタル化を図り、校務の効率化と負担を減らすことで、教員の長時間労働の短縮につながる教職員の働き方改革と、教員が児童生徒と向き合う時間の確

保をし、教育の質の向上を実現するための重要な取り組みと考えております。

校務DXにおける取り組みとして、議員がご指摘のとおりペーパーレス化の推進があります。学校では、保護者への連絡事項や会議資料、名簿など多くの書類を扱っていますが、紙を使っていた長年の習慣や、教員ごとのICTスキルの差もあり、ペーパーレス化などデジタル化への取り組みの進捗も、学校間で差はあると考えています。しかし、どの学校においても校務支援システムの導入により、校務のDX化は着実に進展しているものと捉えています。

ICTの世界は、日々進化しております。苦手な人も精通している人も研修やICT支援員のサポートを受けることで、ICT活用技術や意識の底上げを学校全体で図っていく必要があると考えます。具体的には、ICT教育推進委員会等での研修の充実、情報共有の促進、校務での好事例の横展開、ICT支援員によるサポートなどを通して、教職員の意識改革とスキルの向上を図り、ペーパーレス化をはじめ、デジタル化の一層の活用を進め、校務の効率化につなげていきたいと思っております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

遠藤公久君。

○2番議員（遠藤公久君）

今、答弁にありましたように、好事例の横展開、これは学校の中だけではなくて、学校間、小学校、中学校を含めて4校でやっていくべきだと思います。

私、正直言いまして、中学校へ子どもを通わせて、プリントの多さが、まだ1学期が終わったばかりなんですけれども、かなりの枚数になって、びっくりしたんです。小学校のときはプリントが減ってきているようなイメージがあったんですけども、確かに中学校へ通いますと、部活の連絡であったり、時間割の連絡であったりと、いろいろなものがあると思うんですけども、かなり私が想像していた以上に配布物があります。ペーパーレス化が進んでおりません。スマートフォンでPDF化して配布するほうが逆に渡し忘れがないのではないかと、私自身話をさせていただきました。

また、昨日9時頃、コンビニへ寄りましたら中学校の先生に会いました。「どうしたの」と言いましたら「今、帰りです」と。9時まで働いているんですねと思って、やはりこういうところもデジタル化をしながらペーパーレスを取り組んでいけば、導入当初はかなり時間だとかハレーションが起きたり、拒否反応が起きるかもしれませんが、将来的に見れば、かなりの効率化が図れるのではないかなと思っております。

学校によってはかなり進んでいるところも、校長先生などの話を聞くとありますので、学校間の横の連携をして、良いことは真似るという状況をつくっていただいて、横並びできっちりとDX化が図れたらと思います。

以上で、私、遠藤公久の一般質問を終わります。

○議長（上田孝二君）

遠藤公平君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。

再開は11時10分とします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時10分

○議長（上田孝二君）

休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。
次は通告4番、伊藤達美君の一般質問を行います。
伊藤達美君の質問を許します。
登壇してください。
伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

提出をいたしました質問通告要旨に従いまして、ただいまより一般質問を行います。
まず、大項目1であります身延町第三次総合計画の策定についてであります。
中項目①町の行政計画の中で最上位に位置付けられる第二次身延町総合計画が令和8年度をもって計画期間の満了を迎えるわけではありますが、それに続く第三次総合計画のこれからの策定についての概要でありますとか、具体的なスケジュールについて、まずお伺いをいたします。

○議長（上田孝二君）

高野企画政策課長。

○企画政策課長（高野修君）

お答えします。
町の最上位計画である第二次総合計画の計画期間が、令和8年度末に終了することに伴い、令和9年度から10年間を計画期間とする、第三次総合計画を策定します。
去る7月7日に20名の委員からなる総合計画審議会を設置し、町長から計画策定について諮問いたしました。
計画の策定にあたっては、町民アンケート、ワークショップなどにより町民の意識を把握し、ご意見をいただいた上で、庁内で構成する策定委員会を中心に原案を取りまとめ、審議会に諮りながら策定作業を進めてまいります。
策定に向けたスケジュールにつきましては、令和7年度から2カ年にわたり作業を進めていきますが、まずは今年度に基本構想を策定し、令和8年身延町議会第2回定例会において、議会の議決をいただきたいと考えております。さらにこの基本構想に基づき、令和8年度に前期基本計画および実施計画を策定する予定です。
当業務は、「第三次身延町総合計画他各種計画策定業務」として発注し、総合計画に密接に係る身延町版総合戦略など、同時期に策定が必要となる複数の計画策定も合わせて実施することで、それぞれの計画の連携と整合性を図ることとしました。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

次の②の質問であります。
この身延町の第三次総合計画策定に向けて、いろいろな準備を進めておるといふことですが、国の方針の中でのデジタル田園都市国家構想総合戦略、ならびに、これは石破内閣の

主要施策であります地方創生2.0との関係性について、併せてお伺いをいたします。

○議長（上田孝二君）

高野企画政策課長。

○企画政策課長（高野修君）

お答えします。

先ほどの答弁の繰り返しになりますが、今回、第三次総合計画と身延町版総合戦略の策定に向けて同時に作業を進めてまいります。

総合計画審議会委員の皆さまには、総合戦略推進委員会委員も担っていただいておりますので、計画間に整合性を持たせ相互に連携しながら事業の推進を図ります。また、両計画の一体化の可否についても検討を進めております。

地方創生2.0との関係性につきましては、国では今年6月に「地方創生2.0基本構想」が閣議決定されました。基本姿勢およびその視点として、当面、人口および生産年齢人口が減少する事態を正面から受け止めた上で、人口規模が縮小しても経済成長し、社会を機能させる適応策や、多様な地域や人々がそれぞれの幸せを実現できる「新しい日本・楽しい日本」の創出を目指しております。

こうした国の方針を踏まえて、町においても総合計画・総合戦略の策定を進めてまいります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

③の質問に移りますが、一番大事なことは、総合計画の策定について、どういう人たちからどういう意見を聴取するかということではないかと思えます。私は、とりわけ町内に住みながら町外で働く、勤労者の人たちでありますとか若い女性たち、これらの人たちが本町のあり方についてどのような意見、これから将来、見解を持ち合わせているのか、いわゆるパブリックコメントという形になりますけれども、これをどういう形で集約をして計画の中に反映をさせていくのか、お答えをいただきたいと思えます。

○議長（上田孝二君）

高野企画政策課長。

○企画政策課長（高野修君）

お答えします。

総合計画等の策定にあたっては、審議会委員をはじめ、広く住民の声を聞くことにより、住民の皆さまの意向を十分反映させた計画づくりを目指してまいります。

7月に町民約4千人を無作為に抽出したアンケートを実施しました。同時に従来の経済成長や人口動態等では、町の豊かさを十分に把握できないという認識から、住民の暮らしやすさ、幸福感を数値化するウェルビーイング指標を取り入れました。

また、総合計画審議会委員の皆さまに、町内で活躍する10名ほどのメンバーを加えた町民ワークショップを定期的に行い、議論を深める中で計画づくりを進めてまいります。

そして、計画の素案ができた段階で、パブリックコメントにより皆さまからご意見をいただくこととなります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

今、企画政策課長から答弁をいただきましたけれども、あまり総花的にならずに、やはり身延町の現状を反映した総合計画づくり、つまり縮小社会に突入しているわけですが、そういう中で、これから地方自治体はどうやって生きていくかという根本的な、極めて難しい問題意識ではありますけれども、そういう意見を反映した中で、この第三次総合計画の策定に向けてご尽力をいただくよう、お願いをいたしたいと思います。

次に、大項目2番目の質問であります。にしじま和紙の里かみすきパークに対する利用者の評価についてであります。

にしじま和紙の里かみすきパークは、本年4月に竣工いたしました。ほぼ4カ月が過ぎたわけですが、そういう中で、利用者からのクレームでありますとか要望、当然、アンケートもやっておられるかと思いますが、アンケート調査の結果、ソーシャルネットワークサービス（SNS）でのにしじま和紙の里かみすきパークに対する評価について、その内容をどのように把握しているのか、観光課長にお尋ねをいたします。

○議長（上田孝二君）

青嶋観光課長。

○観光課長（青嶋浩二君）

お答えをいたします。

道の駅にしじま和紙の里かみすきパークにつきましては、4月18日にオープンし、週末を中心に賑わいを見せております。

ご質問の利用者からのクレームや要望につきましては、施設内にアンケート用のQRコードを置き、スマートフォンで回答をいただいております。

また、指定管理者がにしじま和紙の里かみすきパークのSNSを開設しており、コメント等につきましては常に確認し、役場観光課とも情報共有しております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

いろいろな形で、利用者等々からいろいろな意見があるはずであります。当然、それらについては、指定管理者ならびに町が内容を把握している。当然、いろんな問題点、改善すべきだという指摘もあろうかと思いますが、これらの指摘については、当然放置しておくわけにはいかないだろうと思います。そういう中で、今後こういう問題点、指摘、いろいろな人たちがいろいろな形、たくさんあるかも分かりませんが、それらを集約する中で、大まかに見て、何をどういう形で改善し、対処していくのか。それと同時に、そのための指定管理者との定期的な話し合いの場は設けておられるのかどうか、併せてお伺いをいたします。

○議長（上田孝二君）

青嶋観光課長。

○観光課長（青嶋浩二君）

お答えいたします。

かみすきパークに関する利用者からの指摘に限らず、道の駅駅長や担当者、役場の担当者からでも問題点があれば、その都度情報を共有し、問題解決に向け協議しております。幸いにも、これまでは大きな問題となるような事象は起こっておりません。

なお、毎月、指定管理者と役場観光課で運営会議を開催しており、現況報告、利用者からの声、イベントの反省点、数カ月先の運営について打ち合わせを行っております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

基本的には、やはり集客を高めるということが大きな目標であります。私、西嶋に住んでおりますから、あそこは毎日見ておりますが、土日は7割ぐらい駐車場に停まっております。満タンになるということはないんですけども、7割ほど車が停められておりますが、平日でありますと2割から3割、常に満タンというのはなかなか難しい状況でございます。立地条件もいまいちよくありませんので、しかしながら、やはり私は集客を高めるためのいろいろな方策を指定管理者とともに、少なくとも指定管理者は、私は集客についてのプロだと思っておりますから、共に、それから地域の人たちも含めていろいろな議論を戦わせていくべきであると思っております。そういう中で、これから集客を高めるため、小中学校の生徒ですとか、やはり海外からのインバウンドの観光客を増やすことも極めて大事であります。このための営業です。直接、旅行代理店へ行くとか、あるいは小中学校を訪問するとか、こういう対応策を考えておられるのかどうか、伺います。

○議長（上田孝二君）

青嶋観光課長。

○観光課長（青嶋浩二君）

お答えいたします。

指定管理者であります株式会社アルプスに確認をいたしました。小中学校の集客対応につきましては、県内の小学校へリニューアルオープンしたこと、以前と同じように紙漉き体験、卒業証書の作成ができることなどをFAXを中心に周知しており、また、10月頃からは卒業証書作成について、県内小中学校へダイレクトメールの発送を予定しております。

また、先月20日の山梨日日新聞の紙面に、うちわ作りを体験した小学生の記事がコメントとともに掲載されておりました。このように、メディア露出も積極的に行ってまいります。

海外からの観光客に対しましては、ホームページやSNSを活用し、西嶋和紙の文化や体験の魅力を海外に向けて発信します。

また、施設内の案内について英語表記を多くすること、紙漉き体験プログラムにおいては、外国人向けの分かりやすい説明を工夫するなど、検討を重ねているところです。

町としましても、積極的にPRし、集客向上に努めてまいります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

今の観光課長の答弁でございますが、全体的に概観するに、もう少し丁寧な答弁を期待した

ところですが、残念ながらそうではなかったとご指摘を申し上げたい。それと同時に、指定管理者の管理運営については、私はいくつかの問題点がある。つまり集客に関しての問題点でございます。私自身もいろいろなイベントに関わってきた経緯がございますので、そういうことについては、それなりに知識は持っているつもりですが、いくつかの問題点が見受けられます。やはりこういうことについては、相互に指定管理者に任せたからあとはいい、そういう考え方では困ります。

私は、どんどん積極的に意見を相互に述べて議論をする、そういう場を、先ほども申したとおり、積極的に設けるべきだと考えるものでありまして、指定管理者制度を導入したからといって、町の仕事が終わったわけではございません。町は以前にも増して、運営に関して積極的に関与をして、意見を述べ、改善点を指定管理者に指摘すべきであると感じるものであります。そして、私は、来場者が指摘した問題点を把握し、その改善に努めるべきであると思います。

まだ経営が6カ月を経過しておりませんが、その6カ月が経過した時点で実績が出てきますので、経営計画に比較して、どれほどの実績、入場者、車の台数、売上等が出てくると思いますが、そういう実績数値をもとに、またいろいろな私自身の考え方を示したいと思いますが、同時に地域住民、あるいは書道専門家等の意見を参考にした新たなイベントの開催等も、私は計画すべきであると思います。

当然、今までと同じことをやっていたのでは意味がありません。誘客を増やすために、私はもっとやるべきことは、たくさんあるんだろうと思います。旅行代理店へ行って営業して、つまり、ここへ来ればこういうメリットがありますよ、あるいは小中学校をみずから歩く、営業をする。それが無駄だと言えればそれまでなんですけれども、しかしながら、そういう努力が大切だと私は思いますので、今まで以上に誘客を増やすことが大きな課題、私が見た感じでは、誘客が必ずしも十分なものではないだろうと。立地している場所がいまいち不利な部分もありますけれども、やはりこれは人を増やしていくことが大きな、これからの課題であろうと思います。このため、新たな方策を指定管理者と共に常に、町担当者も含めて考えていただいて、そして関係者に向けて、実施するための提案等をしていただくようお願いをしておきます。

次の大項目3番目、引きこもりと心の病との関係性についてであります。

①番目の質問であります。厚生労働省は引きこもりについて「就学や就労、交遊などの社会的な参加を避けて、原則的には6カ月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続けている状態」と定義をしているということですが、内閣府が2023年に行った調査の結果、15歳から64歳、生産年齢人口と言ってもいいと思いますが、その中で引きこもり状態にある方は全国に146万人いると推計をされるということです。その中でも、厚生労働省の調査では、引きこもりの約3人に1人が心の病、「うつ病」であるとか「統合失調症」などの心の病を抱えているとされています。

つまり、引きこもりとなった原因や長期化している背景には、何らかの心の病が関係している可能性があるということでもあります。そうであれば、私は専門の医師でありますとかカウンセラー派遣による治療が必要不可欠だと思いますが、この場合、県および町の役割はどのようなものなのか。また、引きこもりに対してどのような対応策を講じておられるのか、お伺いをいたします。

○議長（上田孝二君）

松田福祉保健課長。

○福祉保健課長（松田宜親君）

お答えをいたします。

引きこもりへの支援については、身近な支援機関といたしまして町が主となり、ご家族や対象者本人の相談に応じ、必要な関係機関へつなぐ支援を行っております。保健所等、県の機関は「精神保健福祉士」や「精神保健福祉相談員」などの人材を活用した巡回相談や支援、市町村に対する専門的指導を行います。

引きこもり支援は、対象者が支援を求めている場合や、生きづらさと孤立の中、日々葛藤している場合など様々な状況があり、成因についても身体的、心理的、社会的要因など多岐にわたるため大変難しく、ご家族やご親族がいる場合はその方々と共に、行政機関の支援者が寄り添いながらサポートしていくのが基本であると言えます。

ケースによっては、支援者に会うことも、話すことも望んでいない場合があり、「お会いしたい、話したい」という気持ちを、ご家族、ご親族を通し、手紙やメモで伝えることから始めている場合もあります。

仮に「心の病気」に起因する引きこもりであったとしても、本人やご家族等の同意がない場合、その方の尊厳、意思を守った上で受診につなげなければならないので、非常に困難な状況もあります。

このように、早急な解決は大変困難で、少しずつ信頼関係を築きながら、時間をかけて進めなければならない場合が多く、その上で、本人の意思を尊重し専門医や専門職、専門機関につなげていく支援を行っております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

②の質問に移りますが、引きこもりでありますとか心の病の初期の段階において、民生委員と町の連携というのは、とても大事であろうかと思えます。そういう人たちに救いの手を差し伸べるという意味の中で、初期の段階における民生委員と町の連携の仕方について、現状をお伺いいたします。

○議長（上田孝二君）

松田福祉保健課長。

○福祉保健課長（松田宜親君）

お答えをいたします。

引きこもりに限らず、日頃より民生委員、主任児童委員の皆さまには多大なる協力をいただいております。

初期段階における民生委員と町の連携についてとのご質問ですが、地域活動の中で把握した事案について、何らかの支援が必要であると判断した場合は、まず福祉保健課にご連絡をいただき、行政で把握することが難しい家庭やご本人の状況等の情報提供をいただいております。

その上で、諸般の状況から、可能であれば訪問の同行や見守り等をお願いする場合があります。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

この問題は非常に難しい問題でございます。個人のプライバシーもございまして、個人の尊厳もございまして。あるいは家庭自体の問題もございまして。

しかしながら、あえて私がここで今回この問題を取り上げたのは、私の集落で40代の若者が1年半の引きこもりの末に自ら死を選んだ、そういうことからあえてこの質問をしたわけでございます。自死する10日ぐらい前に私のところに来まして、「伊藤さん、私も元気になったから、うまい仕事がないのかな。探してもらえばありがたい」と、「そうだな」と言って1時間ばかり話をしたんだけど、自らの死を選択したそのあと、私が反省したのは、やはりあのときに、もし可能であれば専門医に見せたほうがよかった、専門医に診てもらっていなかったようであります。専門医に診てもらって、例えば県立の北病院であるとか、大河原先生という有名な先生がいる住吉病院とか、こういうところへ連れていったほうがよかったのかなと非常に反省を私はいたしております。

個人の尊厳とか、プライバシーとか、家族のあり方とかいろいろな問題があるけれども、それをそのままにしておいたのでは、解決策にはなかなか結びつかない。かといって、やはり無理やり病院、あるいは専門家に診てもらおうということも個人の尊厳に関わる問題でなかなか難しいんですけども、その度合いをどうしたらよろしいかということ、私は今回、みずからどうすべきか考えた末に、あえて質問をいたしました次第でございます。

次に、大項目4番目の質問でございます。地域おこし協力隊の新規隊員の採用の状況についてであります。

①地域おこし協力隊につきましては、令和7年度当初予算で3,414万円、6人分の予算を計上いたしておりますが、このうち新規の採用が5人であります。その中でも、とりわけ産業課が3人と最も多い人数であります。すでに公募作業は始まっていると聞いておりますが、現状における新規隊員の採用の状況について、産業課長にお伺いをいたします。

○議長（上田孝二君）

若狭産業課長。

○産業課長（若狭秀樹君）

お答えします。

産業課では、令和7年度の地域おこし協力隊の募集について、あけぼの大豆推進担当が2名、ゆばの里推進担当が1名の計3名の募集を行ってまいりました。

あけぼの大豆推進担当の業務内容は、あけぼの大豆に関する振興協議会の事業補助をはじめ、拠点施設の業務、大豆の栽培、商品開発、販売促進、矢細工の試験圃場の管理や、新たに中山間地域等直接支払制度の集落間のネットワーク化に関する業務も拠点施設で担っていたことを想定し、業務内容が多岐にわたりますので、募集を2名としております。

ゆばの里推進担当の業務内容は、ゆばの里の業務をはじめ、ゆばを中心とした特産品の製造、新メニューの試作・開発、ホームページの管理、情報発信等です。

令和7年7月1日にあけぼの大豆推進担当で1名採用となりましたので、引き続き各1名ずつ、計2名の募集を町のホームページで行っております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

2番目の質問ですが、新規隊員の採用については、ここ数年、予算化をして公募したものの応募者がなかったり、あるいは応募があっても採用条件に適合しないなど、採用を見合わせたケースが見受けられるかと思えます。

産業課は今回新規で3人の採用を予定しておりますが、採用に向けて具体的に、過去、これからも含めてですけれども、どのような努力をなされるのか、産業課長にお伺いをいたします。

○議長（上田孝二君）

若狭産業課長。

○産業課長（若狭秀樹君）

お答えします。

地域おこし協力隊について、現在の活動隊員数は全国で約7,900人ですが、総務省では令和8年度までに1万人にするという目標を掲げています。

令和6年度から令和7年度については、特別交付税措置の上限が引き上げられ、隊員の活動に要する経費のうち報償費等が1人当たり320万円から350万円に増額され、その他の経費200万円と合わせて550万円が1人当たりの上限額となりました。

また、募集に要する経費も1団体当たり300万円から350万円に増額され、そのほか、おためし地域おこし協力隊に要する経費およびインターンに要する経費も1団体当たりそれぞれ100万円が上限となっており、インターンについては、別途参加者の活動に要する経費も対象で、特別交付税措置が拡充しています。

企画政策課では、年3回、東京で開催される移住相談会で、地域おこし協力隊の募集についても周知していますが、人気のある自治体に応募者が集中し、全国的には、募集に対して応募者が少なく、集まらないという状況が見られ、本町も応募が少ないのが現状です。

今回、7月に1名採用となりましたが、本年度からの新しい取り組みとして2泊3日のおためし地域おこし協力隊を体験していただき、本町の業務内容に納得していただき、採用となりました。

また、従来は「町ホームページ」と「日本移住・交流ナビJOINのホームページ」へ募集記事を掲載しておりましたが、移住希望者の中でも有名な移住情報誌「TURNS」による紙面・Webに募集広告を掲載し、さらに広く強力で募集情報を発信していきたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

詳しい説明を本当にありがとうございます。ただ、私、今、心配するのは、あけぼの大豆拠点施設での新規募集2名、1名はもう決まっておるということですが、残りの1名も含めてですけれども、あそこは非常に業務内容が多岐にわたっております。そういう中で、誰が何をどういう職務分掌をするのか、そのへんをちゃんと明確にした上で、採用していただければありがたいと思えます。

あけぼの大豆拠点施設は、身延町のあけぼの大豆振興策の主要な拠点ですので、ぜひとも、2人の新規の地域おこし協力隊によって、あけぼの大豆生産、それから販売、6次産業化に向けて尽力していただくようお願いをいたします。

次に、最後の質問でありますけれども、5番目であります。住宅でありますとか、宅地を中心とする社会基盤整備への投資についてであります。ちょっと分かりにくい質問であろうかとは思いますが、付随して、なお、ここで述べる内容は推察という言葉を使っております。それに類する言葉も使われているかと思いますが、本来であれば、信頼できる統計的なデータを引用して説明することが本来の内容であろうかと思いますが、なかなかそれに見合うデータが見つからないために、あえて推察という言葉を使用いたします。ぜひとも、そのへんはお許し願いたいと思います。ご承諾をいただいて、ご理解をいただきたい。

それでは、①の質問であります。本町の生産年齢人口15歳から64歳でございます。町内に住居を持ち町外で働く人たち、勤労者でございますが、その比率は高いのではないかと推察をいたします。それは、ある意味では町内に主要な基幹産業がないということの結果であるかもしれませんが、身延町に在住し、そして町外で働く人たちが若手の女性たちを含めて、その比率が高いことは、一般的に高いというふうに見られておりますけれども、突き詰めていけば、やはり身延町は、ある意味ではベッドタウン化、住宅中心の町だと言われてもやむを得ない、ベッドタウン化している証左であると理解できるわけでありまして。

つまり、甲府市内および周辺の自治体、富士川町、中央市、昭和町、甲斐市、韮崎市、北杜市など、それから工業団地でいえば甲西工業団地とか釜無工業団地、国母工業団地など、県の中核工業団地でございます。これらの企業等で働いて、夕刻には自宅に帰るということであろうかと思っております。そして、かかる勤労者の通勤手段は、主としてマイカーであります。しかも、この傾向は昭和50年代から顕著になったと推察をするものであります。

女性を含む勤労者、とりわけ20代から30代の若手は、私の推察するに、より安心して生活ができるみずからのライフスタイルを持った、そしてライフスタイルに沿って魅力的で住みよいまち、そしてまちづくりを目に見える形で彼らは求めていると、私は理解をいたしております。

若い人たちの思いや考え方から、私は町の政策や施策を考えてみると、産業政策でありますとか産業振興策以上に、やはり住宅建設であるとか宅地造成、それに伴う道路整備など、社会基盤整備を中心とする新たな「まちづくり」などのハード的側面、それからもう1つは、子育てや教育などを中心とする「ひとづくり」のソフト的な側面、こちらはもうすでに全国でも有数の施策を展開しておりますけれども、こういう側面に重点的な、更なる投資が必要だと考えるものでございまして、こういう観点から当局の見解、考え方をお聞きいたします。

○議長（上田孝二君）

高野企画政策課長。

○企画政策課長（高野修君）

お答えいたします。

現行の第二次総合計画および総合戦略において、産業振興、雇用機会の創出、子育て支援・教育支援など、町民が住みやすいまちづくりに向けて積極的に施策を展開してまいりました。この計画期間中には、コロナ禍を経て、地方回帰や多様な生活様式の進行により移住者も増加しておりますが、町民が暮らしやすさを実感し、就業地に左右されることなく身延町に定住し

得る基盤づくりを進める必要があると考えております。

町では、これまでもデジタル田園都市国家構想総合戦略の基本目標「人の流れをつくり移住定住の促進」に向けて、宅地分譲事業、空き家・土地バンクでのマッチング、移住定住祝金など様々な施策を講じておりますが、今後進めていく総合計画等の策定において、町民アンケートにより見えてくる町民の意識、ニーズなどを検証し、総合計画審議会および総合戦略推進委員会において議論して、町民にとってよりよい計画づくりに努めてまいります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

以上、今まで述べた諸点につきましては、いわゆる人口減少抑止策に結びつく、生まれて育った若者たちの定住の促進ということに結びつく中心的な課題であると理解をいたします。人口減少抑止策における中心的な課題だと理解をいたします。先ほど述べた内容であります。

そうであれば、予算配分の最適化に関する考え方のもとに、選択と集中の視点に立って、過去のしがらみに拘泥されず、現状事業の不断な事業見直しを行って、財政の重点的な予算配分が必要不可欠ではないかと考えるものであります。こうした事業見直しによって、今後、町の中核的な人口減少抑止策、計画推進が必要であると考えられるものでございます。今後の取り組みについて、財政課長の見解をお伺いいたします。

○議長（上田孝二君）

幡野財政課長。

○財政課長（幡野弘君）

お答えいたします。

少子高齢化、人口減少への対応をはじめ、多様化する行政需要に対して、行政サービスを安定的に提供していくためには、限られた行政経営資源を効果的、かつ効率的に活用していくことは、極めて重要であると認識しております。

そのためには、これまでの事業や取り組みを見直し、必要とされる分野や将来につながる領域に、重点的に投資していく「選択と集中」の姿勢が求められ、本町では、改訂を重ね現在に至る「身延町デジタル田園都市国家構想総合戦略」が本町をリードする取り組みの一つとなっております。

財政的な視点では、人口減少、人口構造の変化により、歳入の伸びを見込めない一方で、福祉や教育などのニーズは増加傾向にあり、飯富病院への大きな赤字補填、上下水道事業会計等の事業会計への繰出金は、経常的な支出として財政運営に重くのしかかっております。

こうした中で、施策を所管する各課等においては、費用対効果や持続の可能性を見極め、限られた財源の的確な配分のもとに遂行していくことが必要であります。

今後も過去の慣例にとらわれることなく、柔軟な発想と客観的な視点で事業の再構築を進めることで、計画性と実効性をもった施策の展開に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君。

○13番議員（伊藤達美君）

私は、再三、縮小社会に突入したということを述べております。当然、それに見合った形での事業の再構築が求められるわけございまして、今、財政課長のお答えのとおり、令和8年度予算編成が近々始まるだろうと思います。ぜひとも、こういう観点から新たな身延町再生のために行政一体となって、われわれも含めて尽力をしていただくようお願いを申し上げます。私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（上田孝二君）

伊藤達美君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は午後1時とします。

休憩 午前11時51分

再開 午後 1時00分

○議長（上田孝二君）

休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

次は通告5番、伊藤雄波君の一般質問を行います。

伊藤雄波君の質問を許します。

登壇してください。

伊藤雄波君。

○7番議員（伊藤雄波君）

通告に従い、一般質問を行います。

三沢～市之瀬間バイパスの件について、これから伺いたいと思いますが、身延町は人口減少が進み、どうしようもないというふうに、よく耳にします。今、人口が増え続けている市町村もあります。長野県南箕輪村では、7千人の人口が現在1万6千人と増えているそうです。そんなニュースを放映していました。工業誘致だとか、そういった面での人口増加というものももちろんあるんですけども、なぜ人口が増えたかということは、身延町と同じように子育て等、いろいろな取り組みをしているそうです。その中で、一番大切に町で思っているのが、いつまでも幸せに暮らせる村、これを目標にしているそうです。

いくつかある成功例の大切なことの一つに、交通の便利性がやはり必要だということが言われています。これによって、人との交流が密になり、そして濃密なコミュニケーションをつくる、そういう必要があるというコメントもありました。

身延町にも人との交流の場がいくつもあります。下部温泉郷、身延山久遠寺周辺、クラフトパーク周辺、本栖湖周辺、下部、身延、西嶋それぞれの道の駅、ヘルシースパサンロードしもべの湯、それぞれに素晴らしいコミュニケーションの施設があります。

そこをやはり平坦な道路で、本栖湖はちょっとあれですけども、道路で結ぶことが非常にコミュニケーションの場とすれば素晴らしいと。それによって、他町村からの交流が生まれてくる、私はそういうふうを考えます。

観光客も、もちろん大切です。しかし、今住む町民交流はもっと大切にするべきだと思います。そこで、町長に質問させていただきます。

令和7年第1回3月定例会において、これまで採決した道路建設にかかる請願について、町

長個人の意見としての報告を受けました。その後、同定例会において発議第2号「三沢～市之瀬間バイパス建設」の請願を最優先事案とする決議案を提出し、身延町議会において、賛成多数で可決されました。

また、令和7年5月12日には、隣接する市川三郷町議会においても、「三沢～市之瀬間バイパス実現に関する請願」を最優先事案とする決議案が提出されました。令和7年第2回6月定例会において全会一致で可決されました。これはまさに、町民の声であります。

三沢～市之瀬間バイパスの実現は、南山梨の観光周遊の活性化、身延町、市川三郷町、富士川町のまちづくりにつながり、峡南地域の連携が図られ、現状道路の危険性の解消が期待されることから、本町だけでなく他町にも多大なメリットがあると考えます。

このような状況を踏まえ、改めてバイパス建設について、町長のお考えを伺いたいと思いません。よろしくお願ひします。

○議長（上田孝二君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

お答えしたいと思います。

期待に添える答えになるかどうか分かりませんが、これまで議会において採択されました3件の請願に対する私の考えは、令和7年第1回定例会において、伊藤達美議員からの一般質問で答弁したとおり変わりはありません。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤雄波君。

○7番議員（伊藤雄波君）

先日、8月28日、県庁で峡南北部地域道路ネットワーク研究会がある道路整備課に元県議の方の計らいで関係者と共にお伺ひしてきました。

県では、まだ何の報告もなく真っ白な状態ですとのことでした。県のほうでは、やはり身延町、市川三郷町、富士川町の3町によるまちづくりの推進、峡南地域における効果の高い道路網の形成、そこはやはり変わりありませんとのことでした。

いずれにしても、まだまだこれからどういうふうな峡南地域の道路網が変化するのか、決定はしていないということでもあります。

町長、保育園、小学校、中学校、高校、子どもたちの通う施設が何もなくなってしまった久那土、古関地区の人々、子どもの声がほとんど聞かれなくなった夕方子ども見守りの町内放送を、この地域の人たちは寂しい思いで聞いているはずで、この町民にぜひ少しでも夢の実現を期待したいと思っています。

また、下部地区町民の切なる希望をかなえてあげてほしいと思います。それが、しいて言えば、身延町で暮らす人々の全ての人々に、わくわくするような交流や期待で、またわくわくする未来になることを期待しています。ぜひ、そのような期待に応えていただけるようお願ひして、次の質問に移りたいと思います。

道の駅にしじま和紙の里かみすきパークについて、お伺ひします。

4月のオープンから現在までの事業としての状況について、町はどのような評価をしていますか。良い点、または改善点など、町民をはじめ町外の方の声もいろいろと入ってきていると

思いますので、お伺いいたします。

○議長（上田孝二君）

青嶋観光課長。

○観光課長（青嶋浩二君）

お答えいたします。

4月にオープンしました道の駅にしじま和紙の里かみすきパークにつきまして、事業としての評価というご質問ですが、一部課題に面している部分もありますが、全体として見れば順調に進んでおり、良い評価であると考えております。

オープン以来、特に週末や連休には多くの方が来館しており、来館者数も順調に推移しております。これは、施設を道の駅にリニューアルしたこと、紙漉き体験ができる数少ない施設であることなどが好評をいただいている証だと考えております。来館者からは「紙漉き体験ができて楽しかった」「書道体験が良かった」「食事がおいしかった」等のご意見をいただいております。

一方、直売所の品数やスペースの問題など、いくつかの課題も見えております。「もう少し特産品を置いてほしい」「農作物の販売エリアがもっと広いとうれしい」などのご意見をいただいております。

良い点は伸ばし、悪い点につきましては改善を図り、さらに多くの来館者に魅力を感じていただけるよう、指定管理者と協力しながら運営をし、交流人口の増加につなげていきたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤雄波君。

○7番議員（伊藤雄波君）

再質問させていただきます。

さらに多くの来館者に魅力を感じていただけるよう、指定管理者と協力しながら運営をし、交流人口の増加につなげていきたいと課長からの答弁を受け、ぜひ考えていただきたい提案があります。

来館者数も順調で、今後、大型バスなどの集客等、お客さまが増える場所に、身延町にはない身延町観光総合案内所を空いたスペースでサービスを行ってはいかがいか、考えてほしいということです。

北の玄関口である西嶋、甲府方面、本栖湖方面からのお客さまに、まず身延町の入口であるかみすきパークでの総合案内所で、宿、各種施設、病院などの地図や施設パンフレットを配布しアピールする、そんな施設設置を希望しますが、いかがでしょうか。

○議長（上田孝二君）

青嶋観光課長。

○観光課長（青嶋浩二君）

お答えいたします。

身延町の北の玄関口である、道の駅にしじま和紙の里かみすきパークに総合観光案内所を設置するという大変貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。

観光客の利便性向上という観点から、大変重要であると考えますが、専門的な観光案内機能

を付加するためには、新たに物理的なスペースと専門の人材が必要となり、人件費や維持費など経常的な財政負担が生じます。これらの費用を上回るだけの、観光客増加や消費拡大が見込めるか慎重に検討する必要があります。

また、現在は、旅行者の情報収集方法が大きく変化しており、多くの旅行者は公式WebサイトやSNS、観光情報アプリ等で情報を手軽に入手できる時代となりました。

こうした状況を踏まえ、新しい観光案内所の設置ではなく、パンフレット置き場の見直しやオンラインでの情報発信の強化などに努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤雄波君。

○7番議員（伊藤雄波君）

もちろんネットも重要ではありますが。WebサイトやSNS、そういうネットを使った、しかし、でもこれは一方通行の情報発信だけでなく、お互いがコミュニケーションを取れる、アナログだけれども心暖まる、そういう言葉のキャッチボールが今の時代は逆に必要だと、私は思います。

昔、西嶋和紙の里ができたころ、大型バスが来ると職員がみんな外へ出てきて手を振って、その大型バスを見送るなんていう、そういう光景も拝見したこともあります。そういった面では、もう一度、アナログだけれどもコミュニケーションということを考え、人の目を見て案内をできるようなシステムを考えていただきたいと思います。

では、次の質問です。

子どもたちに、安心安全を心掛けた遊具の使用状況はいかがですか。これまで気候の影響などなかったか、お伺いします。

○議長（上田孝二君）

青嶋観光課長。

○観光課長（青嶋浩二君）

お答えいたします。

ふれあい館東側にあります遊具につきましては、大型遊具2台、小型遊具3台を設置しており、木製の大型遊具については、木のぬくもりを感じながら、来館する子どもたちが楽しく利用しております。

しかしながら、今年も6月中旬以降、気温が30度を超える日が続いており、暑さが厳しい日の利用は少ない状況です。

まだまだ暑い日が続きますので、熱中症等には十分留意して施設を利用していただきたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤雄波君。

○7番議員（伊藤雄波君）

8月9日から8月20日、ちょうどその時期に「KIDS Summer in にしじま」が開催され、私も二度ほど来館しました。お盆中とはいえ、10名くらいの子どもが利用し、またそこに保護者などもいましたので、30名近い利用者があり、なかなかの賑わいでした。

もちろんエアコンも効いていて、皆さん非常にリラックスして楽しそうでした。

そこで質問をさせていただきます。

かみすきパークは和紙づくりの体験拠点として大切な取り組みですが、集客という観点では体験者が少なくなっているのが現状です。小さな子どもを連れた家族が安心して楽しめる施設にするため、かみすきパーク内に大規模な屋内キッズパークを整備してみてもいかがでしょうか。キッズパークの設置は、複合的な効果を生みます。ぜひ検討するべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（上田孝二君）

青嶋観光課長。

○観光課長（青嶋浩二君）

お答えいたします。

道の駅にしじま和紙の里かみすきパークは和紙をテーマにした施設で、ご存じのとおり紙漉きを体験し、うちわなどを作製することができます。

まず、紙漉き体験の利用者数ですが、リニューアルオープン前に比較して多い状態が続いております。秋から冬に向け、小中学校の利用も見込まれるため、今後も利用者の多い状況が続くと見込んでおります。

ご質問の大規模な屋内キッズパークの整備についてですが、ふれあい館の活用方法のこととしますので、その観点からお答えいたします。

キッズパークを設置することは、伊藤議員の言われるとおり、集客の一つの方法であると思います。実際、先月にはふれあい館内に「ふわふわ遊具」といって、エアーを送り込む大型の滑り台を設置し、来館する子どもたちに利用していただきました。空調が効いた室内で多くの子どもたちに利用していただきました。

しかし、使い方を固定してしまいますと、他のイベントや展示などが制限される可能性もあるため、大規模な屋内キッズパークの設置は、慎重に検討していく必要があると考えます。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤雄波君。

○7番議員（伊藤雄波君）

もし、キッズパークのような施設があれば、未就学児から小学生まで幅広く楽しめる空間となり、観光客の滞在時間の延伸が見込めます。

次に、地域住民、特に子育て世代に対する福祉的な意味合いもあります。子育て支援の観点からも有効であり、近隣地域からの交流人口の増加も期待できると思います。もちろん、施設には相応の初期投資と維持管理費用が必要となると思います。観光庁や国土交通省、こども家庭庁などの交付金などの各種補助制度の活用も視野に入れ、地域に根差した施設運営を目指すことが望ましいと考えます。

少子化が進む中で、いかに町外から人を呼び込むか、そして町内で子育てしやすい環境を整えるか、町の未来を左右する重要課題であります。

観光と子育て支援という2つの視点を融合させた本格的屋内キッズパークを考えてみてはどうかと思い、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

次の質問に入ります。富士川中流域の釣り人増加についてです。

令和6年第3回定例会において、富士川流域の鮎釣りの一般質問をさせていただきましたが、令和6年度は釜無川上流の採石やカワウなどの原因で釣り人も少なくなったようでした。

しかし、令和7年度は皆さまも承知のように非常に釣り人が増えました。漁協の方に聞いてみると、昨年は平日に2匹、3匹しか友鮎が売れなかったそうです。ですが今年に入って、6月7日の解禁日以降、平日で20匹、多いときは平日でも40匹、売れたそうです。また、土日においては、60匹以上売れるときもあるそうです。

そんな中で、釣り人が非常に増えた要因は、身延町観光課、公式Instagramに投稿していただいて周知したり、また漁協の方々の地道なネットへの情報発信が影響しての成果だと思えます。

釣り人が増えることは喜ばしい反面、マナーの悪さが目立ち、ゴミの放置や無断駐車などの苦情が漁協に多く来ているそうです。

そこで、質問をさせていただきます。

富士川流域を訪れる釣り人は、車中からも確認できるくらい、かなり増えてきました。もちろん、エサも良く形の良い鮎が釣れるということもありますが、その反面マナーの悪さも目立ってきました。釣り人の増加は観光コンテンツの一つであり、来られた釣り人に何度も来てもらいたい、身延町にあるいろいろな施設を利用してもらうことは、まさしくレジャー的な要素において整備の必要性が生じるということではないでしょうか。

ぜひ、観光部門と調整をし、誘導看板設置や駐車スペースの確保、マナー告知の看板などの設置を検討すべきと思いますが、当局の考えをお伺いします。

○議長（上田孝二君）

若狭産業課長。

○産業課長（若狭秀樹君）

お答えします。

富士川本流、支流については、6月7日に解禁となり、特に週末には多くの釣り人が見られるようになりました。マナーの面については、産業課でも具体的な情報を把握しておりませんが、漁協とも連携をとりながら、友鮎や遊漁券を販売する際に注意事項を記載したチラシの配布も検討していきたいと考えております。

誘導看板の設置や駐車スペースの確保につきましては、令和6年第3回定例会でも同様の質問をいただき、釣りに特化した工作物の設置や駐車場の整備は難しいとお答えしています。

今後、マナー面等も含め、レジャー的な要素で支援の必要性が生じた場合は、漁協や観光部門、河川管理者と連携をとりながら、調整の上、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

伊藤雄波君。

○7番議員（伊藤雄波君）

富士川流域は、鮎釣りだけではなく、レジャーなどの可能性を秘めた場所になり得ると思います。今は、子どもたちや観光客が富士川に下りて河川で遊ぶというような、キャンプをするみたいな形はないんですが、いずれはそういう観光客も、宣伝をし取り込んでいくようになっていく、そんな気がします。ですから、こういった面の設置などの準備は、前もって早めに手をつけていただきたいと思います。ぜひ検討をお願いいたします。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（上田孝二君）

伊藤雄波君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩とします。

再開は1時35分とします。

休憩 午後 1時24分

再開 午後 1時35分

○議長（上田孝二君）

休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

次は通告6番、佐野昇君の一般質問を行います。

佐野昇君の質問を許します。

登壇してください。

佐野昇君。

○4番議員（佐野昇君）

通告に従いまして、質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

1つ目は、にしじま和紙の里かみすきパークについて伺います。

かみすきパークについての質問は、私で3人目になります。またかと思わないでよろしく願いいたします。

本町は、観光の町だと町外・県外の皆さんから言われるとおりに、素晴らしい名所・名産品がたくさんあります。これらを活かすための観光施策が重要で急務だと以前から思っていました。令和6年第2回全協で西嶋和紙の里整備事業について説明がありました。その中で、オープンする、にしじま和紙の里かみすきパークは、地域全体と連携しながらエリアブランディングを図るようなコンセプトと設計が必要だと言っています。非常に頼もしく感じたプレゼンでした。

全体スケジュールと工事内容や予算について、図面による改修内容やイメージ図、ふれあい館の活用方法などについてプレゼンをいただきました。その後、令和6年第8回全協では、和紙の里工事変更契約、事業収支計画書の説明がされました。そして、かみすきパークは、本年4月16日に竣工式、同月18日にオープンし、4カ月半が経過いたしました。

当初の資料では、道の駅のコンセプトとして、地域全体と連携しながらエリアブランディングを図るようなコンセプトと設計。点だけでの集客ではなく、エリア全体を使ったコンテンツ制作。通過点ではなく目的地となるような場所を目指しています。

このような内容を踏まえ、現状の運営状況について伺います。

○議長（上田孝二君）

青嶋観光課長。

○観光課長（青嶋浩二君）

お答えいたします。

道の駅にしじま和紙の里かみすきパークについて、オープンから約4カ月半が経過しております。現状の運営状況というご質問ですが、先ほど伊藤雄波議員のご質問にもお答えしたとおり、全体的に見ると順調に進んでおります。

令和6年2月に議員全員協議会でご説明させていただきました、エリアブランディングを図

るようなコンセプトと設計については、道の駅全体を「和紙のテーマパーク」として、訪れる人が和紙の魅力を体験・楽しめる場所を目指しております。紙漉き体験につきましては、オープン以来、好評をいただいております、予想以上の体験者数となっております。

次に、エリア全体を使ったコンテンツ制作ですが、ここでいうエリアとは身延町を指しております。この道の駅に訪れたことがきっかけとなり、町内の観光施設等を周遊していただけるよう、来場者へのPRに心がけております。

また、道の駅ではアンケート調査を実施しておりますが、来場の目的が「紙漉き」であると回答いただいた方が4割弱となっております、目的をもって当道の駅に来ていただいていることが分かります。

今後は、道の駅としての認知度を上げるため、情報提供に努めてまいります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○4番議員（佐野昇君）

私は、気になって国道を走るときは必ず駐車場に入ってみますけれども、トラックが5台ぐらいバスの駐車場に入って、ふさがっていることが何回かあります。朝早い時間だと、キャンピングカーが夜を過ごして、トイレを使って出かけるところを見かけます。

ぜひ、PRの強化で認知度を高めていただき、町内の観光施設を周遊していただくように、そしてデータ等が可視化されており、お客さんが何を求めているか分析ができるようになれば素晴らしいと思っています。

次に、ふれあい館の活用方法について伺います。

指定管理者によるイベント開催、物産展などの誘致を進めると当初の資料にはありますけれども、オープンして最初の5月の連休のイベントを楽しみにしていましたけれども、大きなイベントは何もありませんでした。また、今までにチラシも入ってきません。指定管理者が本気で、かみすきパークを「稼げる施設」にしようとしているのか、そのへんがよく分かりません。ふれあい館の利用実績・紙漉き体験の人数、そして今後の活用について伺います。

○議長（上田孝二君）

青嶋観光課長。

○観光課長（青嶋浩二君）

お答えします。

ふれあい館の利用実績についてですが、これまでのイベント実績として、書道パフォーマンス、風景画展、紙飛行機作り体験、ドローンフライト操縦体験、似顔絵書き、お菓子のフードショップ、ふわふわ遊具の設置等を行ってきました。

このほか、イベントだけではなく、リニューアル前にはできなかった、団体客への昼食の提供場所としても利用しております。

紙漉き体験については、7月末現在、延べ1,880人を超える利用者があり、令和5年度は年間利用者が延べ3,017人だった利用者数と比較すると、多くの方が利用していることが分かります。

ふれあい館の今後の活用については、絵手紙展、町文化協会による文化文芸作品展などの開催が決定しており、このほかにもイベントを随時開催予定であります。団体客の誘致も積極的

に行い、昼食会場としての利用も増やしていくよう、指定管理者と協力してまいります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○4番議員（佐野昇君）

ありがとうございます。行われているイベントについては、過去から続いているイベントもあるようですし、ぜひ稼げるイベントになるようお願いいたします。

次に、物産展の詳細を見ますと、先の資料では北海道フェアやマグロの即売会など「稼げる施設」を目指すとしています。ぜひ稼いでいただきたいんですけども、舌先三寸にならないようにしていただきたいと思います。資料にあるこれらの産地フェアやマグロ即売会・ティラノザウルスレースなど、非常にいいなと思って資料を見ていたんですけども、これらの誘致・計画、このへんが進んでいるのか伺います。

○議長（上田孝二君）

青嶋観光課長。

○観光課長（青嶋浩二君）

お答えいたします。

4月にオープンしました道の駅は、指定管理者として株式会社アルプスが運営しております。会社の方針としまして、まず地元地域とのつながりを大切にすること、地域の皆さまと同じ方向を向いてイベント等を開催することとしており、地元地域を置き去りにするような企画は望んでおりません。

現在は身延町や西嶋和紙にちなんだイベントを中心に開催しております。先月14日には西嶋区と連携し、西島BON祭りを道の駅において実施し、道の駅も営業時間を延長させていただきました。屋台や縁日ゲーム、盆踊り、打ち上げ花火などがあり、地域の皆さまも笑顔で大変喜ばれておりました。

このように、地元地域との信頼関係を築いた上で、今後、マグロの即売会や着ぐるみを身に着けたレースなどの催しなども実施していく予定です。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○4番議員（佐野昇君）

地域の皆さんとのつながりを大切に、今まで置き去りにしてはなかったと思っておりますけれども、地元地域との信頼関係を築いた上で催しを拡大していくとのことですが。

こういうオープンについては、最初が肝心だと思っています。お客さんが一度来て、何も目新しい催しがなければ、二度と足を運ばないのではないかと、次々と新しいイベントを繰り返すことで、お客さんの満足度を上げ、その満足度を確認できますし、リピーターも増え、お客さんの数も増えていくのではないかと考えています。

早い段階で外に目を向け、町内での、あるいは地元の優先も必要なんですけれども、ぜひよろしくようお願いいたします。

次に、令和6年第8回全協、12月2日に開催されていますけれども、かみすきパークの事業収支計画書が説明されました。その中で、事業計画を達成するための大テーマを4つ挙げて

います。

1つ目が観光拠点化・道の駅ゲートウェイ構想～道の駅から地域を周遊。

2つ目がインバウンドへの対応・世界に向けて身延の魅力を発信する。

3つ目が紙の産地から「書く」楽しさを伝えるテーマパーク。

4つ目が新たなモデルとなる道の駅を創る。

そしてテーマごとの収益予測が書かれています。

素晴らしい言葉が並べられていますけれども、収益予測を達成するために何をするのか。これからいろんなイベントをとという話が先ほどありましたけれども、そのへんが、もう半年近く経つのに私は見えていません。

先ほどから言っていますけれども、事業計画の達成に結びつく目新しいイベントが感じられません。

収支計画にある令和7年度、1年目の計画に対して、すでに3分の1以上が経過していますけれども、年間収入は1億4,378万2,983円、支出が1億4,350万円になっています。計画の進捗状況、このへんの数字をつかんでいますか。進捗状況について伺います。

○議長（上田孝二君）

青嶋観光課長。

○観光課長（青嶋浩二君）

お答えいたします。

道の駅にしじま和紙の里かみすきパークの事業収支計画書については、令和6年第8回の議員全員協議会でご説明いたしております。

この4月のオープンからの収入合計につきまして、7月末までの収入に基づき、年間の収入を試算いたしますと、計画を下回る数字となります。

支出につきましては、企業努力により人件費等を抑えるなどして、これも計画の支出額を下回っております。

オープンから4カ月が経過し、販売の強い点、また努力が必要な点が少しずつ見えてきております。指定管理者と協議を重ね、改善しながら今後の運営につなげてまいります。

事業1年目から収支を黒字にすることは、認知度の低さやマーケティング活動にもコストがかかり、一般的には難しいと言われておりますが、計画の数字に少しでも近づけるよう努力してまいります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○4番議員（佐野昇君）

ありがとうございます。ただ、事業1年目から収支を黒字にすることは、一般的には難しいと言われていて、誰が言っているんですか。オープンしたばかりで、最初から赤字覚悟とされている計画必達、これはないんじゃないんでしょうか。

しっかり収支計画を見ながら、あの数字を出して、1年目の動きをとっているわけですから、できるだけ計画必達に向けて努力をしていただきたい。赤字覚悟で事業を始めるところは決してないと思います。よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。安全安心なまちづくり、獣害について伺います。

毎日のように報道されていますクマの出没、それから被害対策について質問させていただきます。

全国各地でクマによる被害が相次いでいます。今年度は7月末までに、ケガをした人や死亡した人は全国で55人。出没情報は過去最多で全国で7,248件、令和6年度の出没件数は2万513件です。毎年全国で4人、5人が亡くなっています。

山梨県内での出没は、令和6年度は令和5年度の約2倍近くで315件、令和7年度は114件になっています。5月が24件、6月が69件、7月が17件です。

データでは、6月から11月の初夏から秋にかけて件数が多くなってきています。

本町では、7月末で21件の目撃情報が入っています。これらの情報は、警察と市町村からの情報をまとめて県が発表されている情報です。町のホームページでは、7月末で目撃情報が30件になっていました。

次に、県内の人身被害は、令和7年6月28日に北杜市で、8月3日には本町でツキノワグマによる人身被害が発生しています。クマに出会う危険がある場所には対策を行い、細心の注意を払ってください、放送でもそのように言っていますけれども、本町では富士川を挟んで国道・県道を渡って山の中に入った様子を近隣住民が目撃しているなど、行動範囲が非常に広がっています。また、クラフトパークの近くという防災無線もありました。クマの出没は人間が襲われる、殺される恐れもあることから、猟友会への依頼など、県・本町の現状・対策について伺います。

○議長（上田孝二君）

若狭産業課長。

○産業課長（若狭秀樹君）

お答えします。

本町でのクマの目撃情報は、本年度に入り、6月に15件、7月に12件と多くの情報が寄せられています。情報が寄せられた場合は、町でも防災無線放送で注意を呼びかけ、町ホームページにも目撃情報を掲載しています。また、目撃情報が住宅地に近い場合は、猟友会や警察に連絡して情報を共有しながら見回りを実施し、必要に応じて追い払い花火や箱ワナの設置等の対策を講じています。

折門地内で発生しました人身被害については、ご夫婦が建物の裏で養蜂箱が倒れているのを発見し、確認に行ったらクマと遭遇して、奥さんが被害を受けて、ご主人がスコップでクマを殴り、追い払ったケースです。奥さんは身体の一部をひっかかれ、甲府市内の病院に搬送されましたが、幸いにも搬送中に意識はしっかりしていて、重傷と軽症の間の中等症という診断を受けました。折門地内のクマ情報についても従前と同様の対策を取りながら、さらに町ホームページに「人身被害の発生及び注意喚起」を掲載し、現在は箱ワナを付近に設置して定期的に確認する対策をとっております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○4番議員（佐野昇君）

ありがとうございます。折門地内で被害にあわれた方ですが、意識はしっかりしている、命に別状はないということで本当に良かったと思います。

お年寄りや散歩もできないと、私の近所でもおばあさんたちが嘆いています。コロナで家にこもり、訪問詐欺で鍵をかけ、クマで家から出られない、相談されても「散歩くらいなら大丈夫です」とも言えない、何と答えたらいいんだろうみたいな、そんな状況が続いています。

次に、目撃された近くには、民家・学校・観光施設があり、通学や夏休みのラジオ体操などでは、雑草の生い茂る道路を1キロ近く歩いています。

子どもたちが襲われてからでは遅すぎます。各地区の通学路の確認など、学校としての対策も必要と判断しますが、見解を伺います。

○議長（上田孝二君）

望月学校教育課長。

○学校教育課長（望月俊也君）

お答えします。

通学路におけるクマ対策としては、クマ避けの鈴を配布しています。登下校時に鈴を鳴らすことで、クマに人間の存在を知らせ、接近を避ける効果が期待されます。

クマの目撃情報があった場合には、速やかに目撃があった場所を学校に連絡し、学校内で情報共有するとともに、自校の危険度を踏まえた上で、必要に応じて、学校から保護者へメール等で周知し、児童生徒や保護者に注意喚起を行っています。目撃があった場所を周知することで、その場所や区域を通過する際に十分に注意していただくことや、経路を変更することも喚起するものです。

目撃情報が学校や通学路に近いなど危険度が高い場合は、教職員同伴による集団下校等により、安全な登下校方法の確保をします。

クマ出没への対応は、学校でできることは限られますので、町の産業課など関係機関と連携し、対応をしていくことが肝要と考えます。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○4番議員（佐野昇君）

ありがとうございます。地区によっては、登下校、家からバスまでの距離など危険度をチェックしてほしいと思います。長いところはどのくらい歩いてバスに乗るのか、そのへんも町全体で見るとちょっと分からないんですけれども、かなり歩くところもあるんじゃないかと思います。歩くところというのは、きっと道路の周りが草で生い茂っているところを歩くこともあるのではないかと思われるものですから、一度、危険度のチェックをしてほしいと思います。関係機関と連携して、地域の安全安心をお願いいたします。

昨日、9月1日には2回放送が入りまして、午前中が身延山、午後では大島に出没したという放送がありました。聞きながら、同じ個体ではないだろうなど。身延山から川を渡って、昼間通って大島までは行かないだろうなどということを考えていたんですけれども、町内で目撃されている個体は同一のクマなのか、また町内に何頭ぐらい生息していると想定しているのか、情報がありましたら教えてください。

○議長（上田孝二君）

若狭産業課長。

○産業課長（若狭秀樹君）

お答えします。

町内で目撃されているクマが同一の個体なのか、また町内に何頭くらい生息しているかについては、具体的な調査方法がなく、そういった調査を町で行うことができませんので、詳細は不明です。

県では、第5期山梨県ツキノワグマ保護管理指針で、推定生息数については、県内を3地区の保護管理ユニットに分けた令和2年モニタリング調査の数値がございます。地区ごとに1つ目が「中央・南アルプス保護管理ユニット」（主に釜無川、富士川の西側で、本町では旧中富町と旧身延町の地域が含まれ）180頭、2つ目が「富士・丹沢保護管理ユニット」（主に富士川の東側、笛吹川の南側で、本町では旧下部町の地域が含まれ）158頭、3つ目が「関東山地保護管理ユニット」（主に釜無川、笛吹川の北側）で189頭の、合計527頭という数値が公表されています。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○4番議員（佐野昇君）

ありがとうございます。今の数値なんですけれども、令和2年のデータということなんですけれども、県内で527頭、それから想定すると、出没域を地図で見ても、町内に何十頭いるんだろう、まさか何百頭ということはないだろうなと思いついてみても、町内に何十頭いるんだろう、まさか何百頭ということはないだろうなと思いついてみても、どのくらいうろろしているのか、本当にびっくりしてしまいます。

クマの寿命というのは20年から30年と言われているみたいで、きつともっと増えているのではないかという可能性もあります。エサがなければ共食いするとも言われていますし、エサがなくて民家近くに出てくるわけですから、パトカーのパトロールを含め、できるだけの対応が必要ではないかと。

また、鳥獣保護管理法が9月1日に改正されて施行されました。本町では、住宅の集中地域ではないと思われまので、山あいの畑や河川敷、警察や猟友会との今後の動きもあるでしょうし、打ち合わせもしていただいて、銃による迅速な対応も必要なきが出てくるのではないかと思います。

早い動きを取っていただいて、いつでも動きが取れるように進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、住宅政策の拡充による若者定着について伺います。

住宅政策については、過去にも質問をしたことがあります。町内企業では、町外・県外からの採用に対して、町内の住宅が不足しているため、町外に探したり、採用できなかった事例なども聞いています。また、Uターンを希望しても住むところがなく諦めた話を聞いたことがあります。

住宅や宅地分譲などの推進について、先ほどもそんな話がありましたけれども、私が質問を以前にしたときには、検討課題など前向きな話や、企業訪問についても、回って困りごとを探るなどの話を聞いていましたけれども、前進できているとは思っていません。

今年度は、新たに総合計画審議会委員・総合戦略推進委員を委嘱して、令和7年度、令和8年度の2年をかけて、最上位計画である総合計画と人口減少対策および地方創生を目標とする総

合戦略を策定するとしています。

今までの成果・結果を分析して、新たな実行可能な成果に結びつける「総合計画・総合戦略」が策定されると思っています。これらの計画作成に向けての思いを伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（上田孝二君）

高野企画政策課長。

○企画政策課長（高野修君）

お答えします。

先ほどの伊藤達美議員の質問に対する答弁と重複しますが、総合計画および総合戦略の策定に向けて、令和7年度から2カ年にわたり作業を進めていきますが、同時に委員の皆さまには、総合戦略推進委員会として現行の総合戦略の検証にも携わっていただきますので、ご指摘の定住対策を含めて、これまでの成果と課題を共有し、一貫性をもった新たな計画づくりを行えるものと考えております。

20名の委員の皆さまにつきましては、行政との連携を重視しつつも、行政に依存しすぎることなく、それぞれの分野で主体的にご活躍されている方々でありますので、活力あるまちづくりに向けて建設的なご意見をいただけるものと期待しております。

町民の皆さまにとってよりよい計画を策定できるよう、ともに検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○4番議員（佐野昇君）

ありがとうございます。今後の動き、これから策定に向けて推進していただくことになりますけれども、ぜひ詳細な実行計画を作成していただいて、それをやりきること目標を達成できるように関連をもたせて進めていただきたいと思います。

それらの計画では、目標を明確にして進捗管理ができるように、結果が出るようにしていただきたいと思いますけれども、そのための仕組み・体制について伺います。

○議長（上田孝二君）

高野企画政策課長。

○企画政策課長（高野修君）

お答えします。

総合計画につきましては、本町が目指す将来像やまちづくりに向けた基本的な指針となる基本構想をもとに、政策体系を分野別にまとめた前期後期5カ年の基本計画を定め、各セッションにおける事業内容、実施時期、事業量など具体的な施策となる実施計画を策定します。実施計画は計画期間を3年とし、毎年度更新するローリング方式により進捗管理を行います。

また、身延町デジタル田園都市国家構想総合戦略では、5つの基本目標の達成に向けた具体的な施策を示したアクションプランそれぞれにKPIを設定し、毎年総合戦略推進委員会において検証しております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君。

○4番議員（佐野昇君）

ありがとうございます。総合計画および総合戦略では、具体的な実行計画を策定していただき、特にどんなことを、何を、いつまでに、誰がそれを責任を持って推進するのか、実施するのか、そのへんをぜひ明確にしてKPIの達成をお願いいたします。

進捗管理についても、以前もお願いをしたことがあるんですけども、最近、テレビのニュースで聞いたんですけども、トランプ関連に関係する中身で、ニュースの中では四半期ごとに進捗管理を行うという話を偉そうにしていましたけれども、ぜひ1年後ということなく、適時進捗管理をしていただいて、本当に進んでいるのかどうかをチェックしながら、目標に向かって進捗管理をするということで、ぜひよろしくをお願いいたします。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（上田孝二君）

佐野昇君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は2時20分とします。

休憩 午後 2時08分

再開 午後 2時20分

○議長（上田孝二君）

休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

次は通告7番、佐野知世君の一般質問を行います。

佐野知世君の質問を許します。

登壇してください。

佐野知世君。

○6番議員（佐野知世君）

通告に従い、一般質問をさせていただきます。

まずはじめに、身延町橋梁個別施設計画についてでございます。

町が所有する橋梁のうち、今から2年後の2027年には一般的な耐用年数（50年）を超えるものは97橋と、更新時期を迎えると推定されておりますが、対応方法として、予防保全型の管理方法により補修、修繕を行い、安全な道路交通の確保と、将来的な橋梁管理費用の低減を目指すとした計画とされております。町職員による毎年1回の簡易点検と専門業者による5年に1回の定期点検の実施を行うとなっております。

しかしながら、計画にそぐわない地震や豪雨等の大規模な自然災害が起きた場合、そのあとの点検も当然必要と思われませんが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（上田孝二君）

佐野建設課長。

○建設課長（佐野彰君）

お答えします。

現在、道路法施行規則の改正により、点検対象となる町内の橋梁360橋を5年に分けて点

検を行い、損傷や腐食などの健全性診断結果に基づき、修繕工事を行っています。定期点検以外の点検につきましても、大雨のあとや台風の通過後には、担当職員が町内を巡視し、橋梁やトンネル、その他道路構造物などに変状がないか目視による確認を行っております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野知世君。

○6番議員（佐野知世君）

台風や大雨等のあとには、橋梁や道路構造物を巡視し、目視による確認を行うということですが、ぜひともしっかりとした点検をしていただき、安全を確保するようお願いいたします。

次の質問ですが、安全の点検が一番大切とは思いますが、下部温泉のリバーサイドパークに架かるメロディーブリッジなどは、景観を重視した橋梁であり、下部温泉や金山博物館にとってもシンボリックな構造物であり、健康増進施設しもべの湯のオープン時にも塗装の改修を質問した経緯もあり、そのメロディーブリッジに対しての今後の調査検討の予定があるかをお伺いいたします。

○議長（上田孝二君）

佐野建設課長。

○建設課長（佐野彰君）

お答えします。

ふれあい橋は、直近では令和5年10月に橋梁点検を実施し、健全性診断結果は良好であります。町が管理する橋梁には修繕を必要とする橋梁が多くあり、点検結果を踏まえ、緊急性の高い橋梁から修繕対応しております。ふれあい橋につきましては、現状、塗り替えを含め修繕は必要ないと判断しております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野知世君。

○6番議員（佐野知世君）

塗装を含めて必要なしという判断ということですが、高欄部分はサビが目立ち、景観も良くないと感じることから、ぜひ前向きな検討をお願いしたいと思っております。

次の質問でございます。先ほどの佐野昇議員の質問にもございましたけれども、ツキノワグマの出没についてでございます。

本年度のクマの出没情報は、町内の至るところに、また以前に比べ格段に増えている状況がありますが、様々な原因が重なり、人里近くに現れるようになったと思われませんが、産業課から見てどのようなことが原因だと考えられるか、お教えてください。

○議長（上田孝二君）

若狭産業課長。

○産業課長（若狭秀樹君）

お答えします。

クマが人里近くに見られるようになった原因として、一般的には気候変動や異常気象によりクマのエサとなるブナやミズナラの実が不作で、イノシシ等、他の動物とのエサの取り合い、

またクマ同士のエサの取り合いもあり、山の中でエサが確保できなくなったクマが、エサを求めて人里まで下りてきてしまうことが原因だと考えられます。また、今までは山林、里山、人里と、里山が適度に管理されて緩衝地帯になってきていたものが、人口減少や高齢化等で里山が管理されなくなり、里山が山林化したことも、クマが人里まで下りてきてしまう原因の一つではないかと考えられます。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野知世君。

○6番議員（佐野知世君）

気候変動によりエサの不足、人口減少、高齢化による里山の山林化等により、エサを求めて人里に下りてきてしまうということが原因だと考えられるということですが、やはり気候変動は人間とともに動物にも大きな影響を及ぼしているのが分かるところでございます。

また、8月3日には古閑地区折門地内において、自宅の裏山で70代の女性がクマに襲われる人身被害が発生いたしました。地元の猟友会の協力を得る中で、そのときどのような対策を取られたのかをお伺いしたいと思います。

○議長（上田孝二君）

若狭産業課長。

○産業課長（若狭秀樹君）

お答えします。

具体的な対策については、佐野昇議員の質問2の①番目でお答えしたとおりです。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野知世君。

○6番議員（佐野知世君）

地元の猟友会の方にも聞いたところでは、現れたクマが逃げてしまうと箱ワナやくくりワナを近くに仕掛けてもなかなか捕獲が難しいと話しており、何とかしてはやりたいけれども、どうにもならないということでした。

次の質問ですが、町民への注意喚起もホームページでは行われておりますが、クマと遭遇した場合の喚起事項もホームページなどで詳しく提示をしてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（上田孝二君）

若狭産業課長。

○産業課長（若狭秀樹君）

お答えします。

議員のおっしゃるとおり、町ホームページの「ツキノワグマ目撃情報」のページ内で、県のホームページの「ツキノワグマ出没に対する注意について」へリンクする対応を早急にとつてまいります。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野知世君。

○6番議員（佐野知世君）

最近の話ですけれども、9月より市街地での緊急銃猟が始まったそうですが、試験的なもので、訓練の時点では手順が多くて危険が及ぶ恐れがあるとハンターもこぼしているそうで、到着から発砲まで20分ぐらいの手順を踏まなければいけないそうで、これは自分の身にも危険が及ぶ恐れがあるのではないかとハンターもこぼしているそうで、地元の担当職員もその場で発砲していいものかどうか、状況判断が非常に難しいと言っているそうです。その許可にも問題があるろうということをおっしゃっています。

それでは、次の質問に移らせていただきます。本栖湖のヒメマスについてでございます。

令和4年11月に本栖湖において、外来種であるレイクトラウトの生息が確認され、調査の結果、レイクトラウトがヒメマスの成魚や稚魚までを食べてしまうということが判明し、ヒメマスの減少により漁の解禁ができない状況であるということです。

その対策として、町では6月の補正予算において、対策事業費補助金として予算を計上し、10月上旬にはレイクトラウトの釣り大会を実施すると聞いておりました。

ホームページには、具体的な要項を掲載するにしても、もっと広く一般の人に伝える手段があるのかをお伺いいたします。

○議長（上田孝二君）

若狭産業課長。

○産業課長（若狭秀樹君）

お答えします。

レイクトラウト釣り大会のお知らせについては、7月2日から町ホームページのイベント欄に公開するとともに、各庁舎および道の駅、本栖湖の観光案内所ならびに浩庵などにチラシを置いてもらうよう配布したほか、富士河口湖町でも大型釣具店等へのチラシの配布を実施しております。

8月3日（日曜日）には、町職員が釣り具の「上州屋甲府昭和店」の店頭において、来店客に直接チラシを手渡し、10月5日（日曜日）開催のレイクトラウト釣り大会の周知と募集について啓発を図りました。

結果として、岸釣り140人、湖上釣りA（ボート）45人、湖上釣りB（ホビー）20人の205人の定員に対し、ほぼ定員に近い申し込みをいただいている状況です。

なお、釣り大会では、レイクトラウトやヒメマス料理と、あけぼの大豆のコラボによる試食イベントも開催されることから、広報みのぶ9月号でイベント内容を紹介する記事を掲載いたしました。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野知世君。

○6番議員（佐野知世君）

また、本年7月1日からは「本栖湖の水産資源の復活に向けて」と題し、9月末までのクラウドファンディングが開始されました。目標額は100万円としており、町のホームページにも掲載されておりますが、補足的な説明があればお伺いします。また、近々の達成状況はいかなるものでしょうか。

○議長（上田孝二君）

若狭産業課長。

○産業課長（若狭秀樹君）

お答えします。

寄附額については、9月3日、本日現在ですが、21人の方から30万円のご寄附をいただいております。

レイクトラウト対策に向けた本栖湖での事業、およびその他の本栖湖における水産資源保護に活用するため、目標額を100万円としてクラウドファンディングを実施しておりますが、クラウドファンディングの実施にあたって、最低目標額が100万円ですので、今回の目標額を100万円に設定しております。

寄附額が目標額に満たない場合でも、レイクトラウト釣り大会をはじめとする町の費用に、いただきましたご寄附を充当させていただく予定です。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野知世君。

○6番議員（佐野知世君）

レイクトラウト釣り大会がほぼ定員に達したということで、大会が盛り上がり、毎年行われ、駆除が進み、ヒメマスの爆釣を期待したいと思います。

そこで再質問をさせていただきますけれども、身延町エリアの釣り場や駐車場の管理については、町の職員も出役し、誘導管理を行うのでしょうか。

○議長（上田孝二君）

若狭産業課長。

○産業課長（若狭秀樹君）

お答えします。

身延町側の「岸釣りエリア」は、湖畔北側の浩庵キャンプ場の湖畔テントサイトが「岸釣り禁止エリア」となりますが、それ以外は「岸釣りが可能なエリア」となっております。

駐車場については、湖畔西側の本栖寺で20台、南側の浩庵テント村で20台の計40台を確保しております。当日は産業課と環境課の職員、また役場釣り部所属の有志職員が出労し、大会の運営のほか、それぞれの駐車場での交通誘導や巡回に当たる予定です。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野知世君。

○6番議員（佐野知世君）

先ほど、産業課長が申されましたように、9月号の広報みのぶにも「静かなる侵略者」と題し、レイクトラウトの特集記事が掲載されており、裏表紙にはレイクトラウトの釣り大会のポスターが載っております。

釣り参加募集は終了しておりますが、釣り大会とクラウドファンディングも掲載されておまして、この広報を見てクラウドファンディングに参加してくれる方もいるのではないかと期待をしております。

それでは、次の質問に移らせていただきます。結婚活動の支援についてでございます。

町では結婚を望む独身者に交流の場を提供し、結婚活動の支援を行っており、この9月21日にも国中5町、韮崎市、甲斐市が主催となり、「ケーキビュッフェ婚活inベルクラシック甲府」を企画しているそうですが、応募の状況はどんな感じでしょうか。

○議長（上田孝二君）

高野企画政策課長。

○企画政策課長（高野修君）

お答えします。

9月1日現在の申し込み状況については、主催7市町全体で40名、そのうち身延町民は6名です。

9月15日を申し込みの期限としておりますので、引き続き募集をしておりますが、町ではホームページ、広報みのぶ9月号などでお知らせをしております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野知世君。

○6番議員（佐野知世君）

以前にも質問をしたことがございますが、結婚相談員なるものがなくなって久しいということで、今は民間の事業者に委託されておりますが、どのような事業内容か。また、町ではどのような効果を期待しているのか、お知らせ願います。

○議長（上田孝二君）

高野企画政策課長。

○企画政策課長（高野修君）

お答えします。

身延町デジタル田園都市国家構想総合戦略の施策として「結婚相談と出会い環境の充実」を推進しております。令和7年度の婚活支援業務につきましては、「婚活イベントの開催」による出会いの場の提供と、個々の状況に応じて婚活のアドバイスを行う「個別支援事業」を民間事業者へ業務委託しております。

婚活イベントは、峡南5町やその他の県内自治体と共催で年2回程度、実施しております。令和7年度は、9月のケーキビュッフェ婚活のほか、12月には身延町を会場とした婚活イベントも計画されております。

個別支援事業では、服装選びや婚活マナー、会話のアドバイスなど、様々なメニューで婚活を成功へつなげるための支援をしております。

こうした取り組みは、民間事業者のノウハウを活用することで、より効果的に婚活の後押しができるものと考えております。

結婚の希望を叶える人が増える効果を期待しております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野知世君。

○6番議員（佐野知世君）

本町では、ここ5年間で結婚活動の支援により結ばれたカップルは何組いるのでしょうか。また、そのうち町内に居住しているご夫婦はどのくらいか、教えていただきたいです。

○議長（上田孝二君）

高野企画政策課長。

○企画政策課長（高野修君）

お答えします。

この事業では、未婚化・晩婚化に伴う少子化対策として、結婚に関する相談と出会いの機会の創出により、結婚を希望される方々の支援、きっかけづくりを目的としているため、参加者には、ご成婚に至った場合の報告は求めておりませんので、件数の把握はしておりません。

以上です。

○議長（上田孝二君）

佐野知世君。

○6番議員（佐野知世君）

結婚の希望を叶える人が増える効果を期待している以上、ある程度の報告なり成果を、できれば求めてもよいのではないかと考えておりますが、それは私だけではないのではないのでしょうかと感じました。

以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（上田孝二君）

佐野知世君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩とします。

再開は2時55分といたします。

休憩 午後 2時46分

再開 午後 2時54分

○議長（上田孝二君）

それでは、休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

次は通告8番、渡辺文子君の一般質問を行います。

渡辺文子君の質問を許します。

登壇してください。

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

私は大きく3点、5項目について質問をしたいと思います。

まず1点目、移動スーパー事業について質問いたします。

この4月から始まったマックスバリュ東海による移動スーパー事業は、多くの皆さんが助かっていると喜んでいますが、車を持っている人でも、移動スーパーが近くに来てくれるので利用する人も多くいます。

今は車で買い物に行けるけど、車が運転できなくなったときに移動スーパーがなくなったら困るから、なるべく利用するようにしているという方々もいました。人数が少ない山の中まで来てくれて本当に助かっていると話す高齢者もいました。

その中で、移動スーパーの車の止まっている時間が短くて、お年寄りが商品を選ぶことができない、急かされているように思うように買い物ができないという声もありました。中には時

間に追われて買い物ができなく、行かなくなってしまったという声も聞きました。

特に高齢者は音楽が聞こえてから行くにも、品物を選ぶにも、お財布からお金を出して支払うにもとても時間がかかります。

このようなことも踏まえながら、せっかく始まった移動スーパーの事業が町民の皆さんの期待に応えるよう、改善点について会社との話し合いはしていくのか、お尋ねをいたします。

○議長（上田孝二君）

松田福祉保健課長。

○福祉保健課長（松田宜親君）

お答えをいたします。

ご質問のマックスバリュの移動販売につきましては、事業者が主体で、町は協力する体制をとっております。

要望事項等については、情報提供し利用者の要望に沿った運用について依頼をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

再質問です。

今年4月から始めたお隣、市川三郷町でも同じような苦情を受け、9月から運行の改定をするそうです。

住民の皆さんの望んでいる事業です。多くの皆さんの期待に応えられるように早急に対応していただきたいと思いますが、どうなのでしょう。お答えください。

○議長（上田孝二君）

松田福祉保健課長。

○福祉保健課長（松田宜親君）

お答えをいたします。

本町でも、住民の皆さまの要望を事業者に伝え、販売箇所の増設や、販売時間の調整などを行ってまいりました。

今後も事業者と連絡を取り合いながら、住民の皆さまの要望に沿うことができるよう、販売ルートや販売時間等、利便性向上に沿った運用について依頼をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

よろしく願いいたします。

2点目、地域医療をどう守っていくのかについて、質問いたします。

2点目の①です。全国各地で医療機関の経営が深刻化し、事業存続が危機的状況にあります。個別の法人、医療機関の努力だけでは解決できない、かつてない経営危機が広がっている状況です。

日本の医療制度は、医療を受ける権利を守るために、日本在住の全ての人が公的医療保険に

加入する国民皆保険と、いつでもどこでも誰もが医療機関にかかれるフリーアクセスが前提です。

医療の公共性の観点から、診療報酬も医療機関が決めるのではなく国が決める仕組みとなっていて、2年に一度の診療報酬改定によって決まります。この診療報酬はこの間、マイナス改定が続いています。同じ医療をしても診療報酬が下がるため、医療機関の収益は減少します。ここに物価高騰が追い打ちをかける状況になりました。

診療報酬改定全体には、マイナス改定のため、医療機関の経営改善には効果がなく、ベースアップ評価料が付いたものの、逆に職員のボーナスを予算よりも大きく減らさざるを得ない状況が生まれました。このことは、職員の離職にもつながる結果となっています。

他産業と比べて賃金を上げることができず、採用困難な状況も生まれていて、特に看護師の不足となって表れています。県内の医療機関でも看護師が不足しているため、病床を閉鎖している病院が複数あり、患者の受け入れ要請にも応えることができない結果となっています。

今、医療機関は、このような負の連鎖に陥っている状況です。当然、医療機関は限界まで頑張っていますが、このような状況は各医療機関の自己努力だけでは解決できない、待ったなしの状況となっています。そのため、抑えられてきた診療報酬の期中改定を求め、様々な医療機関が声を上げています。

今回の議会に医療機関の事業と経営維持のための診療報酬の再改定を求める請願書が提出され、同僚議員2人と共に私も紹介議員となっています。

県内の多数の医療機関からの意見で、診療報酬は公定価格にもかかわらず、物価上昇、人件費上昇、消費税は患者さんからだけでなく、診療による利益は下がる一方です。さらに、患者さんの前に立って診療を行う前に、医療に関わる様々な書類作成、アンケートへの回答など、やるが多すぎます。このままでは、医療に夢を抱くことはできない時代になってしまいます。

地域住民のため、通常診療、救急診療、昼夜を問わずスタッフ一同できる限り対応しています。ここ数年で患者数、救急車受け入れ数は最大であったにもかかわらず、赤字も最大となっています。このままではスタッフのモチベーションも維持できません。診療報酬を上げなければ医療は崩壊すると思います。

物価や賃金の上昇に応じた社会経済情勢を適切に反映した診療報酬となるよう改定を行うことなど、悲痛な声がたくさん寄せられています。

地域住民の皆さんが安心して住み続けられるまちづくりに欠かすことができない医療機関です。医療機関の経営維持のために、診療報酬や補助金など、町として国に対して要望はできないものなのでしょうか、伺います。

○議長（上田孝二君）

望月町長。

○町長（望月幹也君）

この件については、私のほうから答弁させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の補助金廃止、働き方改革による人件費の増加、医療材料費、医薬品等の高騰などの赤字要因がある一方で、診療報酬がそれに見合った伸びを見せていないことにより、医療機関の経営が厳しい状況に置かれていることは医療機関からもお聞きしており、私も非常に危惧しているところであります。

この件につきましては、令和7年6月18日に開催されました全国町村会行政委員会、この行政委員会には私も委員として参画をしております。この委員会でも対応が検討されまして、地域医療を確保するために不採算部門を抱える自治体病院に対し、経営の安定化を図るため、物価高騰や賃上げ等を踏まえた一層の財政措置を講じること。社会経済情勢に応じた診療報酬の中間年改定の仕組みを創設するとともに実施すること。以上2点を自治体病院への支援として、国に対し要望することを決定いたしまして、令和7年8月4日、国の関係機関に対し要望書を提出いたしました。

今後も引き続き、強く要望をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

ありがとうございました。引き続き、ぜひよろしく願いいたします。

それでは、地域医療をどう守っていくのか、②です。峡南南部地区の医療機関の再編統合への住民の皆さんの不安は、とても大きいものです。これまでのように診療してもらえるのか、これからの受診はどうなるのかなど不安の声を聞いています。

2027年4月の再編を目指し、これからいろいろな検討がされ、具体的に決まってくると思いますが、救急車の受け入れについて不安があります。

知り合いは普段、飯富病院で受診していましたが、具合が悪くなり救急車が来てくれたのですが、受け入れてくれる病院を探すまで3時間も救急車の中にいて、結局、中央病院に運ばれたのですが、次の日に飯富病院に転院しました。

このことを飯富病院の議会で、せめてかかりつけの患者の救急車受け入れをしてほしいと言ったのですが、院長は医師が少なく体制的に難しいとお答えになりました。

救急車受け入れは命に関わる問題です。現在、半数の患者さんが管内に搬送されていますが、救急体制の強化は安心して暮らし続けるためには必要だと思います。

これからの協議の中で、この救急体制の強化については実現してほしいと思いますが、町としてはどう考えているのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（上田孝二君）

松田福祉保健課長。

○福祉保健課長（松田宜親君）

お答えをいたします。

町といたしましても、今回の医療提供体制の再構築にあたって、救急医療については重要なポイントの一つであると認識をしております。

そう申しますのは、峡南南部地域の救急医療の現状は、半数近くが圏域外の医療機関に搬送されている実態があり、その理由は様々あるかと思いますが、1つには、症状が医師の専門外であるとか、手術・患者対応中であるとか、人的体制に起因するところがあると認識をしております。

今回の医療再編において、1病院・3診療所体制へ転換する取り組みを通じて医師や看護師等の医療職をある程度1カ所へ集約し、これによって救急患者の受け入れをはじめとする入院医療提供体制を強化し、現状の救急応需率の改善につなげたいとの思いを持っております。

再編統合後の救急応需体制につきまして、現段階では断定的なことは申し上げられませんが、新一部事務組合と指定管理候補者間で協議してまいります。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

このことについては、ぜひよろしく願いをいたします。

次に、地域医療をどう守っていくのか、③です。再編統合後において、各病院、病院間、診療所への住民の足の確保については、今まで以上に難しい問題です。各町として各診療機関への足の確保を考えていくしかないと思います。

病院に行きたくても行けないことがないように足の確保を考えるべきだと思いますが、町としてはどうお考えでしょうか。お答えください。

○議長（上田孝二君）

松田福祉保健課長。

○福祉保健課長（松田宜親君）

お答えをいたします。

現在進めている再編統合後の病院、診療所間の受診者の輸送、送迎についてのご質問としてお答えをいたします。

各医療施設への足の確保につきましては、基本的には各町の公共交通施策に委ねるところと考えておりますが、新一部事務組合と指定管理候補者間で、3町の「公共交通施策の動向」を見ながら、適切な運行方法について検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

この問題についても、病院に行けないことがないように、ぜひ対応していただきたいと思えます。

次に、3番の質問です。補聴器購入費の助成制度をとということで質問をいたします。

高齢者の難聴は、認知症の要因となる割合が大きく、社会参加の妨げになる認知症が大きな問題になっている今、その要因をなるべく少なくすることは必要なことだと、今までこの問題について何回も質問をしてまいりました。

県の助成制度も始まりましたが、町として実施はどう考えているのかお答えください。

○議長（上田孝二君）

松田福祉保健課長。

○福祉保健課長（松田宜親君）

お答えします。

ご質問の補助事業につきましては、「身延町高齢者補聴器購入費助成事業」といたしまして、県の事業に沿った形で実施をいたします。

10月1日の施行に向け、今定例会において一般会計補正予算を上程いたしましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

私、この問題について今まで何回も質問をして、県の制度が始まったんですね。今回、質問するにあたって、県内の自治体の助成制度を改めて調べてみました。そしたら、もうすでに県に先駆けて、いろいろなところで、県と同じか、県よりも少し、対象者が18歳以上とか、あと所得制限がなしとか、そういうことでみんな進んでやっているんですね。

前に質問したときに、県の制度にのっとって峡南で、各町と話し合いをしておっしゃっていたんですけど、やっていないのが峡南4町、市川三郷町はもうやっているんですね。普通、峡南5町でいろいろ考えるのかなと思ったら、市川三郷町はとっくにやっているのに、なぜ4町がこれに入らなかったのかなというのが、私、不思議なんですね。

町長はいつもスピード感をもっておっしゃっているけれども、やはりこういう問題については、認知症を少なくするという点からも、やはり住民にとって、とても良いことだと思うんですね。そういうことをやはり、市川三郷町が先にやっているように、みんなと合わせるのではなくて、もし、みんなと話し合うという時間を取るのではなくて、単町でもできることを私はやってほしい、そういう行政であってほしいなど。足並みをそろえてやるということは、それはそれで一つの、峡南地域をよくしていくためには良いことなのかも分からないですけども、やはり町としてどう考えるのかということで、良いことであれば、やはりこういうことを進めていくということは、ぜひ行政としてこれからは必要なことではないかなと思いますので、峡南4町で足並みをそろえるということではなくて、市川三郷町みたいに良いことは進めてやっていくというような、そういう判断が必要ではないかなと思うんです。

県の助成制度が始まって、県の事業に沿ったものということで、お答えになったんですけども、県の事業の対象者の拡大がこれからは必要になってくるのではないかなと思うんですね。いろんな町村を見てみても、さっき言ったように、18歳以上の難聴者の方にも補助をしているところが結構たくさんあったりしているんですね。

この前、8月28日の新聞には、笛吹市で身体障害者手帳の交付対象とならない18歳から64歳の軽度・中等度の難聴者に対して、補聴器の購入費を助成するとありました。県事業の対象から外れる市民に対して、市が独自に助成し、切れ目のない支援につなげる、こういうことが、やはり県のそういうものを待っているのではなくて、町独自で県の対象に漏れた人たちをどう救っていくのかということを考えることが町の仕事ではないかなと、私は思います。

それで、ほかの市町村、18歳以上とあるんですけども、私、子どものことを考えて、子どもというのは、障害者手帳を持っていない人の場合で、補聴器が必要だと医師から勧められた人でも、子どもは成長していくから耳の形に合わせて作り直していかなくてはいけなくて、すごいお金がかかると思うんですね。

だから、そういう意味では、子どもたちのことも考えながら、県の意向に沿うのではなくて、そこからこぼれた人たちをどう救っていくのかということを考えるような行政にさせていただきたいと思いますけれど、町としての考えをお聞かせいただきたいと思います。再質問です。

○議長（上田孝二君）

松田福祉保健課長。

○福祉保健課長（松田宜親君）

お答えをいたします。

この事業は、町にとって新しい事業でありますので、先ほどの答弁のとおり、県の補助事業に沿って事業を実施した後、利用者等の状況を確認しながら、今後の事業展開等について考察をしてみたいと思います。

以上でございます。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

新しい事業ですけれども、やはり住民の皆さんが今困っていること、それをいかに救っていくのかと考えながら行政を進めていっていただきたいと思います。

以上をもって、私の質問を終わります。

○議長（上田孝二君）

渡辺文子君の一般質問を終わります。

日程第3 休会の決定

お諮りします。

議案調査のため、9月10日（水曜日）は休会にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、9月10日（水曜日）は休会とすることに決定しました。

以上で本日の議事日程は終了しました。

本日は、これをもちまして散会とします。

ご苦労さまでした。

○議会事務局長（中山耕史君）

それでは、相互の礼で終わりたいと思います。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

お疲れさまでした。

散会 午後 3時17分

令和 7 年

第 3 回身延町議会定例会

9 月 1 1 日

令和7年第3回身延町議会定例会（3日目）

令和7年9月11日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 諸般の報告
日程第2 委員長報告
日程第3 認定第1号 令和6年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について
日程第4 認定第2号 令和6年度身延町水道事業会計決算認定について
日程第5 認定第3号 令和6年度身延町下水道事業会計決算認定について
日程第6 議案第61号 身延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第7 議案第62号 身延町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第8 議案第63号 身延町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
日程第9 議案第64号 身延町勤労青年センター条例を廃止する条例について
日程第10 議案第65号 身延町下部リバーサイドパーク条例の一部を改正する条例について
日程第11 議案第66号 身延町社会体育施設条例の一部を改正する条例について
日程第12 議案第67号 身延町水道給水条例の一部を改正する条例について
日程第13 議案第68号 身延町下水道条例の一部を改正する条例について
日程第14 議案第69号 身延町農業集落排水施設等条例の一部を改正する条例について
日程第15 議案第70号 身延町過疎地域持続的発展計画の変更について
日程第16 議案第71号 令和7年度身延町一般会計補正予算（第4号）
日程第17 議案第72号 令和7年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第18 議案第73号 令和7年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第19 議案第74号 令和7年度身延町介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第20 議案第75号 令和7年度身延町水道事業会計補正予算（第2号）
日程第21 同意第3号 身延町教育委員会委員の任命について
日程第22 同意第4号 身延町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第23 同意第5号 身延町固定資産評価審査委員会委員の選任について

- 日程第24 同意第6号 身延町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第25 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第26 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第27 請願第2号 学校の働き方改革・長時間労働是正の実現のための教職員定数改善と「カリキュラム・オーバーロード」の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書
- 日程第28 請願第3号 医療機関の事業と経営維持のための診療報酬の再改定を求める請願書
- 日程第29 委員会の閉会中の継続調査について
- 追加日程第1 発議第4号 学校の働き方改革・長時間労働是正の実現のための教職員定数改善と「カリキュラム・オーバーロード」の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書案の提出について
- 追加日程第2 発議第5号 医療機関の事業と経営維持のための診療報酬の再改定を求める意見書案の提出について

2. 出席議員は次のとおりである。(14人)

1番	市川 司	2番	遠藤 公久
3番	深山 光信	4番	佐野 昇
5番	山下 利彦	6番	佐野 知世
7番	伊藤 雄波	8番	望月 悟良
9番	広島 法明	10番	野島 俊博
11番	田中 一泰	12番	渡辺 文子
13番	伊藤 達美	14番	上田 孝二

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(21人)

町	長	望月 幹也	副 町 長	遠藤 基
教 育	長	馬場 泰	総 務 課 長	深沢 泉
会 計 管 理 者		笠井 和美	企 画 政 策 課 長	高野 修
財 政 課	長	幡野 弘	税 務 課 長	伊藤 剛
町 民 課	長	曾谷 英輝	福 祉 保 健 課 長	松田 宜親
観 光 課	長	青嶋 浩二	子 育 て 支 援 課 長	遠藤 仁
産 業 課	長	若狭 秀樹	建 設 課 長	佐野 彰
土 地 対 策 課	長	深沢 暢之	環 境 課 長 ・ 上 下 水 道 課 長	笠井 健一
身 延 支 所	長	加藤 千登勢	下 部 支 所 長	望月 融
施 設 整 備 課	長	佐野 美秀	学 校 教 育 課 長	望月 俊也
生 涯 学 習 課	長	石部 直樹		

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名 (2人)

議会議務局長 中山 耕史
録音係 青柳 江美

開会 午前 9時00分

○議会事務局長（中山耕史君）

相互に礼を交わしたいと思います。

ご起立をお願いします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（上田孝二君）

本日は大変ご苦労さまです。

それでは、出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第3号により執り行います。

日程第1 諸般の報告を行います。

本日の説明員として、地方自治法第121条の規定に基づき出席通知のありました者の職氏名につきましては、一覧表として配布したとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 委員長報告。

（1）総務産業建設常任委員会に付託した議案第61号から議案第63号まで、および議案第70号について、委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長、伊藤達美君。

登壇してください。

伊藤達美君。

○総務産業建設常任委員長（伊藤達美君）

それでは、端末の総務産業建設常任委員会審査報告書をそれぞれご覧をいただきたいと思います。

（以下、総務産業建設常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（上田孝二君）

以上で、委員長の報告が終わりました。

委員長はその場でお待ちください。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で、総務産業建設常任委員会の審査報告に対する質疑を終わります。

委員長は自席にお戻りください。

次に、（2）教育厚生常任委員会に付託した議案第64号から議案第69号まで、および請願第2号、請願第3号について、委員長の報告を求めます。

教育厚生常任委員会委員長、田中一泰君。

登壇してください。

田中一泰君。

○教育厚生常任委員長（田中一泰君）

それでは、端末の別紙、委員会審査報告書をご覧ください。

（以下、教育厚生常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（上田孝二君）

以上で、委員長の報告が終わりました。

委員長はその場でお待ちください。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で、教育厚生常任委員会の審査報告に対する質疑を終わります。

委員長は自席にお戻りください。

次に、（3）予算決算常任委員会に付託した認定第1号から認定第3号および議案第71号から議案第75号までについて、委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長、伊藤雄波君。

登壇してください。

伊藤雄波君。

○予算決算常任委員長（伊藤雄波君）

それでは、端末の別紙、委員会審査報告書をご覧ください。

（以下、予算決算常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（上田孝二君）

以上で、委員長の報告が終わりました。

委員長はその場でお待ちください。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で、予算決算常任委員会の審査報告に対する質疑を終わります。

委員長は自席にお戻りください。

これから、日程に従い討論・採決を行います。

日程第3 認定第1号 令和6年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

渡辺文子君。

○12番議員（渡辺文子君）

認定第1号 令和6年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について、反対討論いたします。

一般会計決算認定について。

2款総務費、4項選挙費について、町の選挙管理委員会では、人口減少が著しいなどの理由で、町内に20カ所あった投票所を半分の10カ所に減らしてしまいました。

投票所がなくなった地域の方は、「地域にあった投票所がなくなり、この地域が取り残されてしまったと思った。とても残念です。選挙には行かない。」と話していました。

ほかの地域の方々は、「不便になるけど仕方がない。諦めるしかない。」と話していました。

デマンドバスの運行をするから投票所をなくしてしまってもよいという問題ではなく、住民の権利に関わる大切な問題で、この認定について賛成できません。

身延町後期高齢者医療特別会計決算および介護保険特別会計決算について、反対討論いたします。

後期高齢者医療制度は、国民を年齢で区切り、高齢者を別枠の医療保険に強制的に囲い込んで、負担増と差別医療を押しつけるものです。

2008年度の制度導入以来、何回も保険料の値上げが実施され、高齢者の生活を圧迫する重大要因となっています。

平成27年度の被保険者1人当たりの調定額は4万8,726円で、令和6年度には8万5,425円と倍近く上がっています。

介護保険特別会計決算については、介護保険制度が始まり、より多くの高齢者に公的介護サービスを届ける環境を整えてきたという点での、介護保険が大きな役割を果たしてきたことは事実です。

しかし、経済的などの理由で必要な介護サービスが利用できない実態が広がっていて、家族介護を理由とした介護離職も高止まりをしています。

令和6年度から訪問介護基本報酬が引き下げられ、訪問介護事業所、とりわけ小規模零細事業所が経営難に陥り、在宅介護の基盤が破滅的になる恐れがあります。

このままだと訪問介護事業の存続が危ぶまれ、要介護になっても在宅で安心して暮らし続けることも困難となります。

そんな中でも、介護に携わる方たちは、それぞれの場所で努力をしてくれています。

介護にかかる経済的な心配をなくし、必要なときに必要な介護サービスが利用・提供できる介護保険制度にすべきです。

以上です。

○議長（上田孝二君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

遠藤公久君。

○2番議員（遠藤公久君）

認定第1号 令和6年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定についてのうち、2款総務費、4項選挙費について、賛成の立場で討論させていただきます。

人口減少の著しい当町において、行政のスリム化、コンパクト化は避けられないことが現状です。

期日前投票がかなりの割合を占めることや選挙に関わる人員負担の軽減などに配慮して、投票所の再編計画は住民説明を実施し、町民に丁寧な説明を行い、一定の理解が得られたものとして実施いたしました。

しかし、高齢化が進む当町においては、高齢者に寄り添った施策が必要であり、デマンドバス型交通支援や移動期日前投票所の設置などで投票支援を実施した予算執行であることから、適正な歳出と考えます。

以上、決算認定について、2款4項についての賛成討論といたします。

続いて、認定第1号 令和6年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定についてのうち、身延町後期高齢者医療特別会計決算について、賛成の立場で討論させていただきます。

後期高齢者医療制度は、原則75歳以上の方が加入する独立した医療制度です。

導入当初から高齢者いじめなどという批判がありましたが、団塊の世代が75歳以上になり始めて以降、現役世代の負担が一層重くなる恐れがある中、他の健康保険制度全体とバランスを取りながら、国民皆保険制度を守るためにも必要な制度であり、当身延町も負担分として一般会計から2億8,458万8,510円を繰り入れ、決算を行いました。

増大する高齢者の医療費は、日本の大きな問題の一つでもあります。

当町においても被保険者の数は減少しているにもかかわらず、療養給付費は増加するなど様々な問題はあるにしても、高齢者の方々の健康と福祉を支え、経済的な公平性を実現し、地域医療機関と連携しつつ、病気やケガの完治を目指し、健康で元気な生活を取り戻すことが最も重要であり、後期高齢者医療制度は重要な社会保障の一つと考えます。

以上の立場から、本決算について賛成の討論といたします。

続いて、認定第1号 令和6年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定についてのうち、身延町介護保険特別会計決算について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

平成12年度からスタートした介護保険制度は、町民の老後における介護の不安を解消する制度として定着し、また、介護サービスの提供は多くの職種が関与し、これにより町民の雇用機会も増えるなど、地域の雇用、地域経済にも影響を与えていると考えます。

超高齢化社会を迎え、介護給付に要する費用の増加は避けられないのが現状です。

当町においては、低所得者保険料高騰抑止のために低所得者保険料軽減繰入金1,911万1,520円を含む合計3億933万1,458円を一般財源より繰り入れ、保険料値上げの抑制の努力を行い、子どもや孫の世代に負担を残さないようにしながら本事業を行った努力が認められます。

以上の点をもって、認定第1号のうち、身延町介護保険特別会計決算について賛成討論いたします。

○議長（上田孝二君）

次に、反対討論はありますか。

（なし）

反対討論がないので、これで討論を終わります。

それでは、これから認定第1号を採決します。

お諮りします。

認定第1号に対する委員長の報告は、認定すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

挙手多数であります。

よって、認定第1号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第4 認定第2号 令和6年度身延町水道事業会計決算認定についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第2号を採決します。

お諮りします。

認定第2号に対する委員長の報告は、認定すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、認定第2号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第5 認定第3号 令和6年度身延町下水道事業会計決算認定についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第3号を採決します。

お諮りします。

認定第3号に対する委員長の報告は、認定すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、認定第3号は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第6 議案第61号 身延町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

それでは、議案第61号を採決します。

お諮りします。

議案第61号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第61号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第62号 身延町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての
討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第62号を採決します。

お諮りします。

議案第62号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第62号は、委員長の報告のとおり可決されました。

遠藤公久君。

○2番議員 (遠藤公久君)

議事日程表でありますと、今、日程第9ですね。1つつずれているような気がしますけど、
確認してください。

○議長 (上田孝二君)

暫時休憩とします。

休憩 午前10時08分

再開 午前10時11分

○議会事務局長 (中山耕史君)

申し訳ございません。

私のほうで用意しました次第書の日程第6に入っております、報告第7号 令和6年度決算
に基づく身延町健全化判断比率及び資本不足比率の報告については、すでに1日目で終結して
おりまして、本来、最終日には入ってこない報告になりますので、日程第6が下の議案第61号
に1個ずつずれます。1個ずつずれますと、下で日程第12が2つ出てきますけれども、日程
第11が議案第66号となりまして、日程第12がそろそろような形になります。

資料の間違い、大変申し訳ございませんでした。

すみません、資料の間違いがございましたので、以上のことから、再度、日程第6から採決
を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長 (上田孝二君)

それでは、再開いたします。

それでは、議案第61号の採決を行います。

お諮りします。

議案第61号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第61号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第62号 身延町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての
討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第62号を採決します。

お諮りします。

議案第62号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第62号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第63号 身延町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第63号を採決します。

お諮りします。

議案第63号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第63号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第64号 身延町勤労青年センター条例を廃止する条例についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第64号を採決します。

お諮りします。

議案第64号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第64号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第65号 身延町下部リバーサイドパーク条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第65号を採決します。

お諮りします。

議案第65号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第65号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第66号 身延町社会体育施設条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第66号を採決します。

お諮りします。

議案第66号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第66号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第67号 身延町水道給水条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第67号を採決します。

お諮りします。

議案第67号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第67号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第13 議案第68号 身延町下水道条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第68号を採決します。

お諮りします。

議案第68号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第68号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第14 議案第69号 身延町農業集落排水施設等条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第69号を採決します。

お諮りします。

議案第69号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第69号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第15 議案第70号 身延町過疎地域持続的発展計画の変更についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第70号を採決します。

お諮りします。

議案第70号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第70号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第16 議案第71号 令和7年度身延町一般会計補正予算(第4号)の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第71号を採決します。

お諮りします。

議案第71号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第71号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第17 議案第72号 令和7年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第72号を採決します。

お諮りします。

議案第72号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第72号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第18 議案第73号 令和7年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第73号を採決します。

お諮りします。

議案第73号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第73号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第19 議案第74号 令和7年度身延町介護保険特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第74号を採決します。

お諮りします。

議案第74号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第74号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第20 議案第75号 令和7年度身延町水道事業会計補正予算（第2号）の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第75号を採決します。

お諮りします。

議案第75号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第75号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第21 同意第3号 身延町教育委員会委員の任命について

日程第22 同意第4号 身延町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第23 同意第5号 身延町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第24 同意第6号 身延町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第25 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第26 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

以上、6案件は人事案件のため、討論を省略し採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、同意第3号から同意第6号まで、および諮問第2号、諮問第3号については討論を省略し、直ちに採決に入ることに決定しました。

まずはじめに、同意第3号から同意第6号までについて採決を行います。

なお、採決は起立によって行います。

それでは、同意第3号を採決します。

原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、同意第3号は渡辺勝氏、住所および生年月日は、議案書に記載のとおり同意することに決定しました。

次に、同意第4号を採決します。

原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、同意第4号は秋山和子氏、住所および生年月日は、議案書の記載のとおりに同意することに決定しました。

次に、同意第5号を採決します。

原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、同意第5号は柿島利巳氏、住所および生年月日は、議案書に記載のとおりに同意することに決定しました。

次に、同意第6号を採決します。

原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、同意第6号は望月由香里氏、住所および生年月日は、議案書に記載のとおりに同意することに決定しました。

次に、諮問第2号について採決します。

なお、採決については、異議があるかどうかを求めます。

お諮りします。

諮問第2号について、原案のとおり決定するものとするにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、諮問第2号は適任と意見を付すことに決定しました。

次に、諮問第3号について採決します。

なお、採決については、異議があるかどうかを求めます。

お諮りします。

諮問第3号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、諮問第3号は適任と意見を付すことに決定しました。

日程第27 請願第2号 学校の働き方改革・長時間労働是正の実現のための教職員定数改善と「カリキュラム・オーバーロード」の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから請願第2号を採決します。

お諮りします。

請願第2号に対する委員長報告は、採択すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、請願第2号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第28 請願第3号 医療機関の事業と経営維持のための診療報酬の再改定を求める請願書の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから請願第3号を採決します。

お諮りします。

請願第3号に対する委員長の報告は、採択すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、請願第3号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

日程第29 委員会の閉会中の継続調査について。

総務産業建設常任委員会委員長、教育厚生常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、議会広報編集委員会委員長および、議会改革推進特別委員会委員長から、委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、定例会資料のとおり閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。

本日、請願第2号、請願第3号の採択に伴い、意見書案2件が提出されました。

この案件を本日の日程に追加し、審議することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、提出された案件を本日の日程に追加することに決定しました。

ここで、追加議事日程の配布のため、暫時休憩いたします。

再開は10時55分とします。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時51分

○議長（上田孝二君）

それでは、皆さん、おそろいようですので再開いたします。

追加日程第1 発議第4号 学校の働き方改革・長時間労働是正の実現のための教職員定数改善と「カリキュラム・オーバーロード」の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書案の提出についてを議題とします。

提出者から本件についての説明を求めます。

市川司君、登壇してください。

市川司君。

○1番議員（市川司君）

それでは、端末の発議第4号をご覧ください。

発議第4号

令和7年9月11日

身延町議会議長 上田孝二殿

提出者

身延町議会議員 市川 司

賛成者

身延町議会議員 渡辺文子

身延町議会議員 遠藤公久

学校の働き方改革・長時間労働是正の実現のための教職員定数改善と「カリキュラム・オーバーロード」の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書案

上記の議案を、別紙のとおり身延町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案理由

子どもたちのゆたかな学びの保障のため、中学校の学級編制基準の引き下げに当たっては、加配定数の振り替えではなく、教職員定数の実質的な増員で行うこと、学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配の増員など教職員定数改善を推進すること、カリキュラム・オーバーロードの早期改善のため、学習指導要領の内容の精選を行うこと、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国負担割合を2分の1に還元すること、教育条件の格差解消を図るため、地方交付税を含む国における教育予算を拡充すること、以上の意見書を政府関係機関に対し提出する。これが、この議案を提出する理由であります。

次のページが関係機関へ提出する意見書（案）です。

ご審議をよろしく申し上げます。

○議長（上田孝二君）

以上で、提出者の説明が終わりました。

市川司君はその場でお待ちください。

これから発議第4号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で、発議第4号の質疑は終わります。

市川司君は自席にお戻りください。

これから発議第4号の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第4号を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、発議第4号は、原案のとおり可決することに決定しました。

追加日程第2 発議第5号 医療機関の事業と経営維持のための診療報酬の再改定を求める意見書案の提出についてを議題とします。

提出者から本件についての説明を求めます。

渡辺文子君、登壇してください。

渡辺文子君。

○12番議員(渡辺文子君)

それでは、端末の発議第5号をご覧ください。

発議第5号

令和7年9月11日

身延町議会議長 上田孝二殿

提出者

身延町議会議員 渡辺文子

賛成者

身延町議会議員 伊藤雄波

身延町議会議員 佐野 昇

医療機関の事業と経営維持のための診療報酬の再改定を求める意見書案

上記の議案を、別紙のとおり身延町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案理由

全国各地で医療機関の経営が深刻化し、事業存続が危機的状況にある。倒産件数および休業・解散件数は過去最多を更新している。また、医療現場での人手不足も深刻化しており、給与が上がらないことで医療現場を離れ他産業に人材が流れている。このように地域医療は経営

難による崩壊寸前の状況にあることから、医療機関の事業と経営維持のための診療報酬の再改定、補助金等の財政支援措置を行うことの見解書を政府関係機関に対し提出する。

これが、この議案を提出する理由であります。

次のページが関係機関へ提出する意見書（案）です。

ご審議をよろしくお願いをいたします。

○議長（上田孝二君）

以上で、提出者の説明が終わりました。

渡辺文子君はその場でお待ちください。

これから発議第5号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で、発議第5号の質疑を終わります。

渡辺文子君は自席にお戻りください。

これから発議第5号の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第5号を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、発議第5号は、原案のとおり可決することに決定しました。

以上をもちまして、本定例会に付議された案件は全て議了しました。

ここで、町長からあいさつの申し出がありましたので、これを許します。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

皆さん、大変お疲れさまでございました。

令和7年身延町議会第3回定例会の閉会にあたり、一言お礼のごあいさつを申し述べさせていただきます。

本定例会は、去る9月2日に開会をし、本日までの10日間、上田議長のもと、私どもが提出いたしました認定3件、報告1件、議案15件、同意4件、諮問2件につきまして、真摯にご審議をいただき、全ての提出案件につきましてご認定、ご議決、ご同意等をいただく中で、無事閉会を迎えることができました。

議員の皆さまにおかれましては、今任期最後の定例会であります。議員の皆さまのこれまでのご協力に重ねて敬意と感謝を申し上げたいと存じます。

本議会でご議決いただきました補正予算を含めた令和7年度の各予算執行につきましては、

財政の健全化を図りながら、効果的かつ効率的な事業執行に努めてまいります。

職員共々、知恵を出し合って、引き続き最善を尽くしてまいりますので、議員の皆さまには、今後もなお一層のご指導、ご支援を賜りますようお願いを申し上げます。

新型コロナ感染症ですけれども、一昨年5月に感染症法上の位置づけが季節性インフルエンザと同じ5類感染症に移行し、2年と5カ月弱が経過をいたしました。ここにきて強い喉の痛みを伴う変異株ニンバスの流行で、本県をはじめ全国的にも感染者が増加してきており、一向に収まる気配がありません。

また、9月も半ばとなり、朝夕はだいぶ涼しくなってきたとはいえ、まだまだ厳しい残暑が続くと思われまます。

皆さま方には、どうか健康には十分ご留意いただき、町民福祉向上のため、引き続きのお力添えをよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、閉会にあたってのあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（上田孝二君）

町長のあいさつが終わりました。

会議規則第7条の規定によって閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、本定例会はこれで閉会することに決定しました。

会期の10日間、議員各位には慎重に審議していただき、無事定例会を終了することができました。これも関係各位のご協力によるものと感謝申し上げます。

各位におかれましては、健康に十分留意され、町政発展のため、なお一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。これをもちまして、令和7年第3回定例会を閉会とします。

大変ご苦労さまでした。

○議会事務局長（中山耕史君）

相互にあいさつを交わしたいと思います。

ご起立をお願いします。

相互に礼。

お疲れさまでした。

閉会 午前11時05分

上記会議の経過は、委託先（株）東洋インターフェイス代表取締役薬袋東洋男が録音テープから要約し、議会事務局長中山耕史が校正したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、議長により署名する。

議 長

署 名 議 員

同 上

同 上